

日本卓球ハンドブック

2026 年度版



公益財団法人 日本卓球協会

目 次

ページ

1. 沿革	1
2. 組織図	8
3. 評議員・役員・名誉役員・執行代表者・加盟団体代表者名簿	9
4. 強化本部	17
5. 専門委員会およびプロジェクト委員長・委員	19
6. 関連団体代表委員等	23
7. 諸規程	24
8. 事業計画	209
9. 加盟団体所在地・会長・理事長・事務局長・加盟団体代表者	212
10. 会員お見舞い制度	223
11. 公認用具指定業者	226

1 沿 革

●1902(明治 35)年頃に伝来

日本に卓球がいつ移入されたかは諸説あり定かではないが、1902(明治 35)年、ヨーロッパの体育視察から帰国された東京高等師範学校教授の坪井玄道氏が、ネット、ラケット、ボール、ルールブックを持ち帰ったことによりわが国に伝わってきたとされている。

当初 20 年あまりは大学、高専、旧制中学校等で同好者がクラブ組織をもっていたが、その後 1921(大正 10)年にわが国初の卓球統轄機関として大日本卓球協会が創立され、関東と関西にそれぞれ本部を設け、対抗試合や日本選手権大会等を実施していた。

●日本選手権が年に 2 つも 3 つも

しかし、この大日本卓球協会は、不幸にも長続きはしなかった。ことに内部紛争が激しく、ついに分裂して、新しく関東に全国卓球連盟が生まれた。この連盟が後に本流となって、現在の日本卓球協会に引継がれたのであるが、この他にも大日本卓球連盟や、帝国卓球協会等が作られ、分裂状態のまま日本選手権大会が同じ年に 2 つも 3 つもあるといった状態であった。

一方、これらの組織問題とは別に、競技層は年々拡大して、女子や学生層にも拡がり、1926(大正 15)年の秋、第 3 回明治神宮体育大会に初めて卓球の参加が認められた。また 1927(昭和 2)年、第 8 回極東オリンピックの公開種目に卓球が加えられたのである。

●1931(昭和 6)年に日本卓球協会の前身、「日本卓球会」発足

しかしながら、その後も各卓球団体が紛争を続けたため第 5 回明治神宮体育大会から除外されたり、不幸な事が多かったが、1931(昭和 6)年、文部省の斡旋により、種々行きがかりの多いこれらの団体の合同よりは、むしろ新団体を創立して従来のを発展的に解消させた方が良いということになり、既存の団体もこれに同意して、ここに新たに日本卓球会が発足(7 月 12 日)したのである。後の 1937(昭和 12)年に日本卓球協会と改称され、現在の日本卓球協会につながっている。

1933(昭和 8)年には新競技規則を設けたり、規約を改正して地方組織の拡充を計り、全国各地にも支部が結成され、全日本選手権大会をはじめ各競技会を主催したり、競技の普及や対外交渉権を持つわが国における唯一の卓球統轄団体となり、1939(昭和 14)年には(財)大日本体育協会にも加盟(5 月 26 日)を承認されたのである。

●1936(昭和 11)年から硬式も全日本選手権の正式種目に

これまで開催されてきた競技会(軟式)に加え、1934(昭和 9)年に国際ルール(硬式)を採用し、翌年の全日本選手権にはオープン種目として行い、1936(昭和 11)年からは正式種目として、国際交流の道も開かれた。以来硬式卓球(国際式)と軟式卓球(日本式)とがそれぞれ併用されていた。

また、長山泰政博士がドイツ・ミュンヘンでの神経病理学の研究を終えて、昭和 5 年に帰国した際、博士が滞欧中に体得された硬式ボールによるダブルス競技についてルールと共に紹介された。翌昭和 6 年には、大阪でオープンゲームとして「第 1 回日本卓球ダブルス大会」が開かれている。

1938(昭和 13)年には、ハンガリーのサバドス、ケレンの両選手を招聘し、各地で試合を行なったが、対等の成績をあげている。この試合によってシェークハンドグリップや、ゴムばりラケットが関心を持たれた。続く 1940(昭和 15)年には、東亜大会、汎太平洋大会を開催し、共に日本が圧勝し、世界に日本卓球の実力を示したものと言えるであろう。

1941(昭和 16)年 12 月、第二次世界大戦が始まり、戦争の進展とともに卓球を行うことが次第に窮屈になり、英語禁止のため卓球ルールも日本語に改正された。しかし枢軸国卓球大会等細々に行われていたが、1943(昭和 18)年には全く停止され、終戦までは空白の状態となった。

●戦後第1回は、国体が全日本選手権を兼ねる

1946(昭和 21)年、長い間の戦争も終わり、ようやく残存の役員が中心となって日本卓球協会の再建にとりかかった。組織・規約も戦前のものを踏襲して少数のスタッフで辛酸をなめながら統一団体の体面を保って努力をし続けた。その秋には新生日本の再建にはスポーツが重要な役割を占めるものとして、戦前の明治神宮大会に代って日本体育協会主催の第 1 回国民体育大会が行われ、卓球もその種目に加えられ、復活第 1 回の全日本選手権大会を兼ねて行われた。また 1947(昭和 22)年にはマッカーサー元帥杯大会が都市対抗競技として行われ、国民もスポーツによって徐々に自信を取り戻していった。

●1949(昭和 24)年に国際卓連へ再加盟

1949(昭和 24)年には国際卓球連盟に再加盟が承認され、国内各競技団体の国際復帰に先鞭をつけ、これによって世界選手権大会参加の機会が与えられた。同年、戦前の卓球ボール公認制度を検定制度に改定し、以後検定料収入は協会の大きな財源となった。また 1951(昭和 26)年には、企業の卓球の奨励のため、全日本実業団選手権大会を事業の一つに加えた。

●1952(昭和 27)年、初参加で世界選手権 4 種目に優勝

このような経過を辿っていよいよ日本卓球の真価を発揮するチャンスが訪れた。即ち 1952(昭和 27)年第 19 回世界選手権大会がインドのボンベイで開かれた機会をとらえ、日本は長い間の夢であった初参加を実現し、7 種目中 4 種目制覇の偉業を成し遂げ世界を驚嘆させた。

その後英国のリーチ、バークマンを招いた交歓大会には、日本は完敗し、さらに 1953(昭和 28)年の第 2 回アジア卓球選手権大会(東京)ではベトナム勢にも敗れた。

一年おいての第 21 回のロンドン大会の日本代表選手は、戦後育ちの選手のみによって編成されたが、立派に育った選手達は、死力を尽して 3 種目に優勝し、先人の偉業を継承してくれた。以後約 10 年間は、彼等によって世界の王座に君臨したのである。

1956(昭和 31)年には、第 23 回世界選手権大会をわが国に招致し、参加 22 カ国の大会は、連日東京体育館を超過員にし、競技でも 4 種目を手中にして大成功を収めた。以来第 30 回ミュンヘン大会まで、日本は数多くのタイトルを獲得した。この間中国も第 26 回北京大会をきっかけに、世界のトップに踊り出し、日本の好敵手となったが、その後中国が文化大革命のため不参加となり、再び日本の独壇場の感があった。

1971(昭和 46)年、第 31 回世界選手権大会が名古屋で開催されたのを機会に、再び中国が参加し、4 種目の優勝をさらい、以後日本は低迷期に入り、逆に中国が世界を押さえて最強国となった。

●“ピンポン外交”地球を走る

第 31 回世界選手権名古屋大会で忘れてならないことは、米中選手団がガッチリ握手した“ピンポン外交”であった。大会終了後アメリカチームが訪中するというビッグニュースは、一瞬の間に地球上を駆け巡った。球技の中でもっとも軽い白球が、世界政治史上に残る大仕事をやってのけたのである。

この大事件のきっかけを作ったのが、後藤鉦二氏(当時日本卓球協会会長・愛知工業大学学長)の、ある決断であった。名古屋で世界選手権を開催するにあたって、未だ国交のない中国を呼ぶべきか呼ばざるべきか、後藤会長は悩みに悩んだ。国内にもアジアの国々の中にも反対があった。しかし後藤会長は、世界最高の中国選手団を招聘することを決意し、森武氏(当時日本卓球協会常務理事)をともなって隠密裏に訪中、中国の大会参加を取り付けたのであった。周恩来中国首相(当時)の政治・外交手腕をクローズアップさせた事件でもあった。

●1972(昭和 47)年にアジア卓球連合を創設

また名古屋大会に中国参加を要請するために、日本はアジア卓球連盟を整頓する立場になり、アジア卓

球連盟を脱退し、新たに中国と相携えて、1972(昭和 47)年アジア卓球連合を創設し、その会長国となった。

アジア卓球連合創設後は、アジアの卓球を興隆させるため中国と共に活発なる活動を展開し、2A 大会、3A 大会をはじめ、アジア卓球選手権大会を隔年に開催すると共に、卓球技術を発展途上国にも指導し、卓球発展に努力した。また加盟国全部が力を合わせ、国際卓連の中においても積極的に活動し、国際卓連総会においても、アジアの力を浸透させていった。そのため国際卓連会長代理の地位も占め、世界の卓球界に確固たる基盤を作り上げたことは、大きな収穫であった。

●1976(昭和 51)年、創立 45 周年を機に財団法人化

このような歴史を経て、1976(昭和 51)年 7 月 8 日文部省より設立許可を受け、日本卓球協会創立 45 周年記念日(7 月 12 日)を機として永年の念願であった財団法人化を達成し、将来に向って飛躍的な発展の基盤を確立した。1980(昭和 55)年には、アジア、アフリカ、ラテンアメリカ各国の要望に応じて第 4 回 3A 大会を開催した。

1981(昭和 56)年、第 36 回世界選手権大会がノビスアドで開催されたが、1952(昭和 27)年以来保持し続けた数多くのタイトルの中で、僅かに手中にしていた男子シングルスタイトルもこの大会で失い卓球界は大きなショックを受けた。既に 10 年程前から競技力はかなり低落していた事も事実であった。

以来ノビスアド敗戦の原因に総点検を加え、次の東京大会に備え王座奪還の悲願を込め、施策の改善と競技力の立て直しに全力を傾注した。

●1983(昭和 58)年、日本で 3 度目の世界選手権

そして 1983(昭和 58)年 4 月、東京で第 37 回世界選手権大会(日本で 3 回目)を開催した。この大会には世界各国から 86 の協会と、1,033 名の役員選手が参加し、史上最高最大の規模で行われ、これを完遂し国際卓球連盟会長より最高の讃辞を受けたが、競技の方は残念ながら王座奪還の夢は果たせなかった。

●協会の組織強化、機構整備を図る

1976(昭和 51)年に財団法人化を果たした本会は組織強化の重要課題である全会員の登録制度を実施するに当たり、多少の抵抗もあったが乗り越えて 1978(昭和 53)年度に発足(昭 53.6.24)。初年度は登録人員も 46,329 名が登録され、まずまずの出足であった。このことは本会の財政補強の一助となった。そして 2010(平成 22)年度には 300,096 名を記録し、登録制度が始って以来初めて登録会員が 30 万人を突破した。

また、財政基盤確立のため基本財産を昭和 57 年末までに 1 億円とすることとして名誉会員の募集を行ったり、5 年間に起債 7,000 万円の利息を納入してもらうなど苦心をして財政確立を図った。幸い関係者の努力が実り、2009(平成 21)年度には基本財産も 4 億円とする健全財政が確立した。

その他にも卓球に段位制を導入し、卓球の普及と活性化を図った。これには競技歴、役員歴、指導歴等を考慮して段位を定めたが、初年度第 1 回の発表(1981(昭 56)年 2 月 16 日)には 252 名延べ段位 965 段が発表されて話題をまいた。徐々に反響を呼んで昭和 61 年度以降は本会主催事業の主たる全日本選手権、社会人選手権の各都道府県代表者は有段者でなければならないことになったが、このような背景もあって 2026 年度末の有段者は 34,800 名に達し、延べ段位も 58,500 段を突破し、これも財政補強の一助となっている。

さらに昭和 43 年度に施行された公認審判員制度は今や全国的にも定着し、公認レフェリー 597 名、上級公認審判員 991 名を数え、公認審判員に至っては全都道府県に有資格者が多数存在している。また、国際試合には国際審判員が必要となったため資格者は現在 395 名となり世界一位の国際審判員資格者を保有している。

また社会体育の普及発展に伴い指導者の要請も多く資格取得者もふえて、公認スポーツ指導者が 4,648

名(2026年5月18日現在)の多きに達している等、内政面の充実が一段と進展して今やスポーツ界でも有数の競技団体に発展してきたことは慶賀に堪えない。

●事業の活性化

本会の事業面はこれまでも数多く行われてきたが、さらに時代の要請に合わせるため、1977(昭和52)年に日本リーグ(実業団)を発足させ、実業団の強化が図られ、その後順調な発展をみせて、日本卓球界の技術の中心となってトップクラスのプレーヤーのほとんどが日本リーグ加盟チームの選手の時間が長く続いた。その後、福原愛の活躍の後を追うように中学生・高校生が全日本選手権で上位に入るようになってきており、選手の世代交代が急速に進んでいる。(日本リーグは1995(平成7)年4月、日本卓球リーグ実業団連盟として独立した)

次いで家庭婦人卓球も著しく進展し、1978(昭和53)年に全国家庭婦人卓球大会(1984(昭和59)年より全国レディース卓球大会に改称)に発展させ、さらに1982(昭和57)年には卓球クラブの振興を図るため全日本クラブ卓球選手権大会を発足させた。

更に1988(昭和63)年ソウルで開かれた第24回オリンピックより卓球が正式種目に加えられたことと、卓球競技力の低迷打開の一方策として思い切って低年層の開発を目指して1980(昭和55)年にカデット(14才以下)、1981(昭和56)年にはホープス(12才以下)、1984(昭和59)年にカブ(10才以下)、1986(昭和61)年にはバンビ(8才以下)と逐年、年少者の種目をふやし、特にバンビはコートを低くして66cmの高さで行い、低年層を開発し、1986(昭和61)年度からは全日本卓球選手権大会(ホープス・カブ・バンビの部)として独立した大会にまで発展させてきた。

この他、1988(昭和63)年、卓球人口の減少傾向の食い止めや卓球の活性化の方策として高齢者層をターゲットにラージボール卓球が開発され、専用のラケット、ラバーの開発も進み全国大会はもとより海外で国際大会が開かれるまでに普及し、卓球の活性化に大いに貢献している。

また、日本卓球界のスタートになった軟式卓球も、2001(平成13)年度よりルールが38mmボールから40mmボールに変更されたことに伴い、2001(平成13)年度を最期に永い歴史にピリオドを打つこととなった。

なお、2002年4月1日に、1ゲーム11本・サービス2本交代とする劇的な日本ルール改正が実施された。(ITTFは2001年9月から実施)これにより、選手にとっては、試合の戦い方が大きく変化することとなった。

そして、2010年より日本での卓球プロリーグの設立・運営に関し検討が行われ、2017年3月、一般社団法人Tリーグを設立し2018年10月に両国国技館で日本初の卓球リーグ「Tリーグ」が開幕した。これまでは日本国内に世界レベルのリーグはなく、ドイツ、ロシアなどのプロリーグに参戦して腕に磨きをかける日本人選手が多かったが、今後は、自国のリーグで育成を強化し、あらゆる面で卓球というスポーツの価値を上げることが期待される。

また、従来卓球のラバーは赤色と黒色の2色であったが、2020年1月1日の国際卓球連盟のルール改定を受け、日本では2021年10月1日よりピンク・グリーン・ブルーの新色ラバーが発売された。新色をラバーを使う場合は片面は黒いラバーを貼ることで規定された。

●日本人の国際卓球連盟会長が誕生

1987(昭和62)年、第39回世界卓球選手権大会はニューデリー(インド)で開催された。この大会の会期中に荻村伊智朗氏(当時日本卓球協会副会長)が国際卓球連盟会長に立候補し、現職だったエバンス会長(イギリス)を破って三代目の会長に当選。日本スポーツ界にとって大ニュースとなった。外来スポーツで日本人が世界の会長になったのはスポーツ史上初の快挙であった。

荻村氏は、会長就任直後から地球上をかけ巡り、世界の卓球普及に尽力した。同氏の脳裏には白球を通

して世界平和が描かれていたのだろうか。1970 年訪中の際に、当時の周恩来首相に“ピンポン外交”を提案したと言われている。圧巻の第一は、1991(平成3)年千葉・幕張で開催された第 41 回世界卓球選手権大会で、韓国と朝鮮民主主義人民共和国との統一チーム実現に成功したことである。

第二は、1994(平成6)年東京で開催された第 2 回地球ユース卓球選手権(満 20 歳以下の世界選手権)大会に、イスラエルとパレスチナ両国選手団の参加を実現させたこと。しかも開会式で両国代表が仲良く選手宣誓をする演出はマスコミでも大きく報道された。しかし、残念なことに荻村伊智朗氏は 1994 年 12 月道半ばにして病魔に倒れた。その後、木村興治氏が 2005 年国際卓球連盟の執行副会長に選任され、2013 年 5 月からは前原正浩氏が執行副会長に就任し、卓球の発展と日本の地位向上に大いに貢献している。

●1991 年以降、日本代表選手の世界大会での活躍

1991(平成 3)年世界選手権千葉大会や次のバルセロナ・オリンピックに向けて、1989(平成元)年に強化本部の機構を新たに始動。同年春の第 7 回アジアカップで齋藤清が男子単に優勝し、続いて第 1 回のジャパンオープンに 17 年振りに中国チームを打倒することができ、ようやく新しい芽が吹き出てきたように見えた。が、世界選手権で初めて採用したブルーのテーブルとオレンジイエローのボールを使用して話題を呼んだ千葉・幕張での第 41 回世界卓球選手権大会では、日本チームは残念ながら、男子 13 位、女子 9 位の史上最低の成績に終わった。

その後、女子では、2001、2004、2006、2008、2010 年と 5 大会連続で女子団体銅メダルを獲得、男子では、2008 年の世界選手権では男子団体として 8 年ぶりのメダルを獲得し、男女とも団体でメダル獲得したのは 29 年ぶりの快挙であった。2009 年には、横浜で開催された世界選手権において、12 年ぶりに男子複で岸川聖也・水谷隼組が銅メダルを獲得、2010 年のモスクワ大会においても団体で男女アベック銅メダルとなった。

2014 年自国開催となった世界卓球東京大会で、女子団体が 32 年ぶりの銀メダル、男子団体が銅メダル獲得、2015 年蘇州大会で、吉村真晴・石川佳純組が混合ダブルスにおいて、38 年ぶりに決勝に進んだが、惜しくも銀メダルであった。

また、2016 年クアラルンプール大会では、男子団体は 39 年ぶりの決勝進出で銀メダル、女子団体は 2014 年世界卓球東京大会に続いての銀メダルを獲得。

さらに同年世界ジュニア選手権大会では、男女団体および男子シングルスで金メダル、そのほかのすべての種目でメダルを獲得するなど若い選手の活躍が目立った。翌年の 2017 年には、アジア選手権で平野美宇が、準々決勝から 3 試合中国選手に勝利し、金メダルを獲得した勢いそのままに、世界卓球デュッセルドルフ大会において、48 年ぶりに女子シングルスで銅メダルを獲得、混合ダブルスでは、吉村・石川組が、見事金メダルを獲得した。同大会では、男子ダブルスで銀メダルと銅メダル、女子ダブルスで銅メダルを獲得した。

2018 年の世界卓球ハルムスタッド大会は、女子団体で 3 大会連続銀メダルを獲得、翌 2019 年ブダペスト大会では前大会金メダルの吉村・石川組が惜しくも銀メダル、女子ダブルスで銀メダルと銅メダルを獲得した。

●人心一新、再建なる

1995(平成 7)年 3 月、大幅な赤字財政に陥っている危機的状況を打破するために、抜本的改革を望む機運が高まり、会長の諮問機関として刷新委員会を発足させ、人心一新、協会再建に乗り出すこととなった。新執行部の努力、全国加盟団体の協力によって、2 年を経ずして赤字解消に成功、健全財政への基盤を築いた。同時に、事務局を含む協会組織・財務管理・選手強化と普及……など、運営および事業面全般にわたって改善努力を続けている。特に協会運営について、従来中央集権的色彩が強かったが、ブロック理事、母体理事を登用し、全国卓球人の声が容易に反映できる仕組みに改善。卓球人の英知を結

集して改革が急ピッチで進められ、1998 年以降、ガラス張り経理のもとで財政の健全化が進み、堅固な体制が維持されている。

●2012(平成 24)年公益財団法人化

2008(平成 20)年 12 月 1 日、公益法人制度関連三法の施行を機に、2012(平成 24)年 4 月 1 日公益財団法人へ移行。

●2019 年事務局を移転

日本卓球協会事務局は日本スポーツ協会が保有していた渋谷区神南にある岸記念体育会館を長年拠点としてきたが、建物の老朽化や 2013 年に東京オリンピック/パラリンピックの開催が決定したこともあり、日本スポーツ協会と日本オリンピック委員会が新宿区霞ヶ丘町に新設した「Japan Sport Olympic Square」に 2019 年 7 月に移転した。

新会館には、日本卓球協会を含む主な日本のスポーツ競技団体が入居するほか、1・2 階に日本オリンピックミュージアムが設置されるなど、名実ともに日本スポーツの新しい総本山として位置づけられている。

●オリンピック競技大会での活躍

1988(昭和 63)年ソウルで行われた第 24 回オリンピック競技大会で初めて卓球が登場、多くのファンが注目した。

2012 年のロンドンオリンピックでは長年の夢であった卓球界初のメダルとなる銀メダル獲得を女子団体（石川佳純・福原愛・平野早矢香）が成し得た。

2016 年リオデジャネイロオリンピックにおいて、男子シングルスで水谷隼のシングルス種目で史上初となる銅メダル獲得を皮切りに、男子団体（水谷・丹羽孝希・吉村真晴）では銀メダル、女子団体（福原・石川・伊藤美誠）では銅メダル獲得の快挙を成し遂げた。

そして地元開催である東京 2020 オリンピック競技大会は、新型コロナウイルスの影響で史上初めて 1 年延期となった。2021 年に開催された東京 2020 オリンピック競技大会は緊急事態宣言下での開催を強いられ、会場は無観客、批判と混乱の中、世界中から集まった選手が熱戦を繰り広げた。本大会より採用された新種目である混合ダブルス決勝戦で、日本卓球史上初の金メダルをかけて水谷・伊藤組が中国の許昕・劉詩雯組と対戦した。

第 1 ゲームは 5-11 で中国ペアがゲームをとった。世界ランキング 1 位のペアは安定した戦いをみせ、日本ペアを攻め立てた。その勢いのまま、第 2 ゲームも中国ペースに。日本ペアも食い下がるが、7-11 と連取されゲームカウント 0-2 とリードされる。しかし、第 3 ゲームに日本ペアが反撃を開始する。一進一退の攻防から最後は伊藤が決めて 11-8 とゲームを奪い返し、ゲームカウントを 1-2 とする。第 4 ゲームも日本ペアの勢いは止まらない。水谷のフォアハンドが決まり始め、ポイントを重ねる。最後相手の抵抗にあったが見事なコンビプレーで 11-9 とゲームカウントをタイスコアに持ち込んだ。第 5 ゲームも日本が攻め、一時 9-8 と追い上げられるも、タイムアウト明けに落ち着いたプレーをみせ、11-9 とゲームを 3 連取。ゲームカウント 3-2 とリードに成功する。第 6 ゲームは中国ペアが底力を見せる。ペースを取り戻し日本ペアは反撃の糸口を見つけられないまま、6-11 と敗れてしまう。最終ゲームは日本ペアのプレーが冴えわたる。序盤から相手を圧倒し、一時、8-0 とリード。6 点を返されるも落ち着いたプレーを見せた水谷・伊藤組が 11-6 で勝利し、日本卓球史上初の金メダルを獲得した。

また、女子シングルスでは伊藤が銅メダルを獲得し日本女子シングルス史上初のメダリストとなった。一方団体戦では、女子団体（石川・伊藤・平野美宇）では準決勝まで圧巻し決勝で中国と対戦したが 0-3 で敗れ銀メダルを獲得。3 大会連続のメダル獲得となった。

男子団体（水谷・丹羽・張本智和）では、準決勝でドイツに敗れるも3位決定戦で韓国と対戦、見事勝利し銅メダルを獲得。2大会連続のメダル獲得となった。

2024年のパリオリンピックでは、混合ダブルスでメダル獲得を期待されていた張本智・早田組が1回戦敗退となった。女子シングルスでは早田が怪我を乗り越え、銅メダルを獲得した。また、女子団体（早田・平野・張本美和）では決勝で中国と対戦し0-3で敗れたが4大会連続のメダル獲得となった。

●新たな組織作り

2019年（令和元年）スポーツ庁が策定したスポーツ団体ガバナンスコード（以下、「ガバナンスコード」）の一つである役員等の体制整備を、2022年6月の役員改選より実施した。今までのブロック理事制度を廃止し、新たに外部理事及び女性理事を取り入れ、役員構成等における多様性の確保を図る。さらに、本会創立100周年の2031年までの間、ガバナンスコードに盛り込まれている中長期事業計画を基本とし、日々の業務遂行に励む。

●2020年以降、日本代表選手の世界大会での活躍

2020年、世界卓球選手権釜山大会は新型コロナウイルスの世界的感染拡大を受け中止となり、翌2021年に開催された世界卓球選手権ヒューストン大会では男子ダブルス（宇田幸矢・戸上隼輔組）が銅メダル、女子ダブルス（伊藤・早田組）が銀メダル、混合ダブルス（張本智・早田組）が銀メダルを獲得した。

2022年に開催された世界卓球選手権成都大会では、女子団体（伊藤・早田・木原美悠・長崎美柚・佐藤瞳）で4大会連続銀メダル、男子団体（張本・戸上・及川瑞基・横谷晟）で銅メダルを獲得。

2023年に開催された世界卓球選手権ダーバン大会では、混合ダブルス（張本智・早田組）で前大会に続く銀メダルを獲得、女子シングルス（早田）と女子ダブルス（木原・長崎組）では銅メダルを獲得した。

2024年に開催された世界卓球選手権釜山大会では、女子団体（早田・平野・伊藤・張本美・木原）で5大会連続銀メダルを獲得した。

2025年に開催された世界卓球選手権ドーハ大会では、男子ダブルス（戸上・篠塚大登組）で64年ぶりの金メダルを獲得した。また、混合ダブルス（吉村・大藤沙月組）では銀メダルを獲得、女子シングルス（伊藤）と女子ダブルス（張本美・木原組）で銅メダルを獲得した。

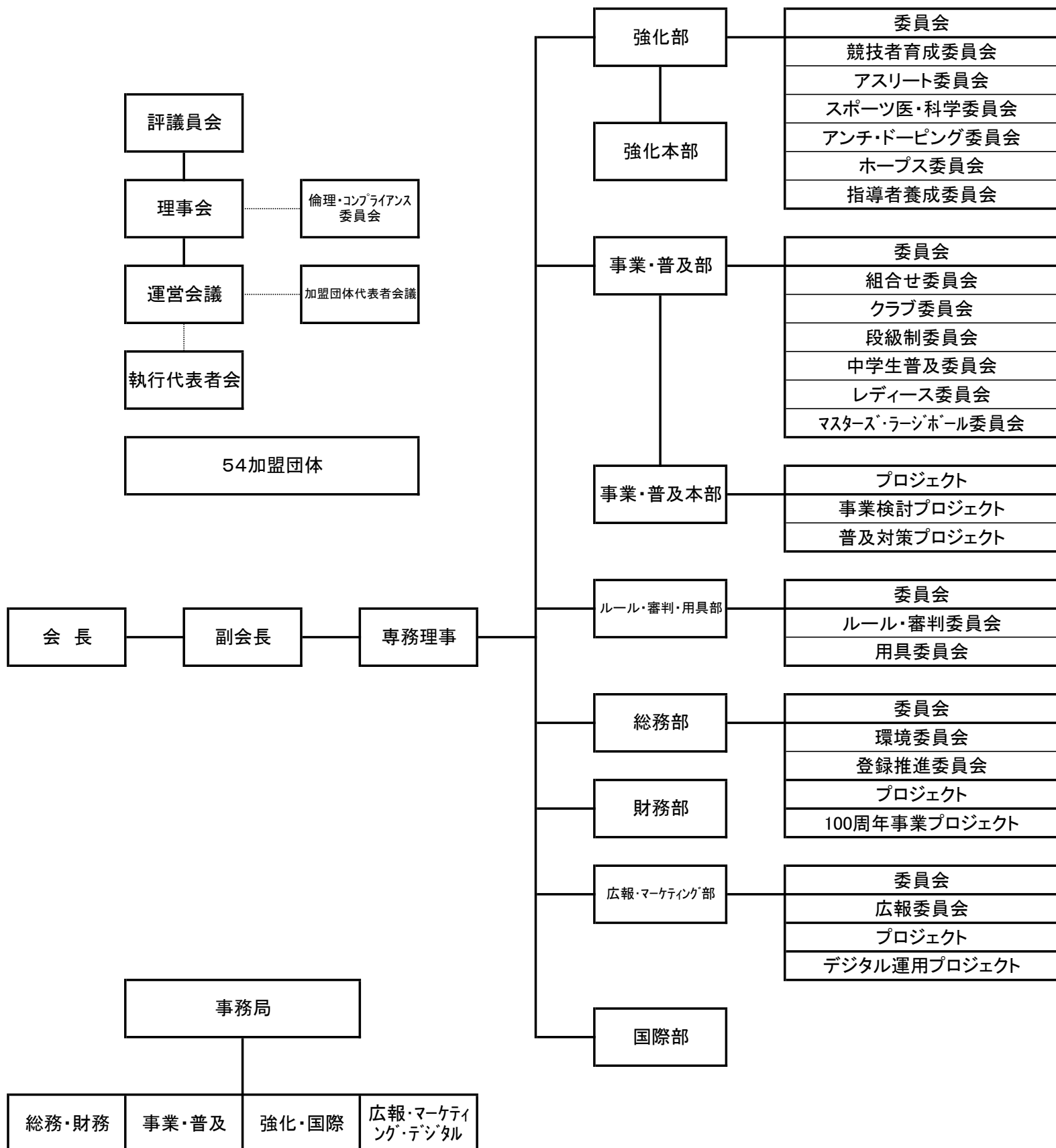
2026年に開催された世界卓球選手権ロンドン大会では、男子団体（張本智・松島輝空・宇田・戸上・篠塚）で銀メダルを獲得、女子団体（張本美・面手凜・早田・橋本帆乃香・長崎）で6大会連続銀メダルを獲得した。

●草の根ピンポンプロジェクト（卓球台配布事業）

本協会は2021年に創立90周年を迎え100周年に向けた中長期計画として「JTТА PROJECT 100」を策定した。そのプロジェクトのひとつである『国民的スポーツに育てる、草の根レベルの環境整備』を実現するために、草の根ピンポンプロジェクト（～卓球で全世代をつなぐ～）と銘打ち、卓球台配布事業を立ち上げた。卓球は、全ての子どもが親しみ、大人になってからも気軽に触れることの出来るスポーツであり、また高齢者の認知症予防や体力維持に有効的であることから、本協会の定款で定める卓球の普及振興を図る目的で卓球台を無償で配布することとした。期間は2024年から10年間で予定している。

2 2026年度 公益財団法人 日本卓球協会 組織図

2026年6月21日



3 評議員・役員・名誉役員・執行代表者・加盟団体代表者 名簿

(2026年7月3日現在)

(1) 評議員

宮嶋 衛次	斉藤 一美	川田 進	土室 完	下田一十四	藤井 敬三
石川 公久	遠藤 美武	高木 珠江	濱田 美穂	塚田 博文	宮本 佳明
石川 一則	高橋 義雄	勝田 隆	山本 浩	柴田 幸男	田邊 陽子

(2) 役員

【理事】

会 長	河田 正也				
副 会 長	加藤 憲二				
専務理事	蓑島 尚信				
常務理事	今村 邦昭	小林 明史	馬場 美香	平岡可奈之	
理 事	木村 典代	倉嶋 洋介	坂井 一也	下川 寛子	斗澤由香子
	平野早矢香	宗片 信一	八木 由里		

【監事】

稲垣 裕	金澤 恭子	國井 隆
------	-------	------

(3) 名誉役員（順不同）

【名誉顧問】

大林 剛郎

【顧問】

西山 昌男	北側 雅司	梅原 誠	三浦 正英	栗本キミ代	茂原 治
青木 章泰	木村 興治	松本 秀幸	児玉 圭司	河村 建夫	関山 満
柴田 幸男	平尾 信次	前原 正浩	八尾 正博	野崎 保夫	

【名誉会長】

藤重 貞慶

【名誉副会長】

星野 一郎

【会賓】

平 公夫	河野 満	柏山 徹郎	高橋 仁	千田 博幸	奥山 淳一
斉藤 一美	小林 博史	相良 健治	茂木 曉至	濱野加代子	土屋 品子
鵜澤 久朗	河原 智	山田かづき	本間 敏博	今井 竜五	田畑 裕明
加藤 真一	今村 邦昭	下田一十四	後藤 泰之	杉本 熊野	大平 満
横江 政則	初田 泰宏	平尾 信次	新田 耕造	小林 茂樹	茂原 治
依藤 典篤	山本 祥二	大森 広志	溝岡 克司	田中 康男	河村 建夫
野崎 保夫	金崎 正久	吉岡 宏美	遠藤 美武	井上 順吾	伊藤 正
村 博愛	高木 珠江	中村 和好	丸田 哲生	具志堅 隆	中村 守孝
児玉 圭司	山下 良則	原田 弘人	坂井 一也	旅川 正人	藤川 太郎
松下 浩二					

【参与】

浅葉 克己	村上 一司	長坂 亘通	今井 良春	白川 誠之	山本 義徳
森 敏之	井関 隆視	平田 武	原田 宜亮	山本 英樹	佐藤 真二
伊澤 孝	山本 昇治	尼崎 勝己	西村 卓二	竹内 敏子	

（４）執行代表者

梶下 博	五十嵐修二	渡辺信一郎	清野 勝彦	松生 純明	谷口 史子
仁井田勇二	福原 淳二	吉藺 孝雄	斎藤 信夫	宗片 信一	板垣 賢一
佐藤 真二	宮崎 義仁				

(5) 2026・2027 年度 加盟団体代表者

北海道	梶下 博	石 川	宮前 正陽	徳 島	榎並 正人
青 森	藤田 暁	福 井	八尾 正博	愛 媛	福原 淳二
岩 手	小田桐憲仁	静 岡	土屋 明	高 知	久保 博嗣
宮 城	熊谷 武浩	愛 知	大元 司	福 岡	佐藤 哲也
秋 田	千田 博幸	三 重	松生 純明	佐 賀	鈴山健一郎
山 形	大場 賢二	岐 阜	山本 志郎	長 崎	村 博愛
福 島	五十嵐修二	滋 賀	堀内 安宏	熊 本	堀川 好実
茨 城	野口 文男	京 都	村上 博巳	大 分	中村 和好
栃 木	久保井圭子	大 阪	谷口 史子	宮 崎	吉藺 孝雄
群 馬	金井 肇	兵 庫	新田 耕造	鹿児島	具志堅 隆
埼 玉	高橋 正郎	奈 良	岩崎 俊哉	沖 縄	豊里 勝
千 葉	大家 仁	和歌山	北畑 光俊	日学連	高島 規郎
東 京	斎藤 信夫	鳥 取	松本 秀樹	高体連	長瀬 直樹
神奈川	河原 智	島 根	持田 俊司	教職員	坂部 忠彦
山 梨	宮澤 和彦	岡 山	加藤 慎一	日本リーグ	小畑 幸生
新 潟	本間 敏博	広 島	末廣 智	知的障がい者	広浦 幸一
長 野	井岡 雅彦	山 口	松岡 俊志	肢体不自由者	富岡 勇人
富 山	森 敏之	香 川	片岡 雅浩	日本ろうあ者	今西 伸行

参考(1) 歴代名誉顧問・顧問・名誉会長・名誉副会長

【名誉顧問】

清水 齋 (平 10～12)
矢尾板 弘 (平 10～19)
後藤 淳 (平 14～30)
森 武 (平 18～令 2)
重村 旦 (平 18～29)
河村 建夫 (平 26～27)
大林 剛郎 (令 4～)

【顧問】

清瀬 三郎 (昭 29～平 2)
城戸 尚夫 (昭 51～平 9)
古屋徳兵衛 (昭 42～平 5)
矢尾板 弘 (昭 57～58)
佐藤 文生 (昭 61～平 11)
鈴木 勲 (昭 61～63)
鈴木 敏文 (昭 61～平 17)
戸張 誠 (昭 61～平 1)
熊谷 典文 (昭 62～平 10)
伊室 一義 (昭 63～平 9)
後藤 康男 (平 1～14)
石川 六郎 (平 2～3)
松川 文豪 (平 2～21)
神津 善行 (平 2～15)
小淵 恵三 (平 3～12)
向原 一雄 (平 10～11)
井坂信太郎 (平 10～13)
檜山與八郎 (平 10～11)
飯塚 實 (平 10～14)
田舛 彦介 (平 10～16)
深水 伸一 (平 14～令 1)
西山 昌男 (平 16～)
北側 雅司 (平 18～)
道上 進 (平 20～令 7)
梅原 誠 (平 20～)
三浦 正英 (平 22～)
大西 清太 (平 22～27)
唐橋 博 (平 22～令 1)
木村 隆文 (平 22～23)
平安 常進 (平 22～27)
江口富士枝 (平 25～令 3)
井川 弘光 (平 25～令 7)
山口 宇宙 (平 25～令 5)
河村 建夫 (平 25～26、令 4～)
栗本キミ代 (平 25～)
茂原 治 (平 30～)
青木 章泰 (平 30～)
木村 興治 (令 2～)
植松 克之 (令 2～令 6)
松本 秀幸 (令 2～)
児玉 圭司 (令 3～)
関山 満 (令 4～)
柴田 幸男 (令 6～)

(顧問のつづき)

平尾 信次 (令 6 ～)
前原 正浩 (令 8 ～)
八尾 正博 (令 8 ～)
野崎 保夫 (令 8 ～)

【名誉会長】 (※は総裁)

※有馬 頼寧 (昭 6 ～12)
※大隅 信幸 (昭 13～20)
足立 正 (昭 35～46)
永野 重雄 (昭 53～58)
高城 元 (昭 59～平 1)
石原 俊 (平 2 ～ 9)
石川 六郎 (平 10～15)
飯田 亮 (平 16～21)
大林 剛郎 (平 26～令 3)
藤重 貞慶 (令 4 ～)

【名誉副会長】

松村 光三 (昭 6 ～12)
竹原英太郎 (昭 51～平 9)
後藤 淳 (昭 51～平 7)
山本弥一郎 (昭 57～61)
清水 齋 (昭 57～平 9)
森 武 (平 10～17)
重村 旦 (平 14～17)
江口富士枝 (平 16～19)
道上 進 (平 18～19)
山口 宇宙 (平 20～23)
河村 建夫 (平 20～23、28～令 3)
栗本キミ代 (平 20～23)
茂原 治 (平 25～29)
青木 章泰 (平 26～29)
木村 興治 (平 28～令 1)
植松 克之 (平 28～令 1)
関山 満 (平 30～令 3)
松本 秀幸 (平 30～令 1)
柴田 幸男 (令 2 ～令 5)
平尾 信次 (令 2 ～令 5)
前原 正浩 (令 4 ～令 7)
八尾 正博 (令 4 ～令 7)
野崎 保夫 (令 4 ～令 7)
星野 一朗 (令 8 ～)

参考(2) 歴代会長・副会長・専務理事・事務局長

【会長】

宇佐川知義 (昭6～21)
沼 正治 (昭22)
岡本 清纓 (昭23)
清瀬 三郎 (昭24～28)
金田一丈夫 (昭29)
足立 正 (昭30～34)
鈴木 万平 (昭35～42)
後藤 鉦二 (昭43～46)
川上 理三 (昭47)
永野 重雄 (昭48～52)
高城 元 (昭53～58)
石原 俊 (昭59～平1)
岩村 英郎 (平2～3)
石川 六郎 (平3～9)
飯田 亮 (平10～15)
大林 剛郎 (平16～25)
藤重 貞慶 (平26～令3)
河田 正也 (令4～)

【副会長】

河本 禎助 (昭6～12)
高瀬 養 (昭6～12)
汐見 三郎 (昭15～20)
沼 正治 (昭21)
岡本 清纓 (昭22～24)
川上 理三 (昭22～28、40～49)
城戸 尚夫 (昭24～50)
金田一丈夫 (昭30～39)
鈴木 万平 (昭31～34)
古屋徳兵衛 (昭35～42)
山本弥一郎 (昭38～56)
後藤 鉦二 (昭40～42)
竹原英太郎 (昭41～50、平2)
高城 元 (昭42～52)
後藤 淳 (昭47～50、平8～13)
大門 大助 (昭50～51)
矢尾板 弘 (昭53～56、59～平7)
清水 齋 (昭53～56)
石原 俊 (昭57～58)
岩村 英郎 (昭57～平2)
熊谷 典文 (昭57～62)

(副会長のつづき)

荻村伊智朗 (昭 62～平 6)
渡辺 広康 (平 2～3)
森 武 (平 4～7)
佐藤 行信 (平 7～10)
江口富士枝 (平 7)
飯田 亮 (平 8～9)
重村 旦 (平 10～13)
深水 伸一 (平 12～13)
西山 昌男 (平 14～15)
三浦 正英 (平 14～19)
山口 宇宙 (平 14～19)
井川 弘光 (平 16)
茂原 治 (平 16～17、22～23)
河村 建夫 (平 18～19、26～27)
木村 興治 (平 20～27)
木村 隆文 (平 20～21)
平安 常進 (平 20～21、28)
植松 克之 (平 22～27)
青木 章泰 (平 24～25)
前原 正浩 (平 28～令 3)
関山 満 (平 28～29)
松本 秀幸 (平 29)
柴田 幸男 (平 30～令 1)
平尾 信次 (平 30～令 1)
八尾 正博 (令 2～令 3)
野崎 保夫 (令 2～令 3)
星野 一朗 (令 4～令 7)
加藤 憲二 (令 8～)

【専務理事】

(理事長) 沼 正治 (昭 6～14 は総務、昭 15～20 は名誉主事)
大門 大亮 (昭 24～34)
長谷川喜代太郎 (昭 35～40 は専務理事、昭 41～43 は理事長)
矢尾板 弘 (昭 47～54)
荻村伊智朗 (昭 55～62)
森 武 (昭 62～平 3)
藤井 基男 (平 4～6)
道上 進 (平 6～7)
松川 文豪 (平 7)
重村 旦 (平 8～11、平 13 は専務理事代行)
木村 興治 (平 12、平 14～19)
前原 正浩 (平 20～27)

(専務理事のつづき)

星野 一朗 (平 28～令 3)

宮崎 義仁 (令 4～令 7)

蓑島 尚信 (令 8～)

【事務局長】

遠藤 好次 (昭 51～60)

藤井 基男 (昭 61～平元)

尾崎 敏彦 (平 2～4)

横田 幸子 (平 5～7)

西田 昌宏 (平 8～15)

白川 誠之 (平 16～19)

井関 律人 (平 20～27)

田部 勝 (平 27～)

※カッコ内は改選年度表記

4 強化本部

(2026 年 6 月 21 日現在)

<強化本部スタッフ>

- 強化本部長：馬場 美香
- 強化副本部長：星野 一朗
- 男子監督：岸川 聖也
- 女子監督：中澤 鋭

<男子強化スタッフ>

○男子ナショナルチーム (NT) 強化スタッフ

監督 (男子全体統括)：岸川 聖也

コーチ：日高 達也 森蘭 政崇 真田 浩二 張本 一博 張本 凌

ストレングス&コンディショニングコーチ：田中 礼人

マッサージ：佐藤 貢大

○男子ジュニアナショナルチーム (JNT) 強化スタッフ

監督 (U-18、U-15 統括)：森蘭 政崇

コーチ：劉 楽 入山 浩治 石田 弘樹 祢屋 康介 真田 浩二

橋津 文彦 大森 隆弘 森 雅幸

ストレングス&コンディショニングコーチ：田中 礼人

○男子ホープスナショナルチーム (HNT) 強化スタッフ

監督 (U-12、U-10、U-8 統括)：祢屋 康介

ヘッドコーチ：石田 弘樹

コーチ：川畑 圭輔 小林 哲平 瀬名 和彦 足立 泰志 橋本 泰樹

板倉 健信

コンディショニングコーチ：EXILE TETSUYA

アドバイザー：松下 雄二

<女子強化スタッフ>

○女子ナショナルチーム (NT) 強化スタッフ

監督 (女子全体統括)：中澤 鋭

コーチ：張本 宇 岡 雄介

マネージャー：小長谷幸司

ストレングス&コンディショニングコーチ：浅井 大一郎

マッサージ：戸谷 涼乃 藤井 桃花 松田 茉弓

○女子ジュニアナショナルチーム (JNT) 強化スタッフ

監督 (U-18、U-15 統括)：張 莉梓

コーチ：張本 宇 李 竜飛 岸田 聡子 村田 充史 羽佳 翔鵬

石垣 優香 三浦 文香

ストレングス&コンディショニングコーチ：浅井 大一郎

○女子ホープスナショナルチーム (HNT) 強化スタッフ

監督 (U-12、U-10、U-8 統括) : 飯田 英樹

コーチ : 下川 寛子 木原 翔貴 三浦 文香 宇土 弘恵 羽佳 翔鵬
 羽生 綾子 時吉 佑一 蛭田 龍 青木 優佳 各務 博志

コンディショニングコーチ : EXILE TETSUYA

<サポートスタッフ>

○NTC 卓球場スタッフ

NTC 卓球場専任施設担当 : 水島 禎行

NTC 卓球場専任アスレティックトレーナー : 羽生 綾子

○JOC エリートアカデミー (EA) サポートスタッフ

EA 総監督 : 馬場 美香

EA チーフマネージャー : 星野 一朗

EA マネージャー : 山田 耕司

EA サブマネージャー : 三浦 文香

EA 男子監督 : 塩野 真人

EA 女子監督 : 石垣 優香

EA コーチ : 三浦 文香 劉 樂 顧 名煬

EA トレーニングコーチ : 吉澤 昌和

○情報戦略

水島 禎行 羽生 綾子 山田 耕司

○スポーツカウンセラー

水島 禎行

○アスレティックトレーナー

吉澤 昌和

○情報・事務サポート

原 隆三

○事務サポート

尾崎めぐみ

5 専門委員会および限定プロジェクト 委員長・委員

(2026 年 7 月 13 日現在)

【強化部】 部 長：馬場 美香

＜委員会＞

○競技者育成委員会

委員長	松下 雄二						
副委員長	米澤 和洋	仲村 錦治郎					
委員	花田 理	吉澤 洋二	安達 瑞保	関川 治郎	徳田 靖		
	羽生 綾子	中山 孔夫	清野 勝彦	亀井 辰徳	遠藤 和彦		
	田中 敬大	小笠 博義	倉嶋 洋介	今枝 一郎	角井 賢		
	二上 雅一	渡邊 由美子					

○アスリート委員会

委員長	岸田 聡子					
副委員長	下川 寛子					
委員	若宮 三紗子	平野 早矢香	長崎 美柚	松平 賢二	佐藤 瞳	
	上田 仁					

○スポーツ医・科学委員会

委員長	吉田 和人					
副委員長	小笠 博義	飯野 要一				
委員	荻野 和秀	辻 王成	山内 貴寛	羽生 綾子	吉澤 洋二	
	安達 瑞保	木村 典代	星野 泰延	玉城 将	山田 耕司	
	榊原 浩晃	田中 礼人	水島 禎行	藤井 基貴	山中 航	
	飯野 直美	上島 慶	寺岡 英晋	岡田 拓朗	竹内 義則	
通信委員	西村 潤一	西川 佳友	井上 瞳	大澤 直樹	浅井 大一郎	
	阿部 成雄	安永 太地				

○アンチ・ドーピング委員会

委員長	小笠 博義				
副委員長	岡田 拓朗				
委員	西川 武志	川村 真理恵	赤木 博安	豊田 剛	

○ホープス委員会

委員長	石田 弘樹				
副委員長	二上 雅一	丸川 真一			
委員	飯村 敏文	川畑 圭輔	神山 昌太郎	狭間のぞみ	蓮沼 千恵子
	藤井 陽子	船山 晶子	小林 哲平		

○指導者養成委員会

委員長	今村 邦昭				
副委員長	竹内 聡	五十嵐 修二			
委員	斎藤 信夫	長谷部 攝	寺西 賢次	金島 博之	太田 康仁
	八島 功	大竹 克利	川北 日登美	小林 明史	西谷 恵美
	松山 賢一	相川 隆	澤崎 栄吾	野間 範子	井上 大介
アドバイザー	久保 陽				

【事業・普及部】 部 長：今村 邦昭 副部長：平岡可奈之

<委員会>

○組合せ委員会

委員長	宮澤 和彦						
副委員長	斎藤 信夫	雨宮 隆					
委員	久保田 士郎	筒治 和則	中村 裕子	藤井 佳子	鳥崎 さとみ		
	多田 和史	今野 啓	二上 雅一	萩谷 英二	中村 秀樹		
	宗片 信一	塩見 卓生	工藤 一寛	伊藤 英治	馬場 美香		

○クラブ委員会

委員長	藤井 佳子					
副委員長	亀井 辰徳					
委員	小川 勇気	川畑 圭輔	五十嵐 修二	中田 久美子	小川 一也	
	伊東 達也					

○段級制委員会

委員長	鈴木 達也				
副委員長	野口 文男				
委員	渡辺 信一郎	真田 信弘	柏木 孝夫	荒井 咲季	

○中学生普及委員会

委員長	神村 義裕					
副委員長	山本 英明	今野 啓				
委員	濱野 兼貴	高宮 翔平	大場 健佑	竹内 浩平	村端 昭紀	
	馬込 祐也	藤原 大輔	守松 寛勝	二宮 卓史		

○レディース委員会

委員長	濱野 加代子				
副委員長	石田 則子	鳥崎 さとみ	水野 妙子	今西 法子	
委員	上田 栄子	菅原 紀子	荒木 美輪子	神谷 礼子	岩田 公恵
	鈴木 恵子	徳田 明子	島袋 京美		

○マスターズ・ラージボール委員会

委員長	多田 和史					
副委員長	斎藤 信夫	山下 敬一	大岡 宏治			
委員	川崎 弘美	熊谷 武浩	高野 洋一	坪内 啓治	原田 洋一郎	
	岩崎 俊哉	白川 昭二	福原 淳二	大出 秀子	田中 理恵	
	宍戸 裕子					

◎事業・普及本部

●本部長：今村 邦昭

●副本部長：平岡可奈之

<プロジェクト>

○事業検討プロジェクト

リーダー 今村 邦昭

サブリーダー 平岡可奈之

メンバー 金崎 正久 加藤 憲二 高橋 和博 仁井田勇二 濱野加代子
平野早矢香 蓑島 尚信

○普及対策プロジェクト

リーダー 平岡可奈之

サブリーダー 加藤 憲二 蓑島 尚信

メンバー 今村 邦昭 倉嶋 洋介 下川 寛子 谷口 史子 平野早矢香
福原 淳二 松生 純明 松下 浩二 矢尾板 駿 今野 昇

【ルール・審判・用具部】 部長：蓑島 尚信

<委員会>

○ルール・審判委員会

委員長 中村喜一郎

副委員長 宮澤 和彦 今野 啓

委員 濱本 寛信 寺垣 智文 千秋 唯範 太田 真理 増沢 純
末吉 智子 林 秀次 大岡 宏治 下内 康子 松浦 一
濱部 裕子 三角 政美 塩見 卓生 野村 智宏 富永 忠男
高橋千代美 藤本 成子 村端 昭紀

○用具委員会

委員長 徳田 靖

委員 西 繁寿 梶原えみこ 佐藤 貴司 高橋千代美

アドバイザー 中村喜一郎

【総務部】 部長：平岡可奈之

<委員会>

○環境委員会

委員長 小畑 幸生

副委員長 多賀 康之

委員 石田 則子 星野 朗

○登録推進委員会

委員長 宇野 秀俊

副委員長 村上 美佐 吉藺 孝雄

委員 鈴木 豊 嶋野 智文 船崎 毅 山下 貴史 木村 満基
平上 佳世

○100周年事業プロジェクト

リーダー 松下 雄二

サブリーダー 亀井 辰徳

メンバー 上島 慶 神谷 礼子 宍戸 裕子 下川 寛子 立石イオタ良二
松柳 宏志 山本 保 渡邊 隆司 飯村 敏文

【財務部】 部長：小林 明史

【広報・マーケティング部】 部長：蓑島 尚信 副部長：加藤 憲二

<委員会>

○広報委員会

委員長 能津 桂

副委員長 牛山 幸彦 網島 貴生 山下 雄大

委員 田崎 行宏 寺岡 英晋 新家 史也 山下 有紀 塩入 彬允
佐藤 悠樹 上島 慶

<プロジェクト>

○デジタル運用プロジェクト

リーダー 平岡可奈之

メンバー 上島 慶

【国際部】 部長：加藤 憲二 副部長：蓑島 尚信

リーダー 星野 一朗

サブリーダー 立川 柴保

○中国担当 張本 一博

○欧州担当 梅村 礼

○アジア担当 横田 幸子

【倫理・コンプライアンス委員会】

委員長 平岡可奈之

委員 河合 弘之 神橋 一彦 小沼 千夏 谷本 歩実 山田 浩一
加藤 憲二 星野 一朗 蓑島 尚信

6 関連団体代表委員等

(2026 年 6 月 21 日現在)

1. 国内関係

①日本オリンピック委員会

名誉委員	木村 興治
評議員	馬場 美香
日本エンバシーアクト委員会委員	鄭 泰應

②日本スポーツ協会

評議員	馬場 美香
国民スポーツ大会委員会競技運営部会	加藤 憲二
指導者育成専門委員会委員	今村 邦昭

③スポーツ安全協会

評議員	田部 勝
-----	------

④日本卓球公認工業会普及懇談会

加藤 憲二	蓑島 尚信	星野 一郎
徳田 靖	田部 勝	

2. 国際関係

①国際卓球連盟（ITTF）

名誉委員	木村 興治
ルール委員	今野 啓
スポーツ科学&メディカル委員	荻野 和秀

②アジア卓球連合（ATTU）

東アジア地域担当副会長	星野 一郎
理事	横田 幸子
テクニカル・審判委員会通信委員	中村喜一郎

7 諸規程

1.	定款	26
	定款参考資料	
	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（抜粋）	36
2.	基本規程	40
	第1章 総則	40
	第2章 倫理	41
	第3章 加盟団体	42
	第4章 競技者	46
	第5章 登録	46
	第6章 競技会	49
	第7章 付随的事業	54
	第8章 競技役員海外派遣	56
	第9章 国際交流	57
	第10章 表彰およびメダル獲得者報奨金	59
	第11章 処分	62
	第12章 改正	63
	第13章 附則	63
	基本規程参考資料	
	公益財団法人日本スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン	65
3.	強化本部規程	68
4.	倫理・コンプライアンス委員会規程	77
5.	通報及び相談窓口設置に関する規程	79
6.	利益相反管理規程	81
	利益相反ポリシー	83
7.	懲戒規程	85
8.	危機管理規程	89
9.	専門委員会組織規程	95
	① 競技者育成委員会規程	98
	② 広報委員会規程	99
	③ ルール・審判委員会規程	101
	④ アスリート委員会規程	104
	⑤ 組合せ委員会規程	105
	⑥ 段級制委員会規程	108
	⑦ クラブ委員会規程	109
	⑧ レディース委員会規程	110
	⑨ マスターズ・ラージボール委員会規程	111
	⑩ スポーツ医・科学委員会規程	112
	⑪ 中学生普及委員会規程	113
	⑫ アンチ・ドーピング委員会規程	114
	⑬ 登録推進委員会規程	115
	⑭ 環境委員会規程	116
	⑮ ホープス委員会規程	118
	⑯ 用具委員会規程	119

⑰	指導者養成委員会規程	121
10.	公認審判員審査規程	123
11.	段級制規程	127
12.	アンチ・ドーピング規程	130
13.	個人情報保護法関連	132
14.	維持会員規程	154
15.	評議員候補者の選考等に関する規程	155
16.	役員候補者の選考等に関する規程	158
17.	執行代表者会規程	162
18.	理事の職務権限規程	164
19.	監事監査規程	166
20.	評議員、役員の報酬等及び費用規程	169
21.	評議員・役員等慶弔規程	172
22.	事務局規程	173
	第1章 事務局	173
	第2章 契約	176
	第3章 旅費（国内・国外）	181
	第4章 出張（国内・国外）	184
	第5章 備品管理	187
	第6章 印章取扱	188
	第7章 資産管理運用	190
	第8章 謝金	192
23.	経理規程	195
24.	大会ランキング決定基準	203
※	諸規程参考資料	205

1 定款

第1章 総則

第1条（名称）

この法人は、公益財団法人日本卓球協会といい、外国に対しては、JAPAN TABLE TENNIS ASSOCIATION（略称 JTТА）という。

第2条（事務所）

この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

この法人は、わが国における卓球界を統括し、代表する団体として、卓球の普及振興を図り、もって国民の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1) 卓球の普及及び指導並びに技術の調査研究に関すること
- 2) 指導者養成のための講習会及び研修会を開催すること
- 3) 日本卓球界を代表し、国際卓球連盟（略称 ITTF）及びアジア卓球連合（略称 ATTU）並びに公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本オリンピック委員会（略称 JOC）に加盟すること
- 4) 全日本卓球選手権及びその他の競技会を開催すること
- 5) 国際競技会を開催し、又は国際競技会への代表者の選考及び派遣並びに外国選手を招へいすること
- 6) 加盟団体の行う事業運営の援助を行うこと
- 7) 公認審判員及び公認コーチの資格並びに段級制を認定し、登録すること
- 8) 競技規則を制定すること
- 9) 用具及び施設等を検定し、公認すること
- 10) 卓球に関する機関誌及び刊行物の発行並びに情報発信を行うこと
- 11) 本条に定める事業の遂行に必要な財源調達を図るための事業
- 12) その他前各号に定める事業に関連する事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

第5条（基本財産）

この法人の基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 1) この法人が公益財団法人への移行の登記をした日の前日の財産目録に基本財産として記載された財産
 - 2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - 3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 2 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

第6条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7条（事業計画及び収支予算）

この法人の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第8条（事業報告及び収支決算）

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の種類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- 1) 事業報告
 - 2) 事業報告の附属明細書
 - 3) 貸借対照表
 - 4) 正味財産増減計算書
 - 5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - 6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供すると共に、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 1) 監査報告
 - 2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - 3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - 4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第9条（公益目的取得財産残額の算定）

会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

第10条（評議員）

この法人に評議員 15 名以上 18 名以内を置く。

第11条（評議員の選任及び解任）

評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者。

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者。

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15条の適用を受ける者をいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員の選任についての細則は、理事会において定める。

第12条（任期）

評議員の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。

第 13 条（評議員に対する報酬等）

評議員に対して、各年度の総額 100 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 5 章 評議員会

第 14 条（構成及び権限）

評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、次の事項について決議する。
 - 1) 評議員の選任及び解任
 - 2) 理事及び監事の選任及び解任
 - 3) 理事及び監事の報酬等の額
 - 4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - 5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
 - 6) 定款の変更
 - 7) 残余財産の処分
 - 8) 基本財産の処分又は除外の承認
 - 9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 3 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により選任する。

第 15 条（開催）

評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

第 16 条（招集）

評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は会長に対し、評議員会の目的である事項および招集の事由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

第 17 条（決議）

評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行わなければならない。
 - 1) 監事の解任
 - 2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - 3) 定款の変更
 - 4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - 5) その他法令又は定款で定められた事項
- 3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わな

なければならない。評議員、理事又は監事候補者の合計数が第10条及び第19条に定める定員を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第18条（議事録）

評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長並びに評議員会に出席した理事及び評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員等

第19条（役員の設置）

この法人に次の役員を置く。

- 1) 理事 13名以上15名以内
- 2) 監事 2名又は3名
- 2 理事のうち 1 名を会長とする。また会長以外の理事のうち 3 名以内を副会長、1 名を専務理事、8 名以内を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事、常務理事をもって同法の業務執行理事とする。

第20条（役員の選任）

理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 役員の選任についての細則は、理事会において定める。

第21条（理事の職務及び権限）

理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

第22条（監事の職務及び権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

第23条（役員の任期）

理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。

- 4 理事及び監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第 24 条（解任）

理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議に基づいて行わなければならない。

- 1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

第 25 条（報酬等）

理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 26 条（名誉会長等）

この法人に、名誉顧問、顧問、名誉会長 1 名、名誉副会長、会賓及び参与若干名を置くことができる。

- 2 名誉顧問、顧問、名誉会長、名誉副会長、会賓及び参与は、この法人に功績のあった者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 名誉顧問、顧問、名誉会長、名誉副会長は、重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 4 会賓及び参与は、会長が必要と認める事項について、その諮問に応じ意見を述べるすることができる。
- 5 名誉顧問、顧問、名誉会長、名誉副会長、会賓及び参与は無報酬とする。
- 6 名誉顧問は顧問、名誉会長、名誉副会長経験者とし、また顧問はこの法人の副会長、又はこの法人に特に功績のあった者及び学識経験者等から理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 7 名誉会長は会長経験者とし、また名誉副会長は副会長経験者あるいはこの法人に顕著に貢献のあった者とし、理事会の推薦を経て会長が委嘱する。
- 8 会賓は、各加盟団体長及びこの法人に功労のあった者のうちから理事会の推薦を経て会長が委嘱する。
- 9 参与は、この法人の役員として功労のあった者及びこの法人に功労のあった者で理事会または加盟団体の推薦に基づき理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

第 7 章 理事会

第 27 条（構成）

理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 理事会の議長は、会長とする。

第 28 条（権限）

理事会は、次の職務を行う。

- 1) この法人の業務執行の決定

- 2) 理事の職務執行の監督
- 3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- 4) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第 29 条（招集）

理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した業務執行理事が理事会を招集し、議長を務める。

第 30 条（決議）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事として表決に加わることができない。なお、決議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、第 29 条第 2 項に準じて、業務執行理事が議長を務める。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

第 31 条（議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 運営会議

第 32 条（運営会議）

この法人に運営会議を置く。

- 2 運営会議は、会長、副会長、専務理事、常務理事、監事で構成する。
- 3 第 1 項の会議は次に掲げる事項を行う。
 - 1) この法人の組織運営に関する重要な事項を議論し、検討結果を理事会に報告すること。
 - 2) この法人の業務運営において課題となっている事項を議論し、解決策の案を理事会に提出すること。
 - 3) その他理事会の諮問に応じた事項について検討すること。

第 9 章 執行代表者会、専門部及び専門委員会

第 33 条（執行代表者会、専門部及び専門委員会）

この法人の業務遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て執行代表者会、専門部及び専門委員会を設けることができる。

- 2 執行代表者会、専門部及び専門委員会の組織及び運営に関することは、理事会で別に定める。

第10章 加盟団体

第34条（加盟）

次に掲げる団体で、この法人の趣旨に賛同するものは、理事会及び評議員会において、3分の2以上の同意を得て加盟団体となることができる。

- 1) 各都道府県を代表する卓球競技団体
- 2) 全国的に組織された卓球競技団体

第35条（資格の喪失）

この法人の加盟団体は、次の事由によってその資格を喪失する。

- 1) 脱退
- 2) 加盟団体の解散
- 3) 除名

第36条（脱退）

この法人の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届けを提出し、理事会の決議を得なければならない。

第37条（除名）

この法人の加盟団体が、次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会の決議を経て、これを除名することができる。

- 1) この法人の加盟団体としての義務に違反したとき
- 2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき
- 3) 分担金を2年以上滞納したとき

第38条（分担金）

この法人の加盟団体は、別に定める分担金を毎年納入しなければならない。

- 2 既納の分担金は、いかなる理由があってもこれを返納しない。

第39条（分担金の分納）

この法人の加盟団体の分担金は、当該年度の4月と9月に分納することができる。

第40条（登録）

この法人の加盟団体は、その会員をこの法人に登録しなければならない。

- 2 登録に関する規程は理事会の決議を経て別に定める。

第41条（加盟団体代表者会議）

この法人に、各加盟団体から選出された代表者1名によって構成される加盟団体代表者会議を置く。

- 2 加盟団体代表者会議は、運営会議の諮問を受け、運営会議に対して意見を述べ、提案・助言を行うことができる。

第 11 章 維持会員

第 42 条（維持会員）

この法人の目的に賛同する個人又は法人は、理事会の承認を得て維持会員になることができる。

- 2 維持会員は、この法人の事業の遂行を援助するため、別に定める維持会費を納入するものとする。

第 12 章 事務局

第 43 条（事務局）

この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 職員は、有給とする。
- 6 事務局及び職員に関する規程は、理事会の決議を経て別に定める。

第 13 章 定款の変更及び解散

第 44 条（定款の変更）

この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

第 45 条（解散）

この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定められた事由によって解散する。

第 46 条（公益認定の取消し等に伴う贈与）

この法人が公益認定の取消しを受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）同法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 47 条（残余財産の帰属）

この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 14 章 公告の方法

第 48 条（公告）

この法人の公告は電子公告とする。

- 2 やむをえない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 15 章 補則

第 49 条 (委任)

この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 号第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の理事の任期は移行登記後、最初の評議員会の終結の時までとする。

- 4 この法人の最初の代表理事は、大林 剛郎 とする。

- 5 この法人の最初の業務執行理事は、次に掲げる者とする。

木村 興治 植松 克之 茂原 治 前原 正浩 八尾 正博 中井 邦昭
伊澤 孝 星野 一朗 遠藤ミサコ

- 6 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

大西 晃 小野 豊 道上 進 清水 潔 松原 暁美 尼崎 勝己
宮崎 保正 柿内 慎市 大野 成臣 兒玉 圭司 安西弥一郎 遠藤 俊一
箕輪 一美 後藤 光男 高橋 義雄 鶴島 琢夫 勝田 隆 村岡 久平

- 7 平成25年6月22日一部改訂 (第26条)

- 8 平成28年6月11日一部改訂 (第18条)

- 9 平成30年6月23日一部改訂 (第4条)

- 10 2019年6月22日一部改訂 (第2条)

- 11 2020年10月26日一部改訂 (第30条)

- 12 2022年1月12日一部改訂 (第6章、第19条)

- 13 2022年1月12日一部改訂 (第9章、第33条)

- 14 2022年6月19日一部改訂 (第19条)

【参考資料】

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（抜粋）

（評議員会の招集）

第179条 定時評議員会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

- 2 評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。
- 3 評議員会は、次条第2項の規定により招集する場合を除き、理事が招集する。

（評議員による招集の請求）

第180条 評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

- 2 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - 1) 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合
 - 2) 前項の規定による請求があった日から6週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合

（評議員会の招集の決定）

第181条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 1) 評議員会の日時及び場所
- 2) 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
- 3) 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員は、前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

（評議員会の招集の通知）

第182条 評議員会を招集するには、理事（第180条第2項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあっては、当該評議員。次項において同じ。）は、評議員会の日1週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。

- 2 理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該理事は、同項の書面による通知を発したものとみなす。
- 3 前二項の通知には、前条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

（招集手続の省略）

第183条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（評議員提案権）

第184条 評議員は、理事に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日4週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までにしなければならない。

第185条 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の10分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りでない。

第186条 評議員は、理事に対し、評議員会の日の4週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、評議員会の目的である事項につき当該評議員が提出しようとする議案の要領を第182条第1項又は第2項の通知に記載し、又は記録して評議員に通知することを請求することができる。

- 2 前項の規定は、同項の議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の10分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合には、適用しない。

（評議員会の招集手続等に関する検査役の選任）

第187条 一般財団法人又は評議員は、評議員会に係る招集の手続及び決議の方法を調査させるため、当該評議員会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

- 2 前項の規定による検査役の選任の申立てがあった場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。
- 3 裁判所は、前項の検査役を選任した場合には、一般財団法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。
- 4 第2項の検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（法務省令で定めるものに限る。）を裁判所に提供して報告をしなければならない。
- 5 裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、第2項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。
- 6 第2項の検査役は、第4項の報告をしたときは、一般財団法人（検査役の選任の申立てをした者が当該一般財団法人でない場合にあっては、当該一般財団法人及びその者）に対し、同項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならない。

（裁判所による評議員会招集等の決定）

第188条 裁判所は、前条第4項の報告があった場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、次に掲げる措置の全部又は一部を命じなければならない。

- 1) 一定の期間内に評議員会を招集すること。
- 2) 前条第4項の調査の結果を評議員に通知すること。
- 2 裁判所が前項第1号に掲げる措置を命じた場合には、理事は、前条第4項の報告の内容を同号の評議員会において開示しなければならない。
- 3 前項に規定する場合には、理事及び監事は、前条第4項の報告の内容を調査し、その結果を第1項第1号の評議員会に報告しなければならない。

（評議員会の決議）

第189条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - 1) 第176条第1項の評議員会（監事を解任する場合に限る。）
 - 2) 第198条において準用する第130条第1項の評議員会
 - 3) 第200条の評議員会
 - 4) 第201条の評議員会
 - 5) 第204条の評議員会
 - 6) 第247条、第251条第1項及び第257条の評議員会
- 3 前二項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。
- 4 評議員会は、第181条第1項第2号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない。ただし、第191条第1項若しくは第2項に規定する者の選任又は第197条において準用する第109条第2項の会計監査人の出席を求めることについては、この限りでない。

（理事等の説明義務）

第190条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法務省令で定める場合は、この限りでない。

（評議員会に提出された資料等の調査）

第191条 評議員会においては、その決議によって、理事、監事及び会計監査人が当該評議員会に提出し、又は提供した資料を調査する者を選任することができる。

- 2 第180条の規定により招集された評議員会においては、その決議によって、一般財団法人の業務及び財産の状況を調査する者を選任することができる。

（延期又は続行の決議）

第192条 評議員会においてその延期又は続行について決議があった場合には、第181条及び第182条の規定は、適用しない。

（議事録）

第193条 評議員会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 一般財団法人は、評議員会の日から10年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
- 3 一般財団法人は、評議員会の日から5年間、第1項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもって作成されている場合であって、従たる事務所における次項第2号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものをとっているときは、この限りでない。
- 4 評議員及び債権者は、一般財団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
 - 1) 第1項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求
 - 2) 第1項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(評議員会の決議の省略)

- 第194条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。
- 2 一般財団法人は、前項の規定により評議員会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
 - 3 評議員及び債権者は、一般財団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
 - 1) 前項の書面の閲覧又は謄写の請求
 - 2) 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
 - 4 第1項の規定により定時評議員会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時評議員会が終結したものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

- 第195条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

2 基本規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）の定款第49条に基づき、本協会の組織および運営に関する基本原則を定める。

第2条（定義）

本協会の規程において「卓球」とは、卓球競技、ラージボール競技、障がい者卓球競技、その他関連競技を広義に指すものとする。

- 2 評議員とは、定款第10条に定める評議員をいう。
- 3 役員とは、定款第19条に定める理事、監事及び定款第26条に定める名誉顧問、顧問、名誉会長、名誉副会長、会賓、参与、参事、特別顧問並びに定款第33条に定める執行代表者会の執行代表者をいう。
- 4 職員とは、定款第43条に定める事務局職員をいう。
- 5 専門部スタッフ及び各専門委員会の委員とは、定款第33条に定める専門部及び専門委員会のスタッフと委員をいう。
- 6 本協会の諸制度に基づき登録等を行っている者とは、本協会に登録する審判員、指導者及び第39条に定める登録会員（第1種～第8種）をいう。
- 7 その他の本協会関係者とは、前項以外の加盟団体の役員、職員及びその運営に関わる者をいう。

第3条（遵守義務）

本協会の評議員、役員及び職員（以下「役職員等」という）並びに専門部スタッフ及び各専門委員会の委員、本協会の諸制度に基づき登録等を行っている者（以下「委員・登録者等」という）及びその他の本協会関係者（以下「関係者等」という）は、定款、本規程その他本協会が定める諸規程、本協会が加盟する団体の諸規程ならびにスポーツ仲裁裁判所（以下「CAS」という）及び公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「JSAA」という）の仲裁関連規則のほか、上記団体の指示、指令、命令、決定および裁定等を遵守する義務を負う。

- 2 役職員等、委員・登録者等及び関係者等は、国際卓球連盟（以下「ITTF」という）またはアジア卓球連合（以下「ATTU」という）によって正式に定められ、かつ本協会並びに役職員等、委員・登録者等および関係者等が服すべきとされた国際試合又は国際大会に関する規程等を遵守しなければならない。
- 3 役職員等、委員・登録者等及び関係者等は、本協会および加盟団体の組織運営を含む卓球に関連した紛争はJSAAのスポーツ仲裁規則に従ってなされる仲裁により解決するものとする。
- 4 役職員等、委員・登録者等及び関係者等は、職務の遂行を通じて知り得た本協会や加盟・登録団体および選手等の秘密または内部事情を、第三者に開示または漏えいしてはならない。

第4条（中立性の原則）

本協会は、政治的及び宗教的に中立な立場でなければならない。

第2章 倫理

第5条（目的）

本章は、本協会の組織運営及び事業遂行に関わる全ての関係者の倫理に関する事項を定めることにより、本協会の目的や事業遂行の公正さに対する疑惑や不信の防止を図り、以て本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

第6条（適用範囲）

本章の適用範囲は、役職員等、委員・登録者等及び関係者等とする。

第7条（組織の使命及び社会的責任）

本協会の役職員等、委員・登録者等及び関係者等は、本協会の設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営を誠実に履行しなければならない。また常に公平且つ誠実に事業運営に当たり、公序良俗等の社会規範から逸脱することなく、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

第8条（信頼の確保と責任）

本協会の役職員等、委員・登録者等及び関係者等は、自らの社会的立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本協会の信頼を確保するような責任ある行動をとらなければならない。

第9条（人権の尊重）

本協会の役職員等、委員・登録者等及び関係者等は、暴力、セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント等のハラスメント全般の行為、さらに合理的でない区別及び差別を行ってはならない。

第10条（私的利益の禁止）

本協会の役職員等、委員・登録者等及び関係者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

第11条（利益相反の防止及び開示）

本協会の役職員等、委員・登録者等及び関係者等は、その職務の執行に際し、本協会と利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

第12条（個人情報の保護）

本協会の役職員等、委員・登録者等及び関係者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。業務上知り得た個人の氏名、年齢及び住所等の情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

第 13 条（適正な経理処理）

本協会の役職員等、委員・登録者等及び関係者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

第 14 条（情報開示及び説明責任）

本協会の役職員等、委員・登録者等及び関係者等は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を会報やホームページに掲載する等して開示し、社会の理解と信用の向上に努めなければならない。

第 15 条（薬物の使用禁止）

本協会の役職員等、委員・登録者等及び関係者等は、ドーピングや違法薬物の使用等の行為を行ってはならない。

第 16 条（反社会的行為の禁止）

本協会の役職員等、委員・登録者等及び関係者等は、違法賭博や暴力団等反社会的勢力との交際など、反社会的行為を行ってはならない。

第 17 条（本章の具体的内容）

本章の具体的内容については、公益財団法人日本スポーツ協会が定めた「倫理に関するガイドライン」（参考資料参照）に基づくものとする。

第 18 条（法令等の遵守）

本協会の役職員等、委員・登録者等及び関係者等は、関係法令又は本協会の定款及び諸規程を厳格に遵守し、社会規範に違反することなく、適正に事業を運営しなければならない。

第 19 条（研鑽）

本協会の役職員等、委員・登録者等及び関係者等は、公益目的事業の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

第 20 条（規程遵守の監視）

理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監視する。

第 3 章 加盟団体

第 21 条（目的）

本章は、本協会定款第 10 章に定める加盟団体に関し必要な事項について定める。

第 22 条（加盟団体）

本協会に加盟する団体は、以下のとおりとする。

- (1) 各都道府県を代表する卓球競技団体
- (2) 全国的に組織された卓球競技団体

第 23 条（分担金）

本協会の加盟団体は、別表に定める分担金を毎年本協会が指定した日までに納入しなければならない。

- 2 分担金の額の決定については、理事会の決議をもって行う。
- 3 分担金は、当該年度の 4 月と 9 月に分納することができる。
- 4 分担金の 50% 以下を法人会計に充てるものとする。
- 5 既存の分担金は、いかなる理由があってもこれを返納しない。

第 24 条（提出書類）

本協会の加盟団体は、毎年度、次の書類を提出しなければならない。なお、提出期限に関しては別途本協会から通知する。

- (1) 役員名簿
- (2) その他、本協会が必要と判断した書類

第 25 条（加盟）

第 22 条に掲げる団体で、本協会の趣旨に賛同する団体は、理事会及び評議員会において、3 分の 2 以上の同意を得て、加盟団体となることができる。

- 2 加盟団体になろうとする団体は、次の書類を本協会に提出し、前項に定める承認を得なければならない。
 - (1) 加盟申請書
 - (2) 規約
 - (3) 役員名簿
 - (4) その他、本協会が必要と判断した書類
- 3 加盟の承認を得た団体は、直ちに第 23 条に定める分担金を本協会が指定する日までに納めなければならない。

第 26 条（資格の喪失）

本協会の加盟団体は、次の事由によってその資格を喪失する。但し、資格を喪失しても債務は免れない。

- (1) 脱退
- (2) 加盟団体の解散
- (3) 除名

第 27 条（脱退）

本協会の加盟団体が脱退しようとする場合は、その理由を付して脱退届を提出し、理事会の議決を得なければならない。

第 28 条（加盟団体に対する処分）

本協会は、本協会の加盟団体が、次の各号の一に該当する場合は、①指導（口頭又は書面による注意で是正を求める）、②勧告（口頭又は書面による注意で是正とその報告を求める）、③除名（資格の喪失）することができる。

- （1）本協会の加盟団体としての義務に違反したとき
- （2）本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の目的に違反する行為があったとき
- （3）分担金を 2 年以上滞納したとき

- 2 指導及び勧告の処分は、理事会の決議を経なければならない。
- 3 除名の処分は、理事会及び評議員会の決議を経なければならない。理事会と評議員会の決議が異なる場合、評議員会の決議を本協会の処分とする。
- 4 当該処分の対象となる団体にはあらかじめ通知するとともに、理事会（前項の場合は及び評議員会）において議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

第 29 条（登録）

本協会の加盟団体は、その会員を本協会に登録しなければならない。

- 2 登録に関する規程は理事会の決議を経て別に定める。

第 30 条（加盟団体会議）

本協会に各加盟団体から選出された代表者 1 名によって構成される加盟団体会議を置く。

- 2 加盟団体会議は、次に掲げる事項について運営会議から諮問を受け、運営会議に対して意見を述べ、提案・助言を行うことができる。
 - （1）事業計画及び収支予算に関すること
 - （2）事業報告及び収支決算に関すること
 - （3）その他本協会の業務に関する重要事項で本協会会長が必要と認めた事項
 - （4）本協会の評議員、理事、監事候補者の推薦に関すること
- 3 選出された代表者の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 4 代表者が辞任等により退任した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 代表者は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでなおその職務を行う。
- 6 代表者は、代表者としてふさわしくない行為があった場合、または特別の事由がある場合には、その任期中においても理事会の決議によりこれを解任することができる。
- 7 加盟団体会議は、毎事業年度 1 回会長が招集する。但し、会長が必要と認めた場合は臨時に加盟団体会議を招集することができる。
- 8 加盟団体会議の議長は、会長とする。
- 9 加盟団体会議の事務は、本協会事務局において処理する。

第 31 条（加盟団体の責務）

各加盟団体は、本協会の諸規程を周知徹底させると共に規程違反の防止に努めなければならない。

別 表

(単位・円)

団 体	金 額	団 体	金 額	団 体	金 額
北海道	130,000	石川県	45,000	徳島県	40,000
青森県	60,000	福井県	35,000	愛媛県	52,500
岩手県	52,500	静岡県	90,000	高知県	40,000
宮城県	65,000	愛知県	140,000	福岡県	110,000
秋田県	52,500	三重県	60,000	佐賀県	40,000
山形県	50,000	岐阜県	62,500	長崎県	60,000
福島県	65,000	滋賀県	40,000	熊本県	60,000
茨城県	67,500	京都府	100,000	大分県	50,000
栃木県	60,000	大阪府	182,500	宮崎県	45,000
群馬県	60,000	兵庫県	125,000	鹿児島県	62,500
埼玉県	95,000	奈良県	40,000	沖縄県	32,500
千葉県	87,500	和歌山県	45,000	日学連	120,000
東京都	260,000	鳥取県	32,500	高体連	120,000
神奈川県	137,500	島根県	35,000	教職員	120,000
山梨県	35,000	岡山県	62,500	日本リーグ	300,000
新潟県	70,000	広島県	80,000	知的障がい者	125,000
長野県	65,000	山口県	60,000	肢体不自由者	125,000
富山県	45,000	香川県	40,000	ろうあ者	50,000

第4章 競技者

第32条（目的）

本章は、ITTF が制定した憲章を受けて、本協会が、本協会に登録している会員競技者（以下「選手」という）に対して、卓球競技の健全な普及・発展を図ることを目的とする。

第33条（選手の義務）

選手が、競技を行うにあたっては、ルールに従い、フェアプレーの精神を堅持し、自己の最善を尽くさなければならない。

- 2 選手は、本協会の定款及び本規程ならびにこれらに付随する諸規程、さらに競技会主催者が定める参加規約等を遵守しなければならない。
- 3 選手は、非暴力の精神に則り、それに従って行動しなければならない。
- 4 選手は、国際オリンピック委員会（IOC）及び ITTF の規約に従って遂行される医療検査と管理、特にドーピング検査に、いつでも応じなければならない。

第34条（禁止事項）

選手は、次の各号の行為を行ってはならない。

- (1) IOC 及び ITTF が定める禁止物質の使用
- (2) 公式試合の結果に影響を与える不正行為への関与
- (3) 前条に反する行為

第35条（反社会的行為の禁止）

選手は、違法賭博や暴力団等反社会的勢力との交際など、反社会的行為を行ってはならない。

第36条（選手の肖像等）

本協会の主催する競技会に参加する選手の当該競技会に関する肖像、氏名、略歴、似顔絵、アニメ、音声、署名等を使用する権利は、原則として本協会に帰属する。

- 2 選手は、本協会または加盟する団体が自らのために広報・広告宣伝活動を行う場合、原則として無償で協力しなければならない。

第5章 登録

第37条（総則）

本協会定款第40条の定めにより、加盟団体を通じた登録規則を本章に定める。

第38条（加盟団体）

本協会への登録窓口となる加盟団体とは、本協会定款第34条第1項に定める卓球競技団体をいう。

第39条（登録会員）

登録会員とは、各都道府県加盟団体に所属し、本協会の定める事業に参加する者で、次のとおりとする。

- 1) 選手登録

- 2) 役職者登録（「当該年度、19 歳以上」とし、役職者登録のみでは選手活動はできない）
- 2 原則として同一人の選手登録は一つのチームに限る。
- 3 本協会に登録する際の氏名と性別は住民票記載事項に準ずる。但し、旧氏が併記されている際はその旧氏を氏として登録することができる。

第 40 条（登録会員の種別及び登録料等）

登録会員の種別及び登録料等は、下表のとおりとする。

種別	略称	対象者	登録料
第 1 種	一般	年齢を制限しない一般及び次の第 2～7 種に所属しない選手	1,500 円/人
第 2 種	日学連	日本学生卓球連盟に所属する選手	1,100 円/人
第 3 種	高体連	全国高等学校体育連盟卓球専門部に所属する選手	900 円/人
第 4 種	中学生	中学生の選手	700 円/人
第 5 種	小学生	小学生以下の選手	700 円/人
第 6 種	教職員	全国教職員卓球連盟に所属する選手	1,500 円/人
第 7 種	日本リーグ	日本卓球リーグ実業団連盟に所属する選手	1,500 円/人
第 8 種	役職者	「当該年度、19 歳以上」とし、次の分類に所属する役職者 ①(役職者) 加盟団体の役員、顧問、部長、監督、コーチ、アドバイザー等 ②(教職員) 全国教職員卓球連盟に所属する顧問、部長、監督、コーチ、アドバイザー等 *但し、役職者登録のみでは選手活動することはできない	1,500 円/人

- 2 前項に定める登録料の 50%以下を、本協会法人会計に充てるものとする。

第 41 条（登録地）

本協会に登録する者は、各都道府県加盟団体の地域内に居住地、勤務先、学籍地のいずれかがある都道府県を登録地とする。

- 2 海外に居住または勤務を有する者で、前項に該当しない者は、原則として本籍地より登録することができる。
- 3 居住地と勤務先が 2 つの地域にまたがるときは、自己の意思によってそのいずれかの都道府県加盟団体に所属しなければならない。
- 4 居住地とは住民登録がなされている所を指し、勤務先とは雇用者と雇用契約を締結した上で、週 7 日のうち 4 日以上勤務する所を指す。学籍地とは、在学している学校の所在地を指す。

第 42 条（会員の権利）

第 40 条第 1 項に定められた登録会員は、それぞれの資格を満たせば、本協会及び加盟団体が行うすべての競技会、検定会、研修会等に参加することができる。

第 43 条（複数の登録）

勤務先においてチーム編成ができない場合に限り、勤務先名で登録をし、チーム戦出場のため勤務先以外の一つのチームに二重に登録することができる。ただし、同一都道府県内に限る。

- 2 中学生（第 4 種）及び小学生（第 5 種）は、所属学校以外に同一都道府県内の一つのチームに二重に登録することができる。
- 3 役職者は同一都道府県内に限らず、第 41 条に則り複数登録することができる。
- 4 役職者と選手は、それぞれ兼ねて登録することができる。

第 44 条（登録料の納入）

登録料は各都道府県加盟団体に納入しなければならない。

- 2 納入後、選手登録者には本協会指定のゼッケンを、役職者登録者には役職者章を提供する。
- 3 第 43 条の複数登録者は、登録数分の登録料を納入しなければならない。
- 4 一旦納入された登録料は、原則として返金しない。

第 45 条（登録期間）

登録期間は、毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

第 46 条（登録手続）

本協会に登録する会員は、各都道府県加盟団体を通じて登録しなければならない。

- 2 本協会に登録する会員は、本協会加盟登録に必要な事項を入力し、各都道府県加盟団体の定める会費（所属会費）及び本協会の登録料を納入しなければならない。
- 3 登録は毎年行うものとし、原則として 3 月 1 日から 6 月 30 日までの間に、その手続きを完了しなければならない。

第 47 条（登録変更）

登録者は、転居、転勤、転校、結婚および離婚、その他特別な事由で登録チームを変更することができる。

- 2 登録の変更は、申請人が現在の都道府県加盟団体に加盟登録変更に必要な手続きを行う。手続きを受けた現在の都道府県加盟団体は、新たに登録する都道府県加盟団体と本協会に連絡する。この場合、本協会に対する登録料は不要とし新たに登録する都道府県加盟団体への所属会費はその都道府県加盟団体で定めるところによる。
- 3 本協会ナショナルチームメンバー、ジュニアナショナルチームメンバー、ホープスナショナルチームメンバーである選手が、契約をしているスポンサー企業名に登録を変更することを本協会は妨げないが、対象となるスポンサーは一社に限るものとし、候補選手は含まないものとする。

第 48 条（外国籍の選手）

外国籍の選手（日本国籍を有しない選手）が、本協会に登録する場合、本規程の適用を受ける。但し、外国籍選手の競技会等への参加要件は第 63 条に従う。

第 49 条（取消事由）

本規程に基づき登録された日本国籍を有する選手が海外の協会に移籍した場合、本協会は当該会員の登録を取り消すことができる。移籍とは以下の場合を指し、登録取り消し後は外国籍選手として取り扱う。

- 1) 国際卓球連盟移籍登録者リスト（Eligibility Registration List）に掲載された選手
- 2) 海外の協会を代表して各種大会に参加申し込みを行った選手

第 6 章 競技会

第 1 節 総則

第 50 条（目的）

本章は、日本国内において開催される卓球競技会（以下「競技会」という）について、円滑に運営されることを目的とし、その組織及び運営について定める。

第 51 条（定義）

本章において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 主催
自己の名義において試合、イベント等（以下「試合等」という）を開催すること
- (2) 共同主催（共催）
共同の名義において試合等を開催すること
- (3) 主管
試合等の運営を、委託を受けて実施すること
- (4) 後援
他者の主催する試合等を支援すること（ただし、金銭その他の経済的援助は伴わない）
- (5) 協力
他者の主催する試合等に物品を供与し、又は一定の許諾を与える等の方法により協力すること
- (6) 協賛
他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として一定の権利を得ること
- (7) 特別協賛（冠協賛）
他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として自己の名称、商標等を、試合等の名称に使用する権利を得ること

第 52 条（主催権）

日本国内において開催される全国規模の競技会的主催権は、全て本協会に帰属する。

- 2 各都道府県加盟団体が、以下の名称及び類似の名称、並びにそれを想起させる名称を使用する場合は、事前に本協会に許可を得なければならない。（日本、全日本、全国、ジャパン、JAPAN、世界、国際、ワールド）

第 53 条（主管の委託）

本協会は、本協会の主催する競技会の主管を、各種の連盟、当該競技会開催地の都道府県卓球協会・連盟、又は第三者に委託することができる。

- 2 本協会より主管を委託された者は、当該競技会の開催に関する責任を負うものとし、予め本協会との覚書により、当該競技会の収入超過の処分又は支出超過の処理について取り決めておくものとする。
- 3 本協会より主管を委託された者は、当該競技会に関する本協会の決定・指示に従わなければならない。
- 4 本協会より委託された主管競技会が、天変地異等の不可抗力により、中止となった場合の損失の処理については、本協会と主管者により協議の上決定する。

第 54 条（競技会の賞品）

競技会に参加するチーム及び選手への賞品（賞金を含む）は、競技会の価値及び選手の年齢、社会的立場等にふさわしいものでなければならない。

第 2 節 国内競技会

第 55 条（国内競技会の主催）

本協会は、次の各号の国内競技会を主催する。

- ①全日本ラージボール卓球選手権大会
- ②全日本実業団卓球選手権大会
- ③全日本卓球選手権大会（ホープス・カブ・バンビの部）
- ④全国レディース卓球大会
- ⑤全国ホープス卓球大会
- ⑥全国高等学校卓球選手権大会
- ⑦全国中学校卓球大会
- ⑧全日本社会人卓球選手権大会
- ⑨国民体育大会（卓球競技）
- ⑩全日本クラブ卓球選手権大会
- ⑪全日本卓球選手権大会（団体の部）
- ⑫全日本卓球選手権大会（マスターズの部）
- ⑬全日本卓球選手権大会（カデットの部）
- ⑭全国ラージボール卓球大会
- ⑮天皇杯・皇后杯全日本卓球選手権大会（一般・ジュニアの部）
- ⑯全国レディース卓球フェスティバル
- ⑰全国ホープス選抜卓球大会
- ⑱全国中学選抜卓球大会
- ⑲全国高等学校選抜卓球大会
- ⑳全国教職員卓球選手権大会

- 2 本協会は、前項の競技会以外に、理事会において承認された競技会を主催する。

- 3 前2項の本協会主催競技会の開催日程は、本協会の理事会で決定する。なお、事業部は各主管者等と調整の上、理事会開催前に、予め競技会の開催要項の素案を策定しなければならない。

第56条（大会実施要項）

国内競技会の大会実施要項は、理事会の承認を経て定める。

第57条（大会主管マニュアル）

主管者は、別に定める「全国大会主管マニュアル」に基づき、国内競技会を運営しなければならない。

第58条（名義使用）

本協会に第51条(4)(5)(7)に定める名義の使用を希望する者は、開催日の3か月前までに、本協会専務理事宛に名義使用願書を提出し、承認を得なければならない。

- 2 名義使用願書は、以下の各項が記載されたものとする。

- (1) 申請団体名及び責任者
- (2) 申請団体所在地、連絡先電話・FAX番号・メールアドレス
- (3) 催事名称
- (4) 開催期間、場所
- (5) 名義使用理由
- (6) 事業概要・実績（プログラム、要項などの添付、賞金・賞品等がある場合は金額・内容）
- (7) 名義使用にあたっての本協会への要望事項

- 3 前々項により既に承認を得た競技会開催に関して、前項の記載事項に変更が生じた場合は、本協会に事前に届け出て、その承認を得なければならない。

第59条（名義使用料）

本協会が名義使用を認めた場合には、申請者は原則として次の各料金を本協会に納入しなければならない。但し、本協会加盟団体に限り無償とする。

- (1) 後援 金200,000円
- (2) 協力、協賛 金100,000円

- 2 本協会は事業の内容を検討し、使用料を減免することができる。

第60条（名義使用の承認条件）

名義を使用する事業の内容は、卓球の普及を図り、参加者の心身の健全な発展に寄与するものと認められるものでなければならない。また大会参加者は本協会登録会員であることが望ましい。

第61条（違反・処分）

本協会の承認無しに無断で本協会の名義を使用した場合、本協会は名義使用者に対して第59条に定めた使用料を請求する。また無断使用により本協会に損害が生じた場合、本協会はその名義使用者に対して損害賠償を請求することができる。

- 2 加盟団体が、次の各号の一に該当する場合、第3章加盟団体第28条に従い、処分する。また損害が生じた場合、本協会は加盟団体に損害賠償を請求することができる。

- (1) 本協会の承認を得ることなく、実施した場合
- (2) 本協会への実施申請にあたり、故意に申請内容を偽った場合
- (3) 本協会の承認内容と異なる内容で実施した場合
- (4) 実施者として品位を汚し、又は著しく本協会の名誉を傷つけた場合

第 62 条（要望への対応）

名義使用希望者は、事業の度に事前に申請手続きをしなければならない。

- 2 本協会は、要望があれば本協会から役員を派遣することができる。
- 3 本協会からの賞牌、賞状などの授与の要望があった場合には、別途検討することができる。

第 63 条（参加要件）

競技会等への参加要件に関しては、各種大会要項に定める。

第 64 条（競技用具）

主管者が用意する競技用具は、原則として、本協会が公認し発売後 3 ヶ月以上経過したものの中から大会主催者が決定し、各種大会要項に記載する。

第 3 節 大会役員及び競技役員派遣（国内）

第 65 条（目的）

本節は、本協会が大会役員及び競技役員を国内競技会に派遣する場合の規程を定める。

第 66 条（適用範囲）

本節の適用範囲は、本協会が主催する国内競技会から専務理事が関係役員と協議した上で選定した大会とする。

第 67 条（区分）

第 66 条で選定された国内競技会には、原則として次の任務を帯びた大会役員及び競技役員を派遣する。ただし、主要大会については派遣役員を増員することができる。

大会会長・・・会長、名誉副会長、副会長、専務理事いずれか 1 名

大会委員長・・・専務理事、常務理事、理事いずれか 1 名

審判長・・・・・・1 名

事務局員・・・・庶務 1 名（全大会に派遣するとは限らない）

第 68 条（派遣決定）

毎年度、第 4 回理事会において次年度の派遣役員を報告する。原案は事業担当職員が作成する。

第 69 条（派遣変更）

派遣役員に変更が生じた場合、該当役員は速やかに事業担当常務理事に報告しなければならない。

第4節 冠大会・冠講習会

第70条（冠大会・冠講習会の開催）

本協会及び本協会加盟団体は、特定の企業名又は商標、商品名等を付した冠大会・冠講習会（以下「冠大会等」という）を開催することができる。

第71条（対象業種の制限）

本協会及び本協会加盟団体が冠大会等を開催する場合、以下の業種を冠とすることができない。

【冠とすることができない業種及び団体等】

タバコ、パチンコ（メーカー及びホール）、風俗業等の業種、及び宗教関係、暴力団関係、政治団体等の団体

第72条（実施内容）

本協会及び本協会加盟団体が実施する冠大会の内容は、次のいずれかに該当したものでなければならない。

- (1) 冠企業と本協会又は本協会加盟団体が共催者となる場合
- (2) 本協会又は本協会加盟団体が主催者となり、冠企業が特別協賛となる場合

第73条（冠企業の指導・監督）

本協会及び本協会加盟団体は、冠大会等の実施について、冠企業を適切に指導・監督しなければならない。

第5節 国際競技会

第74条（本協会の専属権限）

本協会は ITTF が認める日本唯一の代表機関であり、ITTF 加盟国との国際競技会に関する折衝は、全て本協会が行うことを原則とする。ただし、本協会が特に許可した場合は、本協会加盟団体がこれを行うことができる。

第75条（国際競技会の開催制限）

国際競技会は、原則として全て本協会が主催する。本協会以外の者は、事前に本協会の承認を得なければ、外国からチーム及び選手を招聘して競技会を組織し、または主催することはできない。

- 2 本協会以外の団体が国際競技会を開催しようとする場合は、本協会はその内容を検討した上、これを承認することができる。

第76条（大会の運営方法）

本協会が ITTF 及び ATTU 等の依頼に基づき、その主催する競技会を日本国内で開催する場合には、当該競技会の運営は、本協会又は本協会が認めた組織が行う。

第77条（海外における競技会への参加）

ITTF 又は ATTU 等の主催する競技会への登録選手の派遣は、本協会が別に定める強化本部規程に基づいて出場選手を決定し、派遣する。

- 2 前項の場合を除き、登録選手が外国で開催される競技会に参加しようとする場合は、別に定める国際交流規程に基づいて派遣する。

第6節 天皇杯皇后杯授与保管規程

第78条（目的）

天皇杯、皇后杯は、全日本卓球選手権大会一般の部男子シングルス、女子シングルス優勝者に授与する。

第79条（授与・返還）

天皇杯及び皇后杯は、閉会式にて授与し、次回大会の開会までに本協会へ返還する。尚、返還式を次回大会開会式の際に行うものとする。

第80条（授与された者の義務）

天皇杯又は皇后杯を授与された者は、次の各項の義務を有する。

- ①天皇杯、皇后杯の取り扱いは丁重にしなければならない。
- ②特別の注意をはらい責任をもって保管する。
- ③破損、紛失等の場合は、授与された者、若しくは授与者から保管を委託された者の責任とする。
- ④天皇杯、皇后杯にはいかなる文字・模様等刻入してはならない。
- ⑤天皇杯、皇后杯を商業宣伝目的に利用してはならない。
- ⑥本協会より必要に応じ、一時返還を求められた場合は、これに応じなければならない。

第81条（レプリカの授与）

天皇杯、皇后杯の受領の名誉を保持するため、授与された優勝者に対しては、次回大会開会式での返還に際し、本協会からレプリカを授与する。

第82条（優勝者名の註記）

天皇杯、皇后杯に記録を添付し、大会毎に順次優勝者名を註記する。

第83条（報告）

事務局長は、天皇杯、皇后杯の授与、保管の状況について、会長名で年に一回宮内庁に報告を行う。

第7章 付随的事業

第84条（目的）

本章は定款に定める本協会の事業に付随する事業および事業に関わる権利に関する事項について定める。

第85条（事業の実施）

本協会は、卓球の普及および振興を図るため、定款に定める事業を補完することを目的として、次の各号の付随的事業を行う。

- (1) 本協会が主催する試合、催事の放送に関する放送事業

- (2) 本協会が主催する試合、催事または本協会、日本代表、もしくは日本代表の選手、監督、コーチ等（以下「代表選手等」という）に関する商品の製造・販売に関する商品化事業
- (3) その他理事会において定める事業

第 86 条（商品化事業による収益）

本協会は、前条第 2 号に定める商品化事業の実施による収益を日本代表の強化・育成等のために使用する。

第 87 条（日本代表の肖像権）

代表選手等の肖像、氏名、略歴、似顔絵、アニメ、音声、署名等（以下「肖像等」という）を管理運用する権利（以下「肖像権」という）は、本協会に専属的に帰属する。

- 2 代表選手等は、日本代表としての活動中の代表選手等の肖像等が報道、放送されることおよび当該報道、放送に関する代表選手等の肖像等につき、何ら権利を有するものではない。
- 3 本協会は、代表選手等の肖像等を、本協会の広報・広告宣伝活動等のために無償で使用するができる。
- 4 本協会は、次の各号の使用形態で包括的に使用する場合に限り、前項の権利を第三者に許諾することができる。
 - (1) 個々の画面または物等に複数（原則として 3 名以上）の代表選手等の肖像等を使用する場合
 - (2) 個々の画面または物等には単独の代表選手等の肖像等が使用されているが、同一の仕様および条件により、複数（原則として 3 名以上）の代表選手等の肖像等を使用する場合
- 5 代表選手等は、本協会から指示があった場合、本協会の広報・広告宣伝活動に使用するための素材制作（肖像写真撮影、フィルム・ビデオ撮影、インタビュー録音等）に、原則として無償で応じなければならない。
- 6 代表選手等は、日本代表のウェアを着用してテレビ・ラジオ番組もしくはイベント等に出演し、または第三者のための広告宣伝・販売促進活動等に関与する場合には、事前に本協会の承認を得なければならない。
- 7 本協会は、本条第 4 項各号に規定する使用形態で包括的に使用する場合に限り、代表選手等の肖像等を、商品化事業において無償で使用するができ、また第三者に対してその権利を許諾することができる。
- 8 本協会は、代表選手等の承認を得た場合に限り、単独の代表選手等の肖像等を商品化事業において使用することができる。

第 88 条（放送権）

本協会が主催する試合または催事に関するテレビ放送、ラジオ放送、インターネット放送およびモバイル放送の放送権は、すべて本協会に帰属する。

- 2 前項の放送権に関する運用の詳細については理事会において定める。

第 89 条（商品化権）

次の各号の権利を行使し、商品を製造・販売する権利（以下「商品化権」という）は、本協会に専属的に帰属する。

- (1) 本協会または日本代表の名称、ロゴ、マスコット、その他本協会もしくは日本代表を表示する名称、意匠全般に関する意匠権、商標権および著作権
 - (2) 本協会が主催する公式試合、公式催事およびその周辺における映像（動画）ならびに静止画像、ならびに公式試合のリアルタイム記録情報に関わる著作権および著作隣接権
 - (3) 第4条第7項、第8項に定める範囲内における代表選手等の肖像権
- 2 本協会は、前項の権利を第三者に許諾することができる。
 - 3 第1項の商品化権に関する運用の詳細については、理事会において定める。

第8章 競技役員海外派遣

第90条（目的）

この章は、海外協会から派遣要請を受けて、本協会から審判長・審判員などの競技役員を派遣する場合並びに、国際大会へのエントリー方式を経て、派遣する場合におけるサポートの事項について定める。

第91条（派遣者の決定）

本協会は派遣要請の内容を吟味して、ふさわしい資格者を派遣する。派遣にあたっては、関係する委員会が大会の性格、本人の技量、実務経験、貢献度、研修意欲、派遣経歴、希望意思、健康状態などを公正に判断し決定する。また委員長は、派遣者が決定したのちに速やかに担当常務理事経由にて専務理事に報告し、その承認を受けなくてはならない。

- 2 派遣者の決定時、満70歳以上の者の海外派遣に際しては、派遣者の健康状態の確認及び派遣の可否判断のために健康状態申告書の提出を求める。スポーツ医・科学委員会は健康状態申告書の内容について検討し、関係する委員会に助言を与える。

第92条（費用負担）

海外から派遣要請を受けて、関係する委員会が該当者を選出・推薦して派遣する場合、派遣者の負担金は、A地域に派遣される場合は5万円、B地域に派遣される場合は10万円とし、これを超える費用（往復航空運賃、航空税、滞在費等）を本協会が負担する。但し、本人の事情で付加した費用は負担しない。

A：東アジア、東南アジア

B：オセアニア、南アジア、西アジア、中東アジア、ヨーロッパ、北アメリカ、中南米、アフリカ

- 2 海外協会から派遣要請を受けて、前項とは別に選出・推薦の手続きなしに原則として希望者全員が派遣される場合（ボランティア派遣）、派遣に関わる費用は派遣者自身が全額負担する。但し、要請の内容を検討して本協会が費用の一部を負担することがある。
- 3 派遣要請先から渡航費等の負担申し出がある場合、その額は渡航費等に充当し、残りの費用に関しては本条第1項又は第2項に従う。
- 4 国際大会へのエントリー方式において、競技役員として採用された場合は、渡航サポート費用とし、本協会から競技役員に対しサポートをする。サポート金額はA地域5万円・B地域10万円・C地域15万円を限度額とし、これを超える費用については派遣者が負担する。

A：派遣地域A（東アジア・東南アジア）補助5万円 *ただし、国内開催を除く

B：派遣地域B（オセアニア、南・西・中東アジア、ヨーロッパ、北アメリカ）補助10万円

C：派遣地域 C（中南米、アフリカ）補助 15 万円

第 93 条（保険）

派遣者（第 92 条 2 項による派遣を除く）にかかる保険の取り扱いは、本協会旅費規程（海外）第 57 条に従うものとする。

第 94 条（報告書の作成）

報告書の作成は、本協会旅費規程（海外）第 58 条に従うものとする。

第 9 章 国際交流

第 95 条（目的）

公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）は、本協会の加盟団体、その支部組織、登録団体（チーム）、あるいは登録会員（以下「国際交流実施者」という）が、本協会の登録会員を対象として、自主的に行う国際交流を適切に管掌し、その活動を支援する目的をもって本規程を制定する。

第 96 条（国際交流の範囲）

国際交流実施者が行う国際交流とは、次の行為をいう。

- 1) 国際卓球連盟に加盟している協会に所属する選手、役員等を招聘し、試合・講習会・練習会・コーチ会議・懇親会などの卓球交流を行うこと。
- 2) 国際卓球連盟に加盟している協会（団体、個人含む）が引受人になり、その協会に加盟団体等から選手・役員等を派遣し、試合・講習会・練習会・コーチ会議・懇親会などの卓球交流を行うこと。

第 97 条

国際卓球連盟に加入していない協会との交流は原則として認めない。但し、本条のような国際交流が計画されている場合は、事前に本協会に連絡し、助言を得るものとする。

第 98 条（申請・承認）

第 96 条の国際交流にあたって国際交流実施者は、直接本協会及び加盟団体に対して、交流開始 1 か月前までに第 96 条の内容を申請し、本協会の承認を得るものとする。

第 99 条（申請の内容）

国際交流の申請にあたっては、次の内容を記載しなければならない。

- 1) 交流の目的
- 2) 交流内容
 - ①大会名
 - ②その他必要な事項
- 3) 来日先／派遣先協会名（団体）
- 4) 来日者／派遣者の内容
 - ①氏名

- ②所属
- ③年齢
- ④選手・役員・その他の区別
- ⑤その他必要な事項
- 5) 交流の期日
- 6) 交流の場所
- 7) 主催者
- 8) 協賛者／後援者
- 9) 国歌・国旗使用の有無：(有の場合は、いつ・どこで・どのように、を記載する)
- 10) 交流費用負担者
- 11) 加盟団体等の担当者
- 12) 交流先協会(団体・個人)の担当者
- 13) 本協会宛の依頼事項
- 14) その他、重要事項
 - ①来日協会(団体・個人)宛の招聘状
 - ②来日協会(団体・個人)からの承諾状
 - ③派遣先協会からの招聘状等

なお、申請にあたり上記項目の全てを記入できない場合は、その旨記載し別途数日中に送付することができる。

第 100 条 (本協会の助言・協力)

国際交流にあたって、国際交流実施者は本協会の助言・協力を求めることができる。

- 2 本協会は、当該協会宛に交流の連絡をする。
- 3 第 102 条第 2 項に関わらず、国際交流にあたり問題が発生した場合は、必要に応じて本協会がその解決に協力する。

第 101 条 (実務実施者)

国際交流に要する実務は、交流を計画した国際交流実施者が行うものとする。

- 2 本協会が求められて交流に要する実務を実施した場合には、その費用を国際交流実施者に請求できるものとする。

第 102 条 (管理責任)

国際交流にあたっては、卓球活動及びそれに付帯する活動に限定する。

- 2 国際交流実施者は、来日者あるいは他協会への派遣者の行動及び発生事態について、一切の責任を持たなければならない。
- 3 国際交流実施者は、必要に応じて在留資格の取得等、適法に対応しなければならない。

第 103 条 (報告書の提出)

国際交流実施者は終了後、本協会宛に行事・試合結果等の報告書を提出しなければならない。

第 104 条（規程違反）

国際交流を実施するにあたり、国際交流実施者が次の各号の一に該当する行為をした場合は、規程違反として処分の対象となる。

- 1) 本協会の承認を得ることなく、実施した場合
- 2) 本協会への実施申請にあたり、故意に申請内容を偽った場合
- 3) 本協会の承認内容と異なる内容で実施した場合
- 4) 国際交流実施者として品位を汚し、また著しく本協会の名誉を傷つけた場合

第 105 条（処分）

規程違反の国際交流実施者に対しては、第 11 章処分の規程に従い処分する。

第 10 章 表彰およびメダル獲得者報奨金

第 1 節 表彰

第 106 条（総則）

公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）定款第 4 条第 12 号の規程に基づき、表彰に関してはこれを規定する。

第 107 条（対象）

表彰は本協会の内外を問わず、本協会の発展並びに卓球界のために貢献、功績、功労のあった個人及び団体を対象とする。

第 108 条（種類）

表彰は次の二種類とする。

- (1) 表彰状
- (2) 感謝状

第 109 条（表彰状授与の選考基準）

本協会の会員等で、次の各号の一つに該当するときは、表彰状を授与し、これを表彰することができる。

- 1) 多年にわたり本協会の役員として、その職務に精励し、本協会の発展に功労のあったもの。
- 2) 本協会加盟団体及び加盟団体支部の役員として、多年にわたりその職務に精励し、加盟団体の発展に功労のあったもの。
- 3) 公認審判員等の資格を有し、その職務に精励し、本協会の発展に功労のあったもの。
- 4) 公認スポーツ指導者資格を有し、その職務に精励し、本協会の発展に功労のあったもの。
- 5) 多年にわたり本協会加盟団体等を賛助し、その功績が顕著なもの。
- 6) 本協会を代表してオリンピック、世界選手権大会、アジア競技大会、アジア選手権大会にて、優秀な成績を残したもの（選手、監督、スタッフ）。
- 7) 本協会理事会において、特に表彰に価すると認められたもの。

第 110 条（感謝状贈呈の選考基準）

本協会及び本協会加盟団体の協力者で、次の各号の一つに該当するときは、感謝状を贈ることができる。

- 1) 多年にわたり本協会及び本協会加盟団体の事業を協力し、事業の発展並びに卓球界に多大の貢献があったもの。
- 2) 本協会の事業を通じ、特別の貢献があり、次の各項に該当するもの。
 - ①多額の寄付をした団体及び個人
 - ②本協会が主催（主管）する各種全国大会等において、開催地元として特別の貢献をした団体及び個人
 - ③競技力向上のための強化合宿、合同練習等で積極的な協力をした団体及び個人
 - ④外国遠征先等において、協力した団体及び個人
 - ⑤地域（各ブロック）指導に貢献した個人あるいは団体

第 111 条（副賞又は記念品）

表彰等を行うにあたって、副賞又は記念品を贈ることができる。

第 112 条（申請）

本協会会長、専務理事及び加盟団体長は、本規程第 109 条及び第 110 条に該当すると認めたときは、別に定める様式により推薦理由を付して本協会総務担当理事に申請することができる。

第 113 条（選考基準及び決定）

被表彰者及び副賞、記念品については、本協会総務担当理事において審査選考し、理事会の承認を得て決定する。但し、以下の被表彰者については、次の方法によって決定することができる。

- 1) 第 109 条 3) については、ルール・審判委員会による審査選考を行った後に理事会の承認を得て決定する。
- 2) 第 109 条 4) については、指導者養成委員会による審査選考を行った後に理事会の承認を得て決定する。
- 3) 第 110 条 2) については、以下のとおりとし、理事会に報告する。
 - ①第 110 条 2) ①については、本条の規定による
 - ②第 110 条 2) ②については、当該委員会の提案によって予め運営会議の承認を得るか、又は大会会長以下の本協会派遣役員の合意によって決定する
 - ③第 110 条 2) ③、④、⑤については、当該責任者からの具申により担当理事（担当理事の承認を経て当該委員長）が決定する。

第 114 条（時期）

表彰状及び感謝状の贈呈は、必要に応じ随時本協会会長名によってこれを行うものとする。但し加盟団体長に委嘱し、加盟団体毎に表彰式を行うことができる。

第2節 メダル獲得者報奨金

第115条（目的）

本節は、オリンピック、世界選手権、アジア競技大会でメダルを獲得した個人及び監督に敬意を表し、その努力及びメダル獲得によって日本卓球界の活性化に寄与したことに対し、報奨金を授与することを目的とする。

第116条（対象大会）

報奨金授与の対象大会は以下のとおりとする。

- 1) オリンピック
- 2) 世界選手権大会
- 3) アジア競技大会

第117条（選手報奨金額）

選手への報奨金額は、大会、出場種目別に以下のとおり定める。

- 1) オリンピック、世界選手権大会
 - a シングルス
 - 優勝 : 1,000 万円
 - 2位 : 500 万円
 - 3位 : 300 万円
 - b ダブルス
 - 優勝 : 各 500 万円
 - 2位 : 各 250 万円
 - 3位 : 各 150 万円
 - c 団体戦
 - 優勝 : 各 400 万円
 - 2位 : 各 200 万円
 - 3位 : 各 100 万円（オリンピック）
 - 3位 : 各 80 万円（世界）
- 2) アジア競技大会
 - a シングルス
 - 優勝 : 500 万円
 - b ダブルス
 - 優勝 : 各 150 万円
 - c 団体戦
 - 優勝 : 各 100 万円

第118条（監督報奨金額）

監督への報奨金は、団体戦の成績をもとに以下の基準で授与する。

- 1) オリンピック、世界選手権大会
 - 優勝 : 200 万円

- 2位 : 100 万円
- 3位 : 50 万円 (オリンピック)
- 3位 : 40 万円 (世界選手権大会)
- 2) アジア競技大会
- 優勝 : 50 万円

第 119 条 (支払方法)

報奨金は一括で支払うものとする。

第 120 条 (躍進賞)

対象大会において、奨励金対象外選手で大きな躍進を遂げた選手を表彰し、100 万円を上限とした報奨金を授与することができる。なお、この表彰については強化本部と専務理事で協議、決定する。

第 11 章 処分

第 121 条 (目的)

本章は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）第 2 章倫理に掲げる事項を遵守し社会的信頼を確保するために、第 2 章倫理違反行為に対する処分を定めることで、関係者の不信を招くような行為を防止及び是正することを目的とする。

第 122 条 (適用範囲)

本章の適用範囲は、第 2 章倫理第 6 条に規定する評議員、役員及び職員（以下「役職員等」という）並びに専門部スタッフ及び各専門委員会の委員、本協会の諸制度に基づき登録等を行っている者及びその他の本協会関係者（以下「関係者等」という）とする。

第 123 条 (違反行為)

本章の定める違反行為とは、第 2 章倫理第 7 条から第 18 条のいずれかに該当する行為をいう。

- 2 ドーピングに関する違反行為は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の定める規程による。

第 124 条 (処分)

本協会は、前条に定める違反行為を行った者に対して、その違反の内容、程度に応じて、次の処分をすることができる。

- (1) 評議員、役員(理事、監事、名誉顧問、顧問、名誉会長、名誉副会長、会賓、参与、参事、特別顧問、執行代表者)、専門部スタッフ及び各専門委員会の委員に対する処分
 - 指導 口頭又は書面による注意で是正を求める
 - 減給 (ただし、定款第 25 条に基づいて報酬等の支給を受ける役員、及び強化本部規程第 26 条に基づいて報酬等の支給を受ける NT 関係の強化スタッフ等に対する処分の場合に限る。)
 - 勧告 口頭又は書面による注意で是正とその報告を求める
 - 解任 書面での通知をもってその役職を解く
- (2) 職員に対する処分
 - 就業規則に定める懲戒処分とする

(3) 登録を行っている者に対する処分

指導 口頭又は書面による注意で是正を求める

勧告 口頭又は書面による注意で是正とその報告を求める

資格停止 書面による通知をもってその程度により資格を無期限停止、又は有限期間停止する

資格剥奪 書面での通知をもってその登録を抹消する

その他 競技会への出場禁止、始末書の提出他

(4) その他の本協会関係者に対する処分

指導 口頭又は書面による注意で是正を求める

勧告 口頭又は書面による注意で是正とその報告を求める

2 ドーピングに関する違反行為に対する処分は、日本アンチ・ドーピング規程による。

3 定款、その他の規程等に定めのある場合にはその規定による。

第 125 条（手続）

処分の対象となる事案が判明した場合、倫理・コンプライアンス委員会で事案を審査し、処分を検討し、理事会に上程する。理事会は、倫理・コンプライアンス委員会からの報告内容について審議し、決議を経て処分を決定する。

2 前条（1）評議員、役員に対する処分のうち、解任においては、定款第 11 条及び第 24 条の定めに従う。

3 当該処分の対象となる者にはあらかじめ通知するとともに、理事会（前項の場合は及び評議員会）において議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

第 126 条（不服申立）

本協会から処分を受けた者は、処分決定を行った機関に対して、不服の申し立てをすることができる。

2 本協会の決定のうち公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲に該当する事項については、処分決定の取り消しを求めて仲裁の申し立てを行うことができる。

第 12 章 改正

第 127 条（改正）

本規程の改正は、理事会の議決を得て、これを行う。

第 13 章 附則

第 128 条（施行）

本規程は、2019 年 9 月 8 日から施行する。

本規程は、2019 年 12 月 14 日一部改訂、2019 年 12 月 14 日より施行する。（第 39 条、第 40 条、第 43 条、第 44 条、第 52 条）

本規程は、2021 年 12 月 18 日一部改訂、2022 年 4 月 1 日より施行する。（第 39 条）

本規程は、2022 年 6 月 4 日一部改訂、2022 年 6 月 4 日より施行する。（第 125 条）

本規程は、2022 年 9 月 17 日一部改訂、2022 年 9 月 17 日より施行する。（第 90 条、第 92 条、第 93 条）

本規程は、2023 年 6 月 10 日一部改訂、2023 年 6 月 10 日より施行する。(第 2 条、第 124 条、第 126 条)

【参考資料】

公益財団法人日本スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン

平成16年 4月 1日制定

平成23年 4月 1日改定

平成28年11月 9日改定

平成30年 4月 1日改定

〈趣旨〉

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化の一つである。心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要不可欠であり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有している。

公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSP0」という）及び加盟団体は、我が国のスポーツの普及振興を図っていくという高い公益性と社会性を兼ね備えた組織団体として、その使命を担っている。

したがって、所属する役・職員はもとより、監督、コーチ、審判員、登録競技者等においては、その社会的な使命や意義を自覚し、常にスポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレーの精神に則り行動することで、スポーツの健全性・高潔性を保ち続けることが求められる。

しかしながら、近年、加盟団体及び所属関係団体において、反倫理的行為（指導者の競技選手に対する暴力、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の各種ハラスメント、差別及び薬物乱用など）あるいは補助金などの不適切な処理又は横領など、訴訟にも及ぶ法的問題が発生していることは、誠に憂えるべき事態であるとともに、自らの組織団体においても十分な留意が必要である。

このような状況をも十分に考慮し、JSP0及び加盟団体においては、常に公明正大でかつ健全化を目指した組織体制の整備と健全な組織運営を図っていく必要があり、そのために必要な倫理に関する諸事項をガイドラインとしてまとめたものである。

JSP0及び加盟団体においては、役・職員、公認スポーツ指導者（監督、コーチを含む）、主催・共催など関連するスポーツ競技会・行事などに携わる審判員をはじめとする運営関係者及び登録競技者等を対象として、倫理や社会規範に関する意識の啓発と問題の発生を未然に防ぐため、次の各事項に照らし、早期に必要な規程の整備を図ることが望まれる。

I. 反倫理的行為に起因する事項

1. 身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為等について

役・職員をはじめ監督、コーチ等現場指導者に対しては、講習会・研修会を通じ、自己の役割や責任等を指導徹底することが求められる。

（1）組織の運営又はスポーツを指導する際に意見の相違などが生じた場合は、互いに話し合い、相手の人格を尊重して相互理解に努めること。特に監督・コーチ等の指導的立場にある者は、競技者等への指導の際、暴力、パワー・ハラスメント行為と受け取られるような行いには十分留意すること。

（2）スポーツを行う際又は指導する際に問題解決の手段として、暴力、パワー・ハラスメント行為（直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等）を行うことは、厳に禁ずる。

2. 身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメントについて

当該団体の役・職員、監督、コーチ等現場指導者及び登録競技者等に対しては、広報・情報資料を通じて具体的な教育啓発活動を行うとともに、講習会・研修会等においても周知徹底を図っていくこと。

- (1) 安易に性的・性差別的言動や表現及び相手が不快に感じるような言動、表現、行為などを行うことは、厳に慎むこと。
 - (2) 親しみの言動、表現であっても、個人によって受け止め方に違いがあることを認識すること。
 - (3) 本人に悪意がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシュアル・ハラスメントになることを認識すること。
 - (4) 性的言動、表現を受けて不快に感じた場合は、無視せずに相手に対して毅然として「不快である」旨を、はっきりと意思表示をすること。
- (注意…無視した場合は、「受け容れている」と相手に誤解される恐れがある。)

3. アンチ・ドーピング及び薬物乱用防止について

監督、コーチ等指導的立場にある者はもとより、登録競技者等に対して、徹底した啓発活動を行っていくこと。

- (1) 競技能力を高めるためにドーピングを行うことは、フェアプレーの精神に反するばかりではなく、競技者の健康を害するものであり、絶対に行わないこと。
国民体育大会のドーピングコントロール検査実施を契機に、JSP0及び加盟団体においては、これまで以上にアンチ・ドーピングの教育・啓発活動の積極的な展開を図ること。
 - (2) 本人にドーピングを行った意識がなくても、摂取した薬品等によっては、ドーピングの対象薬物が含まれている場合もあるため、競技者及び指導者は、ドーピングに関する知識を十分に深めること。
 - (3) 麻薬や覚醒剤等薬物の使用は、反社会的な行為のみならず、使用した人間の人格をも破壊するものであり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。
 - (4) 大麻等薬物の使用は違法であり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。
- ### 4. 役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者並びに競技者等の関係の在り方について
- 相手の立場を尊重するとともに、自分の置かれている立場を自覚して責任ある行動に努めること。
- (1) 役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者並びに競技者等は、上司と部下、先輩と後輩などの上下関係を利用し、立場の弱い者に対して、人道的に反する行動や強要をしないこと。
 - (2) 役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者は、その立場、役割、権限等の範囲を超えた精神的・身体的暴力行為等をスポーツ競技会・行事などに携わる関係者及び競技者等に与えないこと。
 - (3) プライバシー（個人的人権）の問題については、役員・監督・コーチ・審判員等指導的立場にある者及び競技者等がそれぞれ十分配慮すること。

II. 不適切な経理処理に起因する事項

1. 経理処理について

JSP0及び加盟団体は、公的な組織であることを認識し、“公益法人会計基準”に基づく基準（経理処理）を作成し、その基準及び各団体の経理規程に則り正しい経理を行うとともに、内部牽制組織及び監事並びに外部監査人による監査体制を確立しておくこと。

- (1) 補助金などの取り扱いについては、補助先・助成先のその補助・助成の目的及び経理要項等を遵守の上、適正な経理処理を行い、決して他の目的に流用などをしないこと。
- (2) 経理処理については、不法又は不正行為・不祥事等を未然に防ぐため、内部牽制を組織化し、少数の担当役・職員に任せきりにしないこと。同時に、組織内部における定期的なチェック及び公認会計士などによる外部監査を受けるようにすること。
- (3) 業者等との契約の際には、利益相反になることを避けるとともに、契約書の暴力団排除条項を記載し、暴力団等反社会的勢力でないことを表明・確約させること。

2. 不正行為について

JSP0及び加盟団体は、次に示すような行為は、厳に禁じるよう、罰則も含めて規定化すること。

- (1) 組織内・外の金銭の横領など
- (2) 不適切な報酬、手当、手数料、接待・供応等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供
- (3) 組織内・外における施設、用器具等の購入などに関わる贈収賄行為
- (4) 組織内・外における不適切な指導又は監査

Ⅲ. 各種大会における代表競技選手・役員の選考などに関する事項

JSP0及び加盟団体は、各種大会の代表競技選手などの選考にあたっては、選考基準を明確に定め、選考結果に疑惑を抱かせることのないよう公平かつ透明性ある選考を行うこと。

また、選考結果に対して質問や抗議等があった場合は、速やかに対応するとともに、相手に理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に処理するものとする。

Ⅳ. その他、一般社会人としての社会規範に関する事項

本ガイドラインに示す対象者は、特に、競技会等スポーツ活動に関わる時以外の日常生活においても社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・励行し、社会秩序の維持に努めるものとする。

また、JSP0及び加盟団体は、次に示すような反社会的行為を・厳に禁じるよう、罰則も含めて規定化すること。

- (1) 違法賭博
- (2) 暴力団等反社会的勢力との交際など

〈参考〉

ガイドラインに基づく基本的な整備事項等

JSP0加盟団体は、本「ガイドライン」に基づき、以下の事項について整備を図ることとする。

(1) 倫理に関する規程の整備

JSP0倫理規程を参照のうえ、加盟団体における倫理に関する規程の作成や改定等の整備を図ることとする。

(2) 倫理委員会の設置（同委員会規程の整備）

(3) 不祥事予防のための意識啓発活動等の実施

本ガイドラインは、身体的・精神的暴力(バイオレンス)行為やセクシュアル・ハラスメント等について明記しているが、それぞれの事項の予防対策については、次の例を参考に考慮すること。

〈例：セクシュアル・ハラスメントの予防対策について〉

- ・方針明確化のための方法……方針については、諸規則等に明確に規定する。
- ・意識改革・啓発のための方法……各種大会・行事等の参加者等への指導徹底、研修会の実施、ビデオ・パンフレット・手引き等の作成、機関誌への掲載、アンケートの実施等による意識啓発活動を行う。
- ・相談・苦情窓口の設置のための方法……相談窓口や相談電話等の設置、専門担当者の配置、組織外の専門機関への委託等による対応窓口を設置する。また、その設置についての周知徹底をパンフレット等により図る。
- ・事後の対応方法……役・職員人事担当、相談窓口、苦情処理委員会、顧問弁護士、カウンセラー等による事後の対応を図る。

(4) 不祥事発生後の処理

加盟団体は、不祥事が発生した場合、当該団体が定める倫理規程に基づき迅速かつ適切な処理を行うこと。その際、発生事案の重要性によっては、その内容と経過等について、JSP0に速やかに報告を行うこと。

3 強化本部規程

第1条（総則）

公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）定款第33条の規定に基づき、専門委員会組織規程第1条に係る強化本部について定める。

第2条（目的）

強化本部は、オリンピック・世界選手権大会等の国際大会のメダル獲得を目標として、ナショナルチーム（NT）、ジュニアナショナルチーム（JNT）、及びホープスナショナルチーム（HNT）を選出し、JOCエリートアカデミー（以下「EA」という）選手を含めた強化活動を行う。

第3条（基本活動）

強化本部は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 国際競技力向上戦略との連動
- (2) 強化策の決定
- (3) 強化策と強化活動の検証と評価等
- (4) 選手選考の基準の策定（オリンピック、世界選手権大会等の代表選手選考基準の提示：本協会ウェブサイト）

第4条（組織）

強化本部の構成は、次の通りとする。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 1名（必要に応じて置く）
- (3) NT 男女監督 各1名

第5条（強化スタッフの構成）

強化本部をサポートする為、以下の強化スタッフを置く。

- (1) JNT 男女監督 各1名
- (2) HNT 男女監督 各1名
- (3) EA 総監督 1名（必要に応じて置く）
- (4) EA 男女監督 各1名
- (5) NT 男女ヘッドコーチ 各1名（必要に応じて置く）
- (6) NT コーチ 若干名
- (7) JNT 男女ヘッドコーチ 各1名（必要に応じて置く）
- (8) JNT コーチ 若干名
- (9) HNT 男女ヘッドコーチ 各1名（必要に応じて置く）
- (10) HNT コーチ 若干名
- (11) EA 男女ヘッドコーチ 各1名（必要に応じて置く）

- (12) EA コーチ 若干名
(13) その他強化本部長が必要と認めた者（アドバイザー、特別コーチ等） 若干名

第6条（本部長の役割）

本部長の役割は、NT 男女両監督との密接なコミュニケーションのもとに、以下の事項の実施を図る。

- (1) 強化本部を統括する
- (2) 強化活動に関する全般的政策・戦略を専務理事に報告する

第7条（副本部長の役割）

副本部長の役割は、本部長及びNT 男女両監督との密接なコミュニケーションのもとに、以下の事項の実施を図る。

- (1) 本部長を補佐する
- (2) 本部長の要請を受け、NT 男女両監督に適切な指導・助言を行う

第8条（NT 監督の役割）

NT 監督の役割、権限を次の通りとし、強化本部長、JNT・HNT 監督との密接なコミュニケーションのもとに、以下の事業の実施を図る。

- (1) NT を統括する
- (2) NT、JNT 及び HNT の連携を調整する
- (3) NT 選手を選出し、強化本部長に報告する
- (4) NT から国際大会へ派遣する選手、強化スタッフを選出、決定する（但し、世界選手権大会、オリンピックの出場選手については本規程第 29 条の定めに従う）
- (5) 強化合宿、国内・海外遠征のスケジュールを作成し、それらの強化合宿、国内・海外遠征に参加する選手、強化スタッフを選出する（なお、合宿の効果を最大限に引き出す目的で、監督の裁量において NT、JNT 及び HNT 所属選手以外の選手、強化スタッフを参加させることができる）
- (6) NT の活動予算を作成し、強化本部内で協議する
- (7) NT の活動について、強化本部長を通し理事会に定期的に報告する
- (8) スポーツ医・科学委員会との連絡を密にし、同委員の有益情報が NT、JNT 及び HNT に適切なタイミングで伝達されるよう指導・助言する
- (9) NT の強化合宿、国内・国際大会参加の日程が本協会、他加盟団体の事業と極力重複しないように日程調整する

第9条（NT ヘッドコーチ・コーチの役割）

NT ヘッドコーチ・コーチの役割を次の通りとする。

- (1) NT 監督を補佐する
- (2) NT 監督の要請を受け、強化方針等に則り積極的に活動する
- (3) NT 監督の要請があれば、JNT 及び HNT 選手にもコーチングする

第10条（JNT 及び HNT の構成）

JNT 及び HNT の構成を次の通りとする。

- (1) JNT は高校 3 年生以下のナショナルチーム（以下「U-18」という）、中学 3 年生以下のナショナルチーム（以下「U-15」という）で構成される
- (2) HNT は小学 6 年生以下のナショナルチーム（以下「U-12」という）、小学 4 年生以下のナショナルチーム（以下「U-10」という）、小学 2 年生以下のナショナルチーム（以下「U-8」という）で構成される

第 11 条（JNT 及び HNT 監督の役割）

JNT 及び HNT 監督の役割を次の通りとする。

- (1) NT 監督を補佐する
- (2) JNT 及び HNT を統括する
- (3) JNT（U-18 選手と U-15 選手）及び HNT 選手（U-12 選手、U-10 選手と U-8 選手）を選出し、強化本部長に報告する
- (4) 必要に応じて、U-18、U-15、U-12、U-10、U-8 の担当コーチを選出し、決定する
- (5) JNT 及び HNT から国際大会へ派遣する選手、強化スタッフを選出、決定する

第 12 条（JNT、HNT ヘッドコーチ・コーチ及び特別コーチの役割）

JNT、HNT ヘッドコーチ・コーチ及び特別コーチの役割を次の通りとする。

- (1) JNT 及び HNT 監督を補佐する
- (2) JNT 及び HNT 監督の要請を受け、強化方針等に則り積極的に活動する
- (3) 特別コーチについては、NT 監督が特別にコーチ依頼する内容について積極的にコーチングする

第 13 条（EA 総監督・監督の役割）

EA 総監督・監督の役割を次の通りとする。

- (1) EA を統括する
- (2) EA の活動予算を作成し、強化本部内で協議する
- (3) NT、JNT、HNT との連携を図る

第 14 条（EA ヘッドコーチ・コーチ等の役割）

EA ヘッドコーチ・コーチ等の役割を次の通りとする。

- (1) EA 監督を補佐する
- (2) EA 監督の要請を受け、強化方針等に則り積極的に活動する
- (3) 臨時コーチについては、EA 監督が特別にコーチ依頼する内容について積極的にコーチングする

第 15 条（NT 監督推薦プロジェクト会議）

NT 監督を選出する場合は、NT 監督推薦プロジェクト会議を組成する。なお NT 監督推薦プロジェクト会議規則は別に定める。また NT 監督推薦プロジェクト会議のメンバーは、決定した NT 監督に対し、同監督の任期期間中は一定の責任を担う。

第 16 条（強化本部長の選出）

強化本部長は、原則、強化部長が兼任する。但し、兼任しない場合は、強化部長が起案し、理事会の推挙により会長が理事の中よりこれを指名する。

第 17 条（強化副本部長の選出）

強化副本部長は、強化部長が起案し、理事会の推挙により会長が指名する。

第 18 条（NT 監督の選出）

NT 監督の選出は、NT 監督推薦プロジェクト会議の推挙により理事会で決定する。

第 19 条（JNT、HNT 監督の選出）

JNT、HNT 監督の選出は、強化本部長の推挙により理事会で決定する。

第 20 条（NT ヘッドコーチ・コーチ等の選出）

NT ヘッドコーチ・コーチ等の選出は、NT 監督が強化本部長の了承を得た上で決定する。

第 21 条（JNT、HNT ヘッドコーチ・コーチ等の選出）

JNT、HNT のヘッドコーチ・コーチ等の選出は、JNT、HNT 監督が強化本部長の了承を得た上で決定する。

第 22 条（EA 総監督・監督の選出）

EA 総監督・監督の選出は、強化本部長の推挙により、理事会で決定する。

第 23 条（EA ヘッドコーチ・コーチ等の選出）

EA ヘッドコーチ・コーチ等の選出は、強化本部長が決定する。

第 24 条（指導者資格）

NT、JNT、HNT、EA の監督、コーチは、原則として公認スポーツ指導者卓球コーチ 3 以上の有資格者で、指導者として優秀な資質を有する者とする。また資格未取得者について、強化本部が特別に認める場合、上記の資格と同等とみなすことができる。

第 25 条（強化スタッフのレポーティングライン・人事考課体系）

強化本部・強化スタッフのレポーティングライン及び人事考課体系は、別表に定める。

第 26 条（NT 監督及び強化スタッフの報酬）

NT 監督及び強化スタッフの報酬は、専務理事と強化本部長の合意の後、会長宛具申し、会長が決定する。なお、本協会からの支出がある場合は、強化本部長より理事会宛報告を行う。

第 27 条（NT、JNT 及び HNT 選手の選出及び手順）

NT 及び JNT 選手の選出及び手順は次の方法による。

(1) NT、JNT 監督はそれぞれ下記の大会成績等を参考にし、NT 及び JNT 対象選手を選出する。但し、NT は候補選手についても選出する。

- ①直近の世界シングルスランキング 100 位以内
- ②直近の全日本選手権シングルス 16 位以内
- ③直近の全日本社会人選手権シングルス 8 位以内
- ④直近の全日本大学総合選手権（個人の部）シングルス 8 位以内
- ⑤直近の全日本選手権ジュニアの部シングルス 8 位以内
- ⑥直近のインターハイシングルス 8 位以内
- ⑦直近の全日本選手権カデットの部（13、14 歳以下）シングルス 8 位以内
- ⑧直近の全国中学校大会シングルス 8 位以内
- ⑨直近の全日本選手権ホープス・カブの部シングルス 4 位以内
- ⑩JOC エリートアカデミーの者
- ⑪特に NT、JNT 監督が推薦する者
（新規推薦・継続強化）

(2) NT の選手数は原則として 10 名を限度とする。但し、必要に応じて加えることができる。

(3) U-18、U-15 の選手数は原則として各 10 名を限度とする。但し、必要に応じて加えることができる。

(4) NT 候補選手数については定めない。

2 HNT 選手の選出及び手順は次の方法による。

(1) HNT 監督は下記の大会成績及び選考会成績等を参考にし、HNT 対象選手を選出する。

- ①直近の全日本選手権シングルス 32 位以内
- ②直近の全日本選手権ジュニアの部シングルス 16 位以内
- ③直近の全日本選手権カデットの部（13、14 歳以下）シングルス 8 位以内
- ④直近の全日本選手権ホープス・カブ・バンビの部各優勝者
- ⑤HNT 選考会優勝者、準優勝者
・バンビは優勝者のみ
- ⑥特に HNT 監督が推薦する者
・HNT 選考会上位者より

(2) U-12、U-10、U-8 の選手数は原則として各 10 名を限度とする。但し、必要に応じて加えることができる。

第 28 条（NT、JNT 及び HNT の活動）

NT、JNT 及び HNT の活動は次の通り定める。

- (1) NT、JNT 及び HNT 選手・強化スタッフは、強化合宿、国内・国際大会に参加する。
- (2) 選手の所属母体指導者とのコミュニケーションを図る。

第 29 条（オリンピック、世界選手権派遣選手の選考）

オリンピック、世界選手権大会の選手選考方法は以下の通り定める。

- (1) 事前に各大会に適した選考基準を作成し、理事会承認を経て発表する。発表時期については強化本部で決定し、各カテゴリーに周知徹底する。

(2) 各大会の代表選手を強化本部は選考基準に基づき決定し、理事会に報告する。

第 30 条（国際大会に自己負担で参加希望する選手の選考）

国際大会に自己負担で参加希望する選手の選考基準は以下の通りとする。以下の条件を満たした選手は、NT 監督の承認を経て国際大会のエントリー申請を認めるものとする。但し、各大会のエントリー数制限等の都合で大会出場ができないことがある。

- ①直近の世界シングルスランキング 100 位以内の者
- ②直近の全日本選手権シングルス 16 位以内の者
- ③直近の全日本社会人選手権シングルス 8 位以内の者
- ④直近の全日本大学総合選手権（個人の部）シングルス 8 位以内の者
- ⑤直近の全日本選手権ジュニアの部シングルス 4 位以内の者
- ⑥直近の全日本選手権カデットの部（13、14 歳）シングルス 2 位以内の者
- ⑦直近のインターハイシングルス 4 位以内の者
- ⑧直近の全国中学校大会シングルス 2 位以内の者
- ⑨JOC エリートアカデミーの者
- ⑩海外で活躍中の選手で、NT 監督が推薦する者
- ⑪NT 選手、NT 候補選手の者
- ⑫特に NT 監督が推薦する者

2 ジュニア・ユースを対象とした国際大会に自己負担で参加希望する選手の選考基準は以下の通りとする。以下の条件を満たした選手は、JNT、HNT 監督の承認を経て国際大会のエントリー申請を認めるものとする。但し、各大会のエントリー数制限等の都合で大会出場ができないことがある。

- ①直近のインターハイシングルス 16 位以内の者
- ②直近の全日本選手権ジュニアの部シングルス 16 位以内の者
- ③直近の全国中学校大会シングルス 16 位以内の者
- ④直近の全日本選手権カデットの部シングルス 8 位以内の者
- ⑤直近の全日本選手権ホープスの部シングルス 4 位以内の者
- ⑥JOC エリートアカデミーの者
- ⑦海外で活躍中の選手で、JNT 監督が推薦する者
- ⑧特に JNT 監督が推薦する者

第 31 条（選手選考への異議申し立て）

選手選考への異議申し立てについては、以下のように定める。

- (1) 選手が第 8 条 (3) (4)、第 11 条 (3) (5)、第 29 条及び第 30 条に基づく本協会決定に対し、仲裁の申し立てを行う場合、その申し立ては決定の日、あるいは本協会ウェブサイト掲載の日から 2 週間以内に公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に到達しなければならない。また本協会は競技会への代表選手の選定結果について、決定当日、あるいは本協会事務局の 2 業務日以内に本協会ウェブサイト (<http://www.jtta.or.jp>) に掲載する。

第 32 条（本協会以外のスポーツ団体強化関連職位の兼任）

本協会は、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という）他のスポーツ団体強化関連職位との兼任を認めることができる。現状は以下の通りとする。

※ハイパフォーマンスディレクター等

※ナショナルヘッドコーチ

※ナショナルチームコーチ

※ナショナルチームスタッフ

第 33 条（活動費）

強化本部・強化スタッフが本規程に定められた活動を行う場合は、謝金及び本協会規程に従って日当を除く旅費を支給する。また、視察及び会議については旅費を支給する。但し、JOC 及び本協会より報酬を受けている者には、謝金及び日当は支給しない。

- 2 前項謝金は、1 日あたり金 4,000 円（税込）とし、本人には源泉所得税等を差し引いた金額を支給する。
- 3 スパーリングパートナー及び臨時コーチの各合宿等における謝金は、1 日あたり金 10,000 円（税込）、半日あたり金 5,000 円（税込）とし、本人には源泉所得税等を差し引いた金額を支給する。但し、海外遠征時等において実務活動ではなく移動のみとなる場合は、日当を支給する。
- 4 強化本部活動に伴う講師招聘等に対する謝金は、次の各項目に従って支給されるものとする。但し、それ以外に特別な謝金を支給する場合には、専務理事の承認を得なくてはならない。

講師・指導者への謝金

①1 時間以上の講義、指導に対して金 30,000 円（税込）

②1 時間未満の講義、指導に対して金 20,000 円（税込）

第 34 条（費用支給）

NT、JNT 及び HNT 所属選手の NT、JNT 及び HNT 活動に関わる費用支給は次の通りとする。

（1）国内合宿

往復交通費（本協会規程）、食費、宿泊費は本協会が負担する。但し、必要に応じてタクシーでの移動を強化本部の判断で認めることができる。

（2）国際大会又は海外合宿等の海外遠征

①国内移動交通費は自己負担とする。但し、オリンピック、世界選手権の日本代表者の国内移動費は本協会が負担する。

②原則として海外渡航費及び食費、宿泊費は本協会が負担する。但し、状況により自己負担となる場合がある。

③出発日前日及び到着日の宿泊は原則として認めない。但し、出発時間、到着時間によってはその限りではない。

（3）国内で開催される国際大会

往復交通費（本協会規程）、食費、宿泊費は本協会が負担する。

（4）その他（監督が認める活動）

その都度、検討の上、決定する。

第 35 条（オフィシャルユニフォーム）

NT、JNT 及び HNT 選手並びに強化スタッフは、強化本部が派遣する合宿、国内・国際大会については、オフィシャルサプライヤーから支給される物品を使用しなければならない。

第 36 条（予選免除）

NT、JNT 及び HNT 所属選手の予選免除に関しては以下の通りとする。

- (1) 国際大会に日本代表として選考され、その日程が全国大会の予選日と重なった場合（国際大会前後各 2 日を含む）、所属加盟団体から文章で予選会要項のコピー等を添え、推薦出場の申請を本協会に提出することにより予選免除とし、原則として男女シングルスの出場が認められる。但し、その他の種目については強化本部で決定する。なお、この条項は日本中学校体育連盟及び全国高等学校体育連盟主催の大会には適用されない。
- (2) NT、JNT 及び HNT の各代表合宿に選考され、その日程が全国大会の予選日と重なった場合は、原則として予選会出場を優先しなければならない。但し、代表合宿が国際大会選考会や直近の国際大会強化合宿等の場合は、前項に倣い予選免除とすることができる。

第 37 条（任期）

NT、JNT 及び HNT 選手の任期は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。但し、必要に応じて入れ替えを行うことができる。

- 2 NT、JNT 及び HNT 強化スタッフの任期は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。但し、再任を妨げない。

第 38 条（規程の改廃）

本規程の改廃は、理事会において決定する。但し、兼任の職位等軽微な変更については強化本部長が提案し、専務理事が決定することができる。

附 則

この規程は平成 23 年 12 月 17 日制定、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

- 2 この規程は平成 25 年 3 月 9 日一部改訂、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
- 3 この規程は平成 27 年 9 月 19 日一部改訂、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
- 4 この規程は平成 28 年 3 月 12 日一部改訂、平成 28 年 3 月 12 日より施行する。
- 5 この規程は平成 28 年 12 月 10 日一部改訂、平成 28 年 12 月 10 日より施行する。
- 6 この規程は平成 29 年 12 月 16 日一部改訂、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
- 7 この規程は平成 30 年 3 月 10 日一部改訂、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
- 8 この規程は平成 30 年 9 月 22 日一部改訂、平成 30 年 9 月 22 日より施行する。
- 9 この規程は 2019 年 9 月 7 日一部改訂、2019 年 9 月 8 日より施行する。
- 10 この規程は 2020 年 6 月 6 日一部改訂、2020 年 6 月 6 日より施行する。
- 11 この規程は 2023 年 9 月 9 日一部改訂、2023 年 9 月 9 日より施行する。

別 表

所属	職位	任命権者	レポート先
EA NTC	EA 総監督	理事会（強化本部長推薦）	強化本部長
	EA 男子監督	理事会（強化本部長推薦）	EA 総監督
	EA 女子監督	理事会（強化本部長推薦）	EA 総監督
	EA 男子コーチ	強化本部長	EA 男子監督
	EA 女子コーチ	強化本部長	EA 女子監督
	EA ストレngths&コンディショニングコーチ	強化本部長	EA 総監督
	サポートスタッフ	強化本部長	EA 総監督
	専任アスレティックトレーナー	強化本部長	スポーツ医・科学委員長
	スパーリングパートナー	EA 総監督	EA 総監督
	NTC 卓球場専任施設担当スタッフ	理事会（強化本部長推薦）	強化本部長
NT JNT HNT	NT 男子監督	理事会（監督推薦プロジェクト）	強化本部長
	NT 女子監督	理事会（監督推薦プロジェクト）	強化本部長
	JNT 男子監督	理事会（強化本部長推薦）	NT 男子監督
	JNT 女子監督	理事会（強化本部長推薦）	NT 女子監督
	HNT 男子監督	理事会（強化本部長推薦）	NT 男子監督
	HNT 女子監督	理事会（強化本部長推薦）	NT 女子監督
	NT ヘッドコーチ・コーチ	NT 監督	NT 監督
	JNT ヘッドコーチ・コーチ	JNT 監督	JNT 監督
	HNT ヘッドコーチ・コーチ	HNT 監督	HNT 監督
	フィジカルトレーナー	NT 監督	NT 監督
	海外アドバイザー	強化本部長	強化本部長
	マネージャー	NT 監督	NT 監督
	情報スタッフ	NT 監督	NT 監督

4 倫理・コンプライアンス委員会規程

第1条（目的）

本規程は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）の理事会の決定に基づき構成された倫理・コンプライアンス委員会（以下「委員会」という）の運営に必要な事項を定める。

第2条（所管事項）

委員会は、次の事項を所管する。

- 1) 「基本規程 第2章倫理」等の整備に関すること。
- 2) 本協会の役職員等及び関係者等の綱紀粛正及び社会規範意識の啓発に関すること。
- 3) 本協会の役職員等及び関係者等のコンプライアンス意識の向上のための研修その他の施策について助言すること。
- 4) 法令等の違反及び「基本規程 第2章倫理」違反に対する処分に関すること。
- 5) その他、委員会の目的を達成するために必要なこと。

第3条（委員）

委員会に、次の人員を置き、その数は5名～9名以内とする。

- 1) 委員長 1名

本協会の理事又は学識経験者（弁護士、公認会計士含む）の中から会長が委嘱する。

- 2) 委員 8名以内

委員長が本協会の理事の中から3名以内及び弁護士1名以上と公認会計士1名以上が含まれる学識経験者3名以内を推薦、また女性委員2名以上を推薦することとし、理事会に諮って会長が委嘱する。

第4条（任期）

委員会委員の任期は、委嘱日より開始し、本協会理事の任期と同じく終了する。但し、再任を妨げない。

第5条（委員会）

委員会は委員長ならびに委員をもって構成する。

- 2 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 3 委員会の議事は、委員会委員の合意により決定する。
- 4 委員会の決議は、委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 5 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 6 本規程に定めるものの他、委員会の目的を達成するために必要な事項は、委員会の決議を経て定める。

- 7 提案された議事に関して、事前に全ての委員会委員がその提案に合意する旨を表明したことが確認できた場合、委員会は開かれたものとみなすことができる。

第6条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決定を経て行う。

附 則

この規程は2019年6月1日制定、2019年6月1日より施行する。

- 2 この規程は2022年6月4日一部改訂、2022年6月4日より施行する。
- 3 この規程は2022年9月17日一部改訂、2022年9月17日より施行する。

5 通報及び相談窓口設置に関する規程

第1条（目的）

本規程は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）の組織運営及び事業推進における公益財団法人日本卓球協会基本規程（以下「基本規程」という）第2章倫理（以下「第2章倫理」という。）に違反する行為（以下「第2章倫理違反行為」という）に関する通報及び相談窓口の設置並びにその受付及び対応に係る手続について必要な事項を定める。

第2条（通報及び相談窓口）

倫理・コンプライアンス委員会の下に通報及び相談窓口を置き、その連絡先は別紙に定める。

第3条（対象となる行為）

通報及び相談窓口で受け付ける内容は、第2章倫理第6条に定める評議員、役員及び職員並びに専門部スタッフ及び専門委員会の委員、本協会の諸制度に基づき登録等を行っている者及びその他の本協会関係者による第2章倫理違反行為のうち、卓球の活動に関するものとする。但し、その趣旨に鑑み、次に掲げる内容は原則として取り扱わないものとする。

- (1) 個人的な誹謗中傷及び不平不満
- (2) 国・地方公共団体、学校等教育機関（部活動含む）、及び企業、関連団体その他本協会以外の組織・団体内部に係る事項並びに係争中の事項
- (3) 一般的な意見照会事項
- (4) 最終行為時から5年を経過したもの

第4条（受付方法）

通報及び相談は、別紙に定める連絡先に、ファクシミリ、電子メール又は文書によって行うものとする。

- 2 前項に基づく通報及び相談は、原則として、これを行った者（以下「相談者」という）の個人名等を明らかにした相談内容に限り受け付けるものとする。

第5条（手続）

受け付けられた通報及び相談は、次の手続により処理するものとする。

- (1) 通報及び相談を受けた窓口は、速やかにその内容を確認し、倫理・コンプライアンス委員会委員長（以下「委員長」という）へ報告をする。
- (2) 委員長は、報告を受けた内容について、その対応に最も適切と判断する専門部、委員会又は加盟団体等に依頼し、調査及び事実確認をする。
- (3) 前号の規定により事実の対応を依頼された専門部、委員会又は加盟団体等は、確認した内容を委員長へ報告する。

- (4) 委員長は、倫理・コンプライアンス委員会を開催し、報告内容に基づき第2章倫理違反行為の有無を判定する。
 - (5) 倫理・コンプライアンス委員会は、報告された内容に第2章倫理違反行為が認められた場合、基本規程第11章処分等に基づく処分並びに問題解決及び再発防止のために必要な事項を検討する。
- 2 通報及び相談につき十分な資料や証拠の提出が得られない場合、又は関係当事者から事情聴取を行うことができない場合等、必要な調査及び事実確認が困難であると認めるときは、前項に定める手続を行わないものとする。

第6条（情報の保護）

本協会及び本規程に定める業務に携わる者は、相談窓口に寄せられた相談にかかる事実（相談者や被害者等の氏名や属性等個人を特定しうる情報を含む）を秘密として保持し、これを漏らしてはならない。

- 2 本協会は、相談窓口を外部に委託する場合は、委託先に対して、前項と同様の守秘義務を課すものとする。
- 3 本協会は、前2項の定める義務に違反して、秘密を洩らした者に対し、本協会の定める規程等に従って相当な処分を科すものとする。

第7条（不利益取扱いの禁止）

本協会は、相談窓口を利用したことを理由として、相談者に対して不利益な取扱いを行わない。

第8条（結果の開示）

第5条により通報及び相談について必要な対応を講じた場合には、相談者にその内容を開示するものとする。当該相談内容に関し正当な利害を有する者から申出があったときも、同様とする。

- 2 前項に定める者以外からの開示請求には応じない。但し、法令等の定めによる場合等、正当な理由があるときは、この限りではない。

第9条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

2019年6月26日制定。

- 2 この規程は2019年9月7日一部改訂、2019年9月8日から施行する。
- 3 この規程は2023年3月18日一部改訂、2023年3月18日から施行する。
- 4 この規程は2023年9月9日一部改訂、2023年9月9日から施行する。
- 5 この規程は2024年9月21日一部改訂、2024年9月21日から施行する。

6 利益相反管理規程

第1条（目的）

本規程の目的は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）の基本規程 第2章倫理 第11条に規定された利益相反の防止及び開示に関する基本的な考え方を明確に理解した上で、本協会の事業活動における権限の適正な行使を担保し、国民や社会からの信頼を確保することにある。

第2条（定義）

本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「利益相反」とは、ある行為により一方の利益になると同時に、他方への不利益になる行為。他人の利益を図るべき立場にありながら、自己の利益を図る行為をおこなうことをいう。
- (2)「直接取引」とは、理事が自己または第三者のために本協会と取引をすることをいう。なお、このうち自己のためにする場合を「自己取引」という。
- (3)「間接取引」とは、理事が自己または第三者のために、理事以外の者との間において、本協会と理事の利益が相反する取引をすることをいう。なお、本協会を代表する理事は、利益が相反する理事自身でない場合にも該当するものとする。

第3条（競業避止義務）

理事は、自己または第三者のために、本協会の事業の部類に属する取引をしてはならない。

第4条（利益相反行為の禁止）

理事は、本協会との間において利益相反となり得る行為を原則禁止とする。また、理事は、直接取引及び間接取引において利益相反行為となるおそれがある場合には、理事会に対して事前取引内容を開示・申告し、理事会による承認を受けなければならない。

- 2 申告を受けた理事会は、速やかに理事会を招集し、必要であれば申告理事に対して取引の公正性を示す証憑類の提出を求め、利益相反行為に該当するかの判断し決議をする。この場合、申告理事は議決権を有しない。
- 3 前項の決議に至った内容は議事録に記載をし、直ちに申告理事へ結果を報告する。なお、理事会は、承認しない場合には、その理由を示さなければならない。

第5条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則

この規程は、2021年6月5日から施行する。

【参考】

第2条(3)

理事の債務に対する法人の保証が典型例で、保証契約自体は第三者である債権者と保証人である法人との取引であるが、保証されることで債務者である理事の利益となり、実質的には理事の利益（保証してもらう利益）と法人の利益（保証の負担が無い利益）が相反する。

第4条1項

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第84条・第92条

【法人と理事の取引の具体例】

（直接取引）理事と法人の間で行われる売買契約

理事から法人への金銭の貸付で、利息が発生するもの

法人が理事への債務免除

法人から理事への金品の贈与

（間接取引）法人が、理事の第三者に対する債務を保証する行為

理事の第三者に対する債務を担保するため法人の資産に担保を設定する行為

法人が、理事の第三者に対する債務を引き受ける行為

利益相反ポリシー

1 目的

本利益相反ポリシーの目的は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）の基本規程第 2 章倫理第 11 条に規定された利益相反の防止及び開示に関する基本的な考え方や原理原則を明らかにすることにある。

2 利益相反の定義

利益相反は、「狭義の利益相反」と「責務相反」とに分けられる。

「狭義の利益相反」とは、外部からの重大な経済的利益等により、公益法人として必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、又は損なわれたのではないかと第三者から懸念される状態をいう。

「責務相反」とは、兼業活動により複数の職務遂行責任が存在することにより、本来の職務における判断が損なわれる、又は怠った状況であると第三者から懸念される状態をいう。

3 利益相反の対象者

本協会の評議員、役員及び職員（以下「役職員等」という）並びに専門部スタッフ及び各専門委員会の委員、本協会の諸制度に基づき登録等を行っている者（以下「委員・登録者等」という）を対象とする。なお、対象者の内の理事については、本協会が定める利益相反管理規程に従う。

4 基本原則

上記 3 の対象者は、公益財団法人日本卓球協会（以下「JTТА」という）が社会からの信頼を損なわないよう十分に配慮し事業活動を行う。また、公共の利益と JTТА の利益が同等の重きをもって相反する場合には、公共の利益を損なわないようにする。

5 利益相反への対応

JTТА は、役職員等及び委員・登録者等の利益相反行為を防止するとともに、利益相反と思慮される行為が発生した場合の解決に対応するため倫理・コンプライアンス委員会体制を構築する。

6 利益相反に関する審査及び審査結果に対する不服申し立て

倫理・コンプライアンス委員会は、役職員等及び委員・登録者等からの自己申告情報に基づき、利益相反状況を審査する。審査を経て利益相反と判断、又は懸念される場合には、関係者への事情聴取を行い改善するよう指導・勧告をする。役職員等及び委員・登録者等は、審査に不服がある場合には、再度、倫理・コンプライアンス委員会に対して審議を求めることができる。倫理・コンプライアンス委員会は、十分に審議を行い、理事会への報告、及び理事会による決定を経て申立者へ審議の結果を報告する。

7 情報開示

倫理・コンプライアンス委員会は、利益相反管理規程等への取り組み状況を開示する。また、本利益相反ポリシー及び利益相反規程等を役職員等及び委員・登録者等へ周知させるとともに、運用状況を定期的に開示する。

8 啓発・見直し啓発・見直し

役職員等及び委員・登録者等向けに、利益相反の問題意識を高める専門家による研修等を実施する。さらに、利益相反窓口を設置し、いつでも相談できる体制を作る。また、国内外の経済や社会の情勢の変化、利益相反問題の事例や状況等に応じて、本利益相反ポリシーの見直しを適宜実施していく。

制定日 2022 年 6 月 4 日

7 懲戒規程

第1条（目的）

本規程は、定款第3条に基づき、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）が、わが国における卓球界を統括し、代表する団体として、卓球の普及振興を図り、もって国民の心身の健全な発展に寄与するという目的に鑑み、本協会の懲戒手続等を明らかにすることにより、本協会の法令遵守及び事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招く行為の防止を図り、もって本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的として定める。

第2条（適用範囲）

本規程は、「本協会基本規程 第1章第2条（定義）」に規定する以下の者に適用する。

- (1) 評議員
- (2) 役員（理事、監事、名誉顧問、顧問、名誉会長、名誉副会長、会賓、参与、参事、特別顧問、執行代表者）
- (3) 職員（事務局職員）
- (4) 専門部スタッフ及び各専門委員会委員
- (5) 本協会登録者（審判員、指導者及び登録会員）
- (6) その他本協会関係者（本協会加盟団体の役員、職員及びその運営に関わる者）

第3条（違反行為）

本規程の定める違反行為とは、「本協会基本規程 第11章第123条（違反行為）」に定める行為（「本協会基本規程 第2章倫理第7条から第18条」）をいう。

- 2 ドーピングに関する違反行為は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の定める規程による。

第4条（違反行為に対する処分の種類・内容）

本協会は、違反行為を行った者に対して、違反行為の内容・程度に応じ、「本協会基本規程 第11章第124条（処分）」に定める以下の処分を行うことができる。

- (1) 評議員、役員（理事、監事、名誉顧問、顧問、名誉会長、名誉副会長、会賓、参与、参事、特別顧問、執行代表者）、専門部スタッフ及び各専門委員会委員に対する処分
 - ア 指導 口頭又は書面による注意で是正を求める
 - イ 減給（ただし、定款第25条に基づいて報酬等の支給を受ける役員、及び強化本部規程第26条に基づいて報酬等の支給を受けるNT関係の強化スタッフ等に対する処分の場合に限る。）
 - ウ 勧告 口頭又は書面による注意で是正とその報告を求める
 - エ 解任 書面での通知をもってその役職を解く
- (2) 職員に対する処分
 - ア 就業規則に定める懲戒処分とする

(3) 登録を行っている者に対する処分

- ア 指導 口頭又は書面による注意で是正を求める
- イ 勧告 口頭又は書面による注意で是正とその報告を求める
- ウ 資格停止 書面による通知をもってその程度により資格を無期限停止、又は有限期間停止する
- エ 資格剥奪 書面での通知をもってその登録を抹消する
- オ その他 競技会への出場禁止、始末書の提出他

(4) その他の本協会関係者に対する処分

- ア 指導 口頭又は書面による注意で是正を求める
- イ 勧告 口頭又は書面による注意で是正とその報告を求める

2 ドーピングに関する違反行為に対する処分は、日本アンチ・ドーピング規程による。

3 定款、その他の規程等に定めのある場合にはその規定による。

第5条（公正の保持）

前条の処分は、公正かつ適正に行わなければならない。

第6条（刑事裁判等との関係）

処分の対象となる行為について、その対象となる者が刑事裁判その他の本協会以外の処分を受けたとき又は受けようとするときであっても、本協会は、同一案件について、適宜に、その違反行為を行った者を処分することができる。

第7条（処分と損害賠償）

処分の対象となる行為を行った者は、故意又は過失によって本協会に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。また、当該行為について当該行為を行った者が処分されたことによって、損害の賠償責任を免れることはない。

第8条（処分手続）

本規程の第2条に規定する者が第3条に規定する違反行為を行ったおそれがあると認められる場合は、以下の手続を行う。ただし、通報及び相談窓口設置に関する規程に基づく調査が行われている場合には、当該調査をもって、本規程に基づく調査に代えることができる。

(1) 評議員、役員、専門部スタッフ及び各専門委員会委員、本協会登録者、その他本協会関係者に関する手続

- ア 専務理事は、その事案に関して調査が必要と認められる場合、倫理・コンプライアンス委員会に対し、調査・審問を請求する。
- イ 上記アの請求があった場合、又は倫理・コンプライアンス委員会が調査を必要と認めた場合、倫理・コンプライアンス委員会は調査を行い、専務理事に調査結果の報告を行う。
- ウ 専務理事は、違反行為に対する本協会の処分が必要とされたときは、倫理・コンプライアンス委員会に対し、事実調査に基づく処分審査と処分案を諮問する。

(2) 職員に関する手続

- ア 専務理事は、事務局長に対し、その事案に関する調査・審問を請求する。ただし、事務局長に調査を行わせることが適切ではないと判断する場合、専務理事は倫理・コンプライアンス委員会に調査を請求することができる。
 - イ 事務局長又は倫理・コンプライアンス委員会は、調査を行い、専務理事に調査結果の報告を行う。
 - ウ 専務理事は、違反行為に対する本協会の処分が必要とされたときは、倫理・コンプライアンス委員会に対し、事実調査に基づく処分審査と処分案を諮問する。
- 2 前項の規定にかかわらず、倫理・コンプライアンス委員会は、相当と認める場合、調査を開始することができる。倫理・コンプライアンス委員会は、本項に基づく調査の結果、違反行為が認められた場合には、処分案を、理事会に対し、書面をもって具申することができる。

第9条（弁明の機会の付与）

調査結果に基づき処分案を審議する際には、審査対象者に対し、口頭又は書面による弁明の機会を付与しなければならない。なお、審査対象者が弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由なく欠席し、又は文書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

第10条（処分の決定）

本協会の処分が必要とされた場合は、以下の手続を行う。

（1）評議員、役員（理事及び監事）に関する手続

- ア 倫理・コンプライアンス委員会は、第8条第1項第1号ウに基づく処分案を、理事会に対し、審査終了後2週間以内に書面をもって答申する。
- イ 理事会は、倫理・コンプライアンス委員会による上記アの答申又は第8条第2項の具申の内容を審議し、処分決定を行う。ただし、解任の処分については、定款第11条及び第24条の定めに従い、評議員会にその決議を委ねる。
- ウ 会長は、上記イの決定に基づき、処分対象者に対し、書面をもって処分決定を通知する。

（2）役員（理事及び監事を除く）、専門部スタッフ及び各専門委員会委員、本協会登録者、その他本協会関係者に関する手続

- ア 倫理・コンプライアンス委員会は、第8条第1項第1号ウに基づく処分案を、理事会に対し、審査終了後2週間以内に書面をもって答申する。
- イ 理事会は、倫理・コンプライアンス委員会による上記アの答申又は第8条第2項の具申の内容を審議し、処分決定を行う。
- ウ 会長は、上記イの決定に基づき、処分対象者に対し、書面をもって処分決定を通知する。

（3）職員に関する手続

- ア 倫理・コンプライアンス委員会は、第8条第1項第2号ウに基づく処分案を、会長及び専務理事に対し、審査終了後2週間以内に書面をもって答申する。
- イ 会長は、倫理・コンプライアンス委員会による上記アの答申又は第8条第2項の具申の内容を踏まえ、処分決定を行う。
- ウ 会長は、上記イの決定に基づき、処分対象者に対し、書面をもって処分決定を通知する。

2 処分決定を通知する際は、書面に以下の事項を掲載する。

- (1) 処分対象者
- (2) 処分の内容
- (3) 処分対象行為
- (4) 処分の理由
- (5) 不服申立手続の可否と期限

第 11 条（処分の公表）

本協会は、別に定める公表基準に基づき、第 10 条第 1 項第 1 号イの処分決定がなされた場合、及び、第 10 条第 1 項第 2 号イの処分決定のうち社会的影響が大きいと判断される場合は、処分対象者のプライバシーその他の具体的事情を考慮した上で適切と判断する事項を公表するものとする。

第 12 条（不服申立）

本協会から処分を受けた者は、処分決定を行った本協会の機関に対して、不服の申立てをすることができる。

- 2 本協会の決定のうち公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲に該当する事項については、処分決定の取り消しを求めて仲裁の申し立てを行うことができる。

第 13 条（機密の保持）

懲戒に関する調査・審問その他の懲戒手続に関与した者は、相談者、調査対象者（処分対象者を含む。）その他の関係者の氏名、所属等これらのものを特定できる情報、その他、その職務上知り得た情報を厳に秘密として保持し、正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第 14 条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2023 年 6 月 10 日から施行する。

8 危機管理規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）における危機管理に関して必要な事項を定め、もって危機状況の予防、防止及び本協会の損失の最小化を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

この規程は、本協会の役員及び職員（以下「役職員」という）に適用されるものとする。

第3条（定義）

この規程において「危機」とは、本協会に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるすべての可能性を指すものとし、「具体的危機」とは、危機状況が具現化した次の各号の事象などを指すものとする。

- (1) 信用の危機 不全な公益活動や欠陥のある情報の提供等によるイメージの低下
- (2) 財政上の危機 収入の減少や資金の運用の失敗等による財政の悪化
- (3) 人的危機 労使関係の悪化や役員間の内紛や代表者の承継問題等
- (4) 外部からの危機 自然災害や事故、インフルエンザ等の感染症及び反社会的勢力からの不法な攻撃等
- (5) その他上記に準ずる緊急事態

第2章 役職員の責務

第4条（基本的責務）

役職員は、業務の遂行に当たって、法令、定款及び本協会の定める規定等危機管理に関するルールを遵守しなければならない。

第5条（危機に関する措置）

役職員は、具体的危機を積極的に予見し、適切に評価するとともに、本協会にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、その回避、軽減及び移転その他必要な措置を事前に講じなければならない。

- 2 役職員は、業務上の意思決定を定めるに当たっては、上位者に対し当該業務において予見される具体的危機を進んで明らかにするとともに、これを処理するための措置について具申しなければならない。
- 3 役職員は、具体的危機が発生した場合には、これに伴い生じる本協会の損失又は不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内の初期対応を十分な注意をもって行う。
- 4 役職員は、具体的危機が発生後、速やかに上位者に必要な報告をするとともに、その後の処理については関係部署と協議を行い、上位者の指示に従う。

- 5 役職員は、具体的危機の処理が完了した場合には、処理の経過及び結果について記録を作成し、会長に報告しなければならない。

第6条（守秘義務）

役職員は、この規程に基づく本協会の危機管理に関する計画・システム・措置などを立案・実施する過程において知り得た本協会及び他の関係者に関する秘密については、本協会内外を問わず漏えいしてはならない。

第3章 緊急事態への対応

第7条（緊急事態への対応）

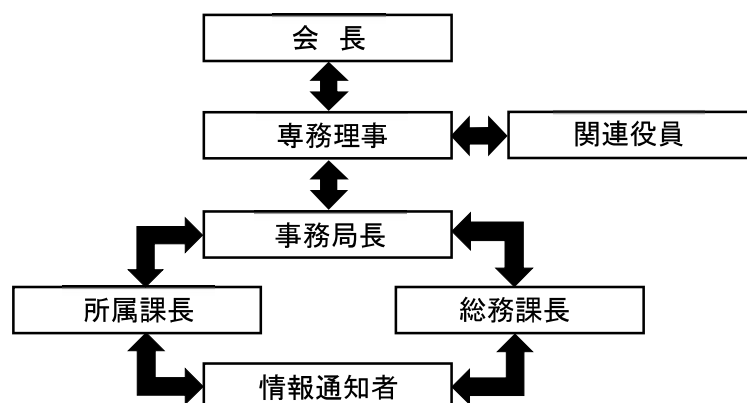
第3条第1項第4号の外部からの危機による具体的リスク等が発生し、本協会をあげた対応が必要である場合（以下「緊急事態」という）は、会長を危機管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

- 2 大会運営時は、別図に定める例に倣い、運営本部である大会役員（大会委員長、競技委員長、審判長等）が現場における緊急対策本部として対応するものとする。

第8条（緊急事態の通報）

緊急事態の発生を認知した役職員は、速やかに所定の通報先へ通報しなければならない。

- 2 通報は、原則として以下の2経路によって行うものとする。



- 3 通報に当たっては、迅速さを最優先する。したがって前項の経路で直接通報先が不在の場合は、それを越えて次の通報先へ通報することとする。
- 4 正確な情報を待つために通報が遅れるようなことがあってはならない。そのような場合は、情報の正確度を付し、適時中間通報を行うことを要する。

第9条（情報管理）

緊急事態発生 of 通報を受けた事務局長は、情報管理上の適切な指示を行う。

第10条（緊急事態発生時の対応の基本方針）

緊急事態発生時においては、当該事態についてその発生部門において、次の各号に定める基本方針に従い、対応することとする。

ただし、次条に定める緊急事態対策室が設置される場合は、同室の指示に従い、協力して対応することとする。

(1) 地震、風水害等の自然災害

- 1) 人命救助を最優先とする。
- 2) (必要に応じ) 官公署へ連絡する。

(2) 事故

1) 爆発、火災、建物倒壊等の重大事故

- ・ 人命救助と環境破壊防止を最優先とする。
- ・ (必要に応じ) 官公署へ連絡する。
- ・ 事故の再発防止を図る。

2) 本協会の公益活動に起因する重大事故

- ・ 参加者等、関係者の安全を最優先とする。
- ・ (必要に応じ) 官公署へ連絡する。
- ・ 事故の再発防止を図る。

3) 役職員にかかる重大人身事故

- ・ 人命救助を最優先とする。
- ・ (必要に応じ) 官公署へ連絡する。
- ・ 事故の再発防止を図る。

(3) インフルエンザ等の感染症

- ・ 人命救助と伝染防止を最優先とする。
- ・ (必要に応じ) 官公署へ連絡する。
- ・ 予防並びに再発防止を図る。

(4) 犯罪

1) 建物の爆破、放火、誘拐、恐喝、脅迫などの外部からの不法な攻撃

- ・ 人命救助を最優先とする。
- ・ 不当な要求に屈せず、警察と協力して対処する。
- ・ 再発防止を図る。

2) この法人の法令違反及びその摘発等を前提とした官公庁による立入調査

- ・ 真実を明らかにする。
- ・ 再発防止を図る。

3) 内部者による背任、横領等の犯罪及び不祥事

- ・ 真実を明らかにする。
- ・ (必要に応じ) 官公署へ連絡する。
- ・ 再発防止を図る。

(5) その他上記に準ずる経営上の緊急事態

- 1) 緊急事態に応じ上記に準じた対応をする。

第 11 条 (緊急事態対策室)

特定の緊急事態が発生した場合又はその発生が予想される場合は、緊急事態対策室（以下「対策室」という）を設置するものとする。

第 12 条（対策室の構成）

対策室の人事は、次のとおりとする。

- (1) 室長 会長
- (2) リスク・マネジメントオフィサー 専務理事
- (3) 副リスク・マネジメントオフィサー 事務局長
- (4) 室員 室長が指名する関係役職員

第 13 条（対策室会議の開催）

対策室会議は、招集後直ちに、出席可能な者の出席により開催する。

第 14 条（対策室の実施事項）

対策室の実施事項は、次のとおりとする。

- (1) 情報の収集・確認・分析
- (2) 応急処置の決定・指示
- (3) 原因の究明及び対策基本方針の決定
- (4) 対外広報、対外連絡の内容、時期、窓口、方法の決定
- (5) 対策室からの指示、連絡ができないときの代替措置の決定
- (6) 対策実施上の分担等の決定、及び対策実行の指示並びに実行の確認
- (7) その他、必要事項の決定

第 15 条（役職員への指示・命令）

対策室は、緊急事態を解決するに当たって、必要と認められるときは、役職員に対して一定の行動を指示・命令することができる。

- 2 役職員は、対策室から指示・命令が出されたときは、その指示・命令に従って行動しなければならない。

第 16 条（届出）

緊急事態のうち、所管官公庁への届出を必要とするものについては、正確、かつ迅速に所管官公庁に届け出る。

- 2 所管官公庁への届出は、事務局長がこれを行う。
- 3 事務局長は、所管官公庁への届出の内容について、予め会長の承認を得なければならない。

第 17 条（理事会への報告）

対策室は、緊急事態における解決策を実施したときは、その直後の理事会で、次の事項を報告しなければならない。

- (1) 実施内容
- (2) 実施に至る経緯
- (3) 実施に要した費用
- (4) 懲罰の有無及びあった場合はその内容
- (5) 今後の対策方針

第 18 条（対策室の解散）

緊急事態が解決し、かつ再発防止策が効力を発揮したとき、対策室を解散する。

第 4 章 懲戒等

第 19 条（懲戒）

次のいずれかに該当する者は、その情状により、懲戒処分に付す。

- (1) 具体的リスクの発生に意図的に関与した者
- (2) 具体的リスクが発生するおそれがあることを予知しながら、その予防策を意図的に講じなかった者
- (3) 具体的リスクの解決について、この法人の指示・命令に従わなかった者
- (4) 具体的リスクの予防、発生、解決等についての情報を、この法人の許可なく外部に漏らした者
- (5) その他、具体的リスクの予防、発生、解決等においてこの法人に不都合な行為を行った者

第 20 条（懲戒の内容）

前条の懲戒処分の内容は、本協会基本規程第 124 条、125 条に準ずる。

第 5 章 雑則

第 21 条（緊急事態通報先一覧表）

総務部は、緊急事態の発生に備えて、緊急事態通報先一覧表（以下「一覧表」という）を作成し、これを関係者に周知徹底しなければならない。

- 2 一覧表は、少なくとも 6 ヶ月に 1 回点検の上、必要に応じて修正する等、常に最新のものとするように努めなければならない。

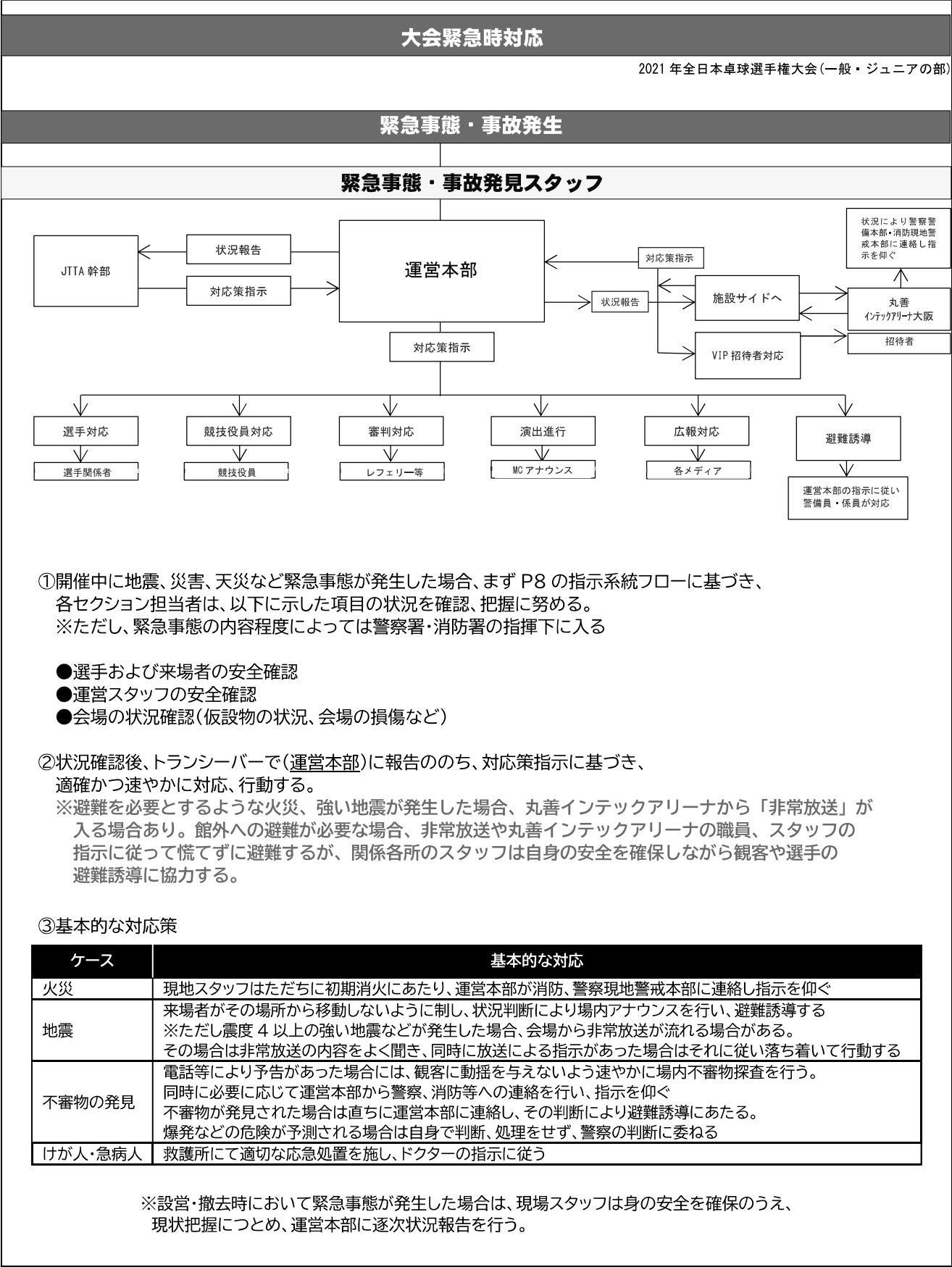
第 22 条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2021 年 6 月 5 日から施行する。

別図（参考）



9 専門委員会組織規程

第1条

公益財団法人日本卓球協会（以下本協会という）定款第33条に基づき、会務遂行のため以下に掲げる各専門委員会を設置する。

なお、定款第4条に掲げる事業遂行のため、新に設けられた場合あるいは廃止することになった場合には、その都度追加または削除するものとする。

- ① 競技者育成委員会
- ② 広報委員会
- ③ ルール・審判委員会
- ④ アスリート委員会
- ⑤ 組合せ委員会
- ⑥ 段級制委員会
- ⑦ クラブ委員会
- ⑧ レディース委員会
- ⑨ マスターズ・ラージボール委員会
- ⑩ スポーツ医・科学委員会
- ⑪ 中学生普及委員会
- ⑫ アンチ・ドーピング委員会
- ⑬ 登録推進委員会
- ⑭ 環境委員会
- ⑮ ホープス委員会
- ⑯ 用具委員会
- ⑰ 指導者養成委員会

第2条

各専門委員会（以下委員会という）は、会長ならびに理事会の諮問に応じ、所掌する専門事項に関し、調査・研究・企画立案・審理する。

第3条

委員会は次の委員をもって構成する。

- 1) 委員長 1名
- 2) 副委員長および委員 若干名
（但し、委員とは別にアドバイザーを置くことができる。）

第4条

委員会を統括する専門部を理事会が設置することができる。部長には理事会の推挙により会長が理事の中よりこれを指名する。

第5条

委員会の委員長は理事会が指名し、委員長は副委員長および委員を本協会会員または会員外の学識経験者の中から選出し、理事会の推挙により、会長が委嘱する。

第6条

委員会の委員の任期は2か年とし、再任は妨げない。補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、その任期満了後でも、次期専門委員会組織正式発足時までその職務を担うものとする。

第7条

委員の選出基準は、改選年度の3月31日現在において満70歳以下とする。

第8条

委員長は、その所管事項を総括処理する。

第9条

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第10条

委員は、委員長の指示に基づき、それぞれの委員会に属する所掌の調査・研究・企画立案専門業務に従事する。

第11条

委員会は、委員長が必要と認めたときまたは委員総数の1/3以上の要求があった場合等において、委員長がこれを招集する。

第12条

委員長は、委員会を開催した場合は、その議事要録を作成保管するとともに、年度末にその結果を理事会に報告しなければならない。

第13条

各委員会において所掌する業務執行上の手続規定、細則、基準要綱等については、それぞれの「委員会規程」においてこれを定めるものとする。

第14条

各委員は、委員会を通じて得られた検討中の内容を外部に漏らしてはならない。

第15条

委員会活動に伴う講師招聘などに対する謝礼金は、次の各項目に従って支給されるものとする。ただし、それ以外に特別な謝礼金を支給する場合には、専務理事の承認を得なくてはならない。

1) 講師・指導者への謝礼金

①1時間以上の講義・指導に対して、3万円

②1時間未満の講義・指導に対して、2万円

第16条

この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則

この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

2 この規程は平成24年6月3日に一部改訂、平成24年6月3日より施行する。

- 3 この規程は平成 27 年 3 月 14 日に一部改訂、平成 27 年 3 月 14 日より施行する。
- 4 この規程は平成 30 年 3 月 10 日に一部改訂、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
- 5 この規程は平成 30 年 9 月 22 日に一部改訂、平成 30 年 9 月 22 日より施行する。(委員会名称変更)
- 6 この規程は 2024 年 9 月 21 日に一部改訂、2024 年 9 月 21 日より施行する。

① 競技者育成委員会規程

第1条（総則）

公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第①項の競技者育成委員会について定める。

第2条（目的）

本委員会は、将来のオリンピック競技大会・世界卓球選手権大会でメダルを獲得できる競技者育成プログラムを作ること及びナショナルチームとして世界で戦える選手を発掘する事業を行うことを目的とする。

第3条（活動）

前条の目的達成のため、次の活動を行う。

1) 競技者育成

ナショナルチーム、ジュニアナショナルチーム、ホープスナショナルチームの活動について、各ナショナルチーム監督とディスカッションし、競技者育成のための方法を策定する。

2) 新人発掘

小学生から中学生までの全国大会にナショナルスタッフを派遣し、ポテンシャルのある選手を発掘する。大会実績から選手をノミネートし研修合宿に参加させ、技術・体力・人物等を評価する。

3) 強化指導指針の作成

委員会が中心となり、発育・発達段階に応じた競技者育成プログラムの作成。

第4条（構成）

本委員会の委員構成は次のとおりとする。

1) 委員長 1名

2) 副委員長 3名以内

3) 委員 20名以内とする

第5条（委員選出）

委員長は理事会の推挙により、会長が委嘱する。副委員長および委員は、本協会加盟団体及び学識経験者の中から委員長が選出（女性委員を含む）し、理事会の推挙により、会長が委嘱する。

第6条（活動費）

委員長は、年間活動を行うにあたって、年間活動計画および活動予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

2 委員会活動にあたっては、本協会の規程に従って、旅費・日当が支給される。

第7条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則

この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

2 この規程は2025年3月15日一部改訂、2025年4月1日より施行する。

② 広報委員会規程

第1条（総則）

公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第②項の広報委員会について定める。

第2条（目的）

本委員会は、本協会の活動の全容を、本協会会員やマスコミを含めた卓球関係者並びに一般の方々に、迅速に正しく伝達する。

- 2 活動内容の積極的なPRを行い、本協会のイメージアップを図ると共に、卓球の普及と会員増大の為の広報活動を行う。

第3条（活動）

前条の目的達成のため以下の活動を行う。

1) マスコミとのメディアリレーションズ

- ① メディアリレーションズのための大会準備・運営への協力。
- ② 各種大会に関わる記者発表の計画・実施への協力。
- ③ 大会記録や記者会見の内容などの迅速かつ正確な情報提供への協力。
- ④ 各種大会や記者懇談会などを通じた本協会活動の情報提供や情報交換。
- ⑤ その他、マスコミに対する本協会活動や卓球のPR活動の提案や実施。

2) 会員及び卓球関係者ならびに一般の方への情報提供と会員増のための広報活動

- ① 本協会ホームページを通じた大会内容や試合結果の発信への協力。
- ② 大会ガイドの作成・配布などによる大会情報発信への協力。
- ③ その他、卓球の普及と会員増のための情報発信や広報活動への協力。

3) 効果的な情報活動のスピードアップと効率化の推進

- ① 本協会ホームページの充実のための提案や管理・運営への協力。
- ② インターネットを活用した試合結果速報・検索システムの拡充。

第4条（構成）

本委員会の委員構成は次の通りとする。

- 1) 委員長 1名
- 2) 副委員長 1～3名
- 3) 委員 20名以内

（委員とは別に、専門家をアドバイザーとすることができる。）

第5条（委員選出）

委員長は理事会の推挙により、会長が委嘱する。副委員長および委員は、本協会加盟団体及び学識経験者の中から委員長が選出（女性委員を含む）し、理事会の推挙により、会長が委嘱する。

- 2 本協会の活動を正しく理解し、マスコミと広く情報交換ができるものが望ましい。

第6条（活動費）

委員長は、活動にあたって年間活動予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

- 2 委員会活動にあたっては、本協会の規程に従って旅費、日当が支給される。

第7条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則

この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

2 この規程は2025年3月15日一部改訂、2025年4月1日より施行する。

③ ルール・審判委員会規程

第1条（総則）

公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）定款第33条に基づく専門委員会組織第1条第③項のルール・審判委員会について定める。

第2条（目的）

本委員会は、卓球ルールの制定及び改定と本協会の公認審判員・上級公認審判員、公認レフェリー（以下公認審判員等という）の審査ならびに指導監督を行い、本協会会員への卓球ルールの周知徹底、普及、指導を行うと共に、卓球競技会の円滑な遂行と、その権威を保持することを目的とする。

第3条（活動）

前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1) 卓球ルールの制定・改定の検討とその管理
- 2) 卓球ルールの普及および指導
- 3) 公認審判員等の資格審査ならびに推薦
- 4) 公認審判員等の指導監督および管理
- 5) ルール、審判講習会の開催およびその指導
- 6) その他関連する必要事項

第4条（構成）

本委員会の委員の構成は次の通りとする。

- 1) 委員長 1名
- 2) 副委員長 2名
（内1名が審判担当、1名がルール担当とする）
- 3) ブロック代表通信委員 9名
- 4) 本協会各委員会代表通信委員 若干名
- 5) 加盟団体代表通信委員 若干名
- 6) 委員長推薦審議委員 若干名
- 7) アドバイザー 若干名

2 審議委員と通信委員について

- 1) 審議委員とは、委員会の事業目的達成のために審議する委員である。
- 2) 通信委員とは、委員会の事業目的達成のために通信にて連絡をする委員である。
- 3) 通信委員は、審議委員を兼務することがある。
- 4) 通信委員は、委員長の要請によって審議委員会に出席することがある。

第5条（委員選出）

委員長は理事会の推挙により、会長が委嘱する。副委員長および委員は、本協会加盟団体の中から委員長が選出（女性委員を含む）し、理事会の推挙により、会長が委嘱する。

第6条（資格）

公認審判員および上級審判員は本協会会員でありルールに精通し、かつ卓球競技会の競技運営及び審判実務にあたっては正しい判断のもとに迅速的確な処置を取り得る者でなければならない。

- 2 公認レフェリーは本協会会員であり、ルールに精通し、正しい判断と迅速、公正な処置により審判長として競技を円滑に運営遂行でき、かつ公認審判員等の指導・育成ができる者でなくてはならない。
- 3 名誉レフェリーは、卓球全般に精通し、審判員の指導・育成および競技会運営の指導者として特別な資格を具備すると認められた者とする。

第7条（資格区分）

本規定に定める公認審判員等の資格区分は次の通りとする。

- 1) 名誉レフェリー
- 2) 公認レフェリー
- 3) 上級公認審判員
- 4) 公認審判員

第8条

名誉レフェリーは、第6条第3項に定められた功績が認められた者とする。

第9条

公認レフェリーは、経験年数豊富で、各種競技会の競技運営ができる者であり、かつ上級公認審判員および公認審判員の指導養成ができる者とする。

第10条

上級公認審判員は、経験年数が相当にあり、本協会が主催する全国大会の準決勝および決勝ならびに国際競技会の主審および副審を勤めると共に、各種卓球競技会の審判実務および競技運営ができる者であり、かつ審判員の実技の指導養成ができる者とする。

第11条

公認審判員は、各種卓球競技会において審判実務および大会各部門の運営担当ができるものとする。

第12条（認定）

公認審判員等の審査は別に定める公認審判員審査規程によるものとし、つぎの通り行う。

- 1) 名誉レフェリーは、所属加盟団体長からの申請があった者に対し、理事会の推薦により、会長が指名する。
- 2) 公認レフェリーおよび上級公認審判員は所属加盟団体長からの申請のあった者に対し、本委員会が審査認定する。
- 3) 公認審判員は、加盟団体が実施した講習・資格試験に合格した者について所属団体長が申請を行い、本委員会で認定する。

第13条

前条3項における公認審判員の講習・資格試験を行える者は公認レフェリーとする。

第14条（認定証等）

名誉レフェリー、公認レフェリー、上級公認審判員および公認審判員に認定された者に対しては、本協会からそれぞれ名誉レフェリー証、公認レフェリー証、上級公認審判員証、公認審判員証ならびにそれぞれの資格の記章が交付される。

名誉レフェリー証、公認レフェリー証、上級公認審判員証、公認審判員証および各資格記章は各加

盟団体長を経て交付するものとする。加盟団体は、公認レフェリー証、上級公認審判員証、公認審判員証に、該当者の写真（横 4 cm×縦 3.5 cm）を添付し、所定の費用を本協会に納付しなければならない。

第 15 条（罰則）

公認レフェリー、上級公認審判員または公認審判員であつて適性を欠く行為のあった者に対しては、本委員会の議を経て、理事会が資格停止、降格もしくは除名することがある。

第 16 条（名簿）

本委員会は、名誉レフェリー名簿、公認レフェリー名簿、上級公認審判員および公認審判員名簿を作成し、必要な連絡を行うものとする。

第 17 条（活動費）

委員長は活動にあたって年間活動計画および予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

- 2 委員会活動にあたっては、本協会の規定に従って旅費、日当が支給される。

第 18 条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則

この規程は平成 23 年 12 月 17 日制定、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

- 2 この規程は 2025 年 3 月 15 日一部改訂、2025 年 4 月 1 日より施行する。

④ アスリート委員会規程

第1条（総則）

公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第④項のアスリート委員会について定める。

第2条（目的）

本委員会は、本協会の卓球競技が競技の面から、一層発展することを願い、競技プレイヤーの観点から、適切な本協会機関に対して意見や施策を具申することを目的とする。

第3条（活動）

前条の目的達成のため、次の諸活動を行なう。

- 1) 卓球ルールの制定・改定にあたっての意見具申
- 2) 卓球大会の運営（含審判）に関する意見・施策具申
- 3) 理事会あるいは運営会議より諮問された事項に対する意見具申
- 4) その他関連する事項についての意見・施策具申

第4条（構成）

本委員会の委員の構成は次のとおりとする。

- 1) 委員長 1名
- 2) 副委員長 1～2名
- 3) 委員 若干名

第5条（委員選出）

委員長は理事会の推挙により、会長が委嘱する。副委員長および委員は、前条に基づき、委員長が競技プレイヤーあるいはその経験者から選出し、理事会の推挙により、会長が委嘱する。

第6条（活動費）

委員長は、年間活動計画および予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

- 2 委員会活動にあたっては、本協会の規程に従って、旅費・日当が支給される。

第7条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則

この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

- 2 この規程は2025年3月15日一部改訂、2025年4月1日より施行する。

⑤ 組合せ委員会規程

第1条（総則）

公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑤項の組合せ委員会について定める。

第2条（目的）

本委員会は、本協会が主催する全国大会の競技が偏りのない公平な組合せ（ドロー）のもとで実施されるための競技の組合せを作成する。

第3条（活動）

前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1) 各大会のシードの数およびシード選手の基準作成
- 2) 組合せ方式の決定
リーグ戦方式かトーナメント方式かの選択、あるいは特別な方式を採用するかを選択。
- 3) 前項 1)、2) に従って、組合せを作成する。
- 4) 組合せマニュアルの研究・立案

第4条（構成）

本委員会および組合せ会議の委員構成は次の通りとする。

- 1) 組合せ委員会（全体会議）
 - ① 委員長 1名
 - ② 副委員長 1～2名
 - ③ 委員 1～15名
- 2) 組合せ会議（大会毎に開催）
 - ① 委員長 1名
 - ② 副委員長 1～2名
 - ③ 委員 若干名
 - ④ 大会担当審判長 1名

第5条（委員選出）

委員長は理事会の推挙により、会長が委嘱する。副委員長および委員は、本協会加盟団体及び学識経験者の中から委員長が選出（女性委員を含む）し、理事会の推挙により、会長が委嘱する。

第6条（委員会・会議の開催）

大会毎の組合せ会議を、各大会への参加申込み締め切り後、速やかに担当委員を招集して開催する。

- 2 委員長は、担当委員、開催日時、場所などを決定し、事務局は委員長の指示に基づいて、遅滞なく担当委員に組合せ会議開催について連絡する。

第7条（組合せの基本原則）

組合せを実施するにあたっては、基本原則を次の通り定める。

- 1) 前年度のランキング保持者は、シードされる。
- 2) 各シードの該当位置は、原則として日本卓球ルール 3.6（ランキングによるシード順位）に従う。
- 3) 同一都道府県の代表選手は、抽選により均等に配置される。また、同一都道府県の同一チームの選手は、抽選により可能な限り均等に配置される。

- 4) 同一ブロックの選手は、可能な限り 1 回戦または同一リーグ戦グループで対戦しないよう組み合わせられる。

第 8 条（非公開）

組合せ実施にあたっては、原則として非公開とする。

第 9 条（結果の公表）

委員会による組合せ結果チェックが完了した後、速やかに関係加盟団体に組合せ結果を公表する。ただし、本協会事務局及び組合せ会議委員は、参加者個人などの個別の問い合わせなどに対して直接に組合せ結果を公表しない。問い合わせに対する回答は原則として加盟団体があたるものとする。

第 10 条（活動費）

委員長は、年間活動を行うにあたって、年間活動計画および活動予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

- 2 委員会活動にあたって、委員には本協会の規程にしたがって旅費、日当が支給される。

第 11 条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則

この規程は平成 23 年 12 月 17 日制定、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

- 2 この規程は平成 27 年 3 月 14 日一部改訂、平成 27 年 3 月 14 日より施行する。
- 3 この規程は平成 27 年 12 月 12 日一部改訂、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
- 4 この規程は平成 31 年 3 月 9 日一部改訂、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
- 5 この規程は 2025 年 3 月 15 日一部改訂、2025 年 4 月 1 日より施行する。

【別表】 全日本選手権のシード選手優先選出基準

1 シングルス

優先順位	対象とする大会など	戦 績		
1	前年度全日本選手権	1 位	～	16 位
2	最新世界ランキング	1 位	～	50 位
3	当年度社会人選手権	1 位	～	8 位
4	当年度全日本大学総合（個人の部）	1 位	～	4 位
5	当年度インターハイ	1 位	～	2 位
6	前年度全日本選手権	17 位	～	32 位
7	最新世界ランキング	51 位	～	100 位
8	当年度社会人選手権	9 位	～	16 位
9	当年度全日本大学総合（個人の部）	5 位	～	8 位
10	当年度インターハイ	3 位	～	4 位
11	当年度全日本大学総合（個人の部）	9 位	～	16 位
12	当年度インターハイ	5 位	～	8 位
13	前年度全日本選手権（ジュニア）	1 位	～	4 位
14	強化本部推薦	上位 4 名		
15	当年度社会人選手権	17 位	～	32 位
16	前年度全日本選手権（ジュニア）	5 位	～	8 位
17	当年度インターハイ	9 位	～	16 位
18	以上により上位 32 名が充足できない場合には 日本卓球リーグ推薦			
		4 名		

2 ダブルス

優先順位	対象とする大会など	戦 績		
1	前年度全日本選手権	1 位	～	8 位
2	当年度社会人選手権	1 位	～	4 位
3	当年度全日本大学総合（個人の部）	1 位	～	4 位
4	当年度インターハイ	1 位		
5	強化本部推薦	上位 2 組		
6	日本卓球リーグ推薦	上位 2 組		
7	当年度社会人選手権	5 位	～	8 位
8	当年度インターハイ	2 位		
9	日本卓球リーグ推薦	上位 3 組	～	4 組
10	当年度全日本大学総合（個人の部）	5 位	～	8 位
11	当年度インターハイ	3 位	～	4 位
12	前年度全日本選手権	9 位	～	16 位
13	当年度社会人選手権	9 位	～	16 位
14	当年度全日本大学総合（個人の部）	9 位	～	16 位
15	当年度インターハイ	5 位	～	8 位
16	以上により上位 16 組が充足できない場合には 日本卓球リーグ推薦			
		2 組		

以上

⑥ 段級制委員会規程

第1条（総則）

公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑥項の段級制委員会について定める。

第2条（目的）

本委員会は、会員の卓球競技の実力または功績を表し、また愛好者のさらなる向上目標となっている本協会の卓球の段位制を普及・発展させ、段位取得者の拡大のために活動を行う。

第3条（活動）

前条の目的達成のため、次の活動を行う。

1) 段級制の普及・拡大のための研究・立案

① 取得者の満足度を高め、さらなる高位取得を促すような施策を研究・立案・実行する。

② 取得者増大の施策を研究・立案・実行する。

2) 段位・級の取得者名簿の管理

3) ホームページ掲載名簿の見直し

第4条（構成）

本委員会の委員構成は次の通りとする。

1) 委員長 1名

2) 副委員長 1～2名

3) 委員 10名以内

第5条（委員選出）

委員長は理事会の推挙により、会長が委嘱する。副委員長および委員は、本協会加盟団体及び学識経験者の中から委員長が選出（女性委員を含む）し、理事会の推挙により、会長が委嘱する。

第6条（活動費）

委員長は、活動にあたって年間活動予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

2 委員会活動にあたっては、本協会の規程に従って旅費、日当が支給される。

第7条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則

この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

2 この規程は2025年3月15日一部改訂、2025年4月1日より施行する。

⑦ クラブ委員会規程

第1条（総則）

公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑦項のクラブ委員会について定める。

第2条（目的）

卓球愛好者がクラブ組織で積極的に活動して、次代を担う若年層の卓球の普及と指導の一翼をクラブ卓球が担っている国内の現実を認識する中で、本委員会は、全国のクラブ卓球組織の育成・普及と活性化を通して本協会会員の一層の増大を目指し、活動を展開する。

第3条（クラブ）

本委員会が扱う「クラブ」とは、広い意味で卓球愛好者が同胞を募って結成した本協会に登録した組織を言う。これには通常の愛好者からなるクラブはもとより企業内クラブ、大学内クラブ（第2種日学連に所属している選手がいないクラブ）などを含めるものとする。なお、各クラブの所属は1都道府県内とする。

第4条（活動）

前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1) 全日本クラブ選手権大会の活性化のための検討
- 2) 全国クラブの実態調査と、全国愛好家への実例紹介、並びに「普及」と「強化」の側面において日本のクラブが今後目指すべきビジョンの提言・推進
- 3) 全国クラブ卓球愛好家への全日本クラブ選手権大会のアピールと本協会会員登録推進

第5条（構成）

本委員会の委員構成は次の通りとする。

- 1) 委員長 1名
- 2) 副委員長 1～2名
- 3) 委員 10名以内

第6条（委員選出）

委員長は理事会の推挙により、会長が委嘱する。副委員長および委員は、本協会加盟団体及び学識経験者の中から委員長が選出（女性委員を含む）し、理事会の推挙により、会長が委嘱する。

第7条（活動費）

委員長は、活動にあたって年間活動計画および予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

- 2 委員会活動にあたっては、本協会の規程に従って旅費、日当が支給される。

第8条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則

この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

- 2 この規程は2025年3月15日一部改訂、2025年4月1日より施行する。

⑧ レディース委員会規程

第1条（総則）

公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑧項のレディース委員会について定める。

第2条（目的）

本委員会は、日本卓球界の一翼をレディース層が担っている現実を認識する中で、該当レディース層を対象として、卓球を通して、より多くの人々が生涯にわたって充実した生活を実現できるように生涯スポーツ卓球の普及と、またそれに伴う本協会会員の一層の増大を目指し、卓球の普及・指導・育成の活動を展開する。

第3条（活動）

前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1) 全国レディース卓球大会の活性化のための検討と大会運営への協力
- 2) 全国レディースフェスティバル大会活性化のための検討と大会運営への協力
- 3) 全国レディース卓球大会（ブロック大会）の活性化のための検討と大会運営への協力
- 4) 都道府県のレディース卓球大会の活性化への協力
- 5) 登録会員増大の施策検討・実施
- 6) 各種講習会の実施
- 7) 本委員会の委員とは別に各都道府県の加盟団体の中に専門の担当者を定め、連絡を密にした活動を行う。

第4条（構成）

本委員会の委員構成は次の通りとする。

- 1) 委員長 1名
- 2) 副委員長 5名以内
- 3) 委員 10名以内

第5条（委員選出）

委員長は理事会の推挙により、会長が委嘱する。副委員長および委員は、全国各ブロックから推薦された者および委員長が推薦する者（5名以内）からなり、理事会の推挙により会長が委嘱する。

第6条（活動費）

委員長は、活動にあたって年間活動計画および予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

- 2 委員会活動にあたっては、本協会の規程に従って旅費、日当が支給される。

第7条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則

この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

- 2 この規程は2025年3月15日一部改訂、2025年4月1日より施行する

⑨ マスターズ・ラージボール委員会規程

第1条（総則）

公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑨項のマスターズ・ラージボール委員会について定める。

第2条（目的）

本委員会は、生涯にわたる各層での卓球の活性化を実現させ、本協会会員の一層の増大を目指し、卓球の普及・指導・育成の活動を展開する。

第3条（活動）

前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1) 全日本選手権大会（マスターズの部）の活性化のための検討と大会運営への協力
- 2) 全日本ラージボール卓球選手権大会の活性化のための検討と大会運営への協力
- 3) ルール審判委員会と協力して、ラージボール卓球ルールの制定・改訂の検討
- 4) 温泉卓球シリーズへの協力
- 5) 各種年代別競技にかかわる研究・立案・運営
- 6) 本委員会の委員とは別に各都道府県の加盟団体の中に専門の担当者を定め、連絡を密にした活動

第4条（構成）

本委員会の委員構成は次の通りとする。

- 1) 委員長 1名
- 2) 副委員長 2～3名
- 3) 委員 12名以内

第5条（委員選出）

委員長は理事会の推挙により、会長が委嘱する。副委員長および委員は、全国各ブロックを代表する者および委員長が推薦する者（5名以内）（女性委員を含む）からなり、理事会の推挙により、会長が委嘱する。

第6条（活動費）

委員長は、活動にあたって年間活動計画および予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

- 2 委員会活動にあたっては、本協会の規程に従って旅費、日当が支給される。

第7条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則

この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

- 2 この規程は平成27年3月14日一部改訂、平成27年3月14日より施行する。
- 3 この規程は2025年3月15日一部改訂、2025年4月1日より施行する。

⑩ スポーツ医・科学委員会規程

第1条（総則）

公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑩項のスポーツ医・科学委員会について定める。

第2条（目的）

本委員会は、医・科学分野から、ナショナルチームの選手強化、卓球の発展・普及などに寄与するための関連諸活動を行う。

第3条（活動）

前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1) 関係部門の要請に基づく医科学データの作成・報告
- 2) 関係部門の要請に基づく卓球用具にかかわる科学データの作成・提供
- 3) ナショナルチームの選手強化、卓球の発展・普及に寄与する医・科学研究の実施
- 4) ナショナルチームの選手強化、卓球の発展・普及に寄与する医・科学サポート活動の実施
- 5) 選手強化・育成に関わる、医学、工学、体育学、栄養学、心理学などのスポーツ科学情報の提供と啓蒙活動
- 6) 障害者卓球発展への協力
- 7) 国内外の関連の学会などに出席し、委員会活動に関する研究テーマの発表に積極的に取り組む共に、有用な情報の収集を行い、本協会関係者に報告・啓蒙を行う。

第4条（構成）

本委員会の委員構成は次の通りとする。

- | | |
|---------|-------|
| 1) 委員長 | 1名 |
| 2) 副委員長 | 1～2名 |
| 3) 委員 | 20名以内 |
| 4) 通信委員 | 7～8名 |

第5条（委員選出）

委員長は理事会の推挙により、会長が委嘱する。副委員長および委員は、委員長の推薦に基づき理事会が推挙し会長が委嘱する。なお、本委員会の活動を有意義かつ効果的に遂行するため、本委員会委員には、本協会の活動に理解ある関連分野の専門研究者などを選出することが望ましい。

第6条（活動費）

本委員会の活動を効果的に遂行するため、委員長は本協会が依頼する研究活動を遂行する委員（通信委員は除く）に対して活動に見合う研究活動費を支給することができる。

- 2 研究活動費は、研究活動内容とともに年度予算として理事会の承認を得ることを原則とする。
- 3 通常の委員会活動（会議等）には、前項規定とは別に本協会規程に従って、旅費、日当が支給される。通信委員はその対象としない。

第7条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則

この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

- 2 この規程は平成26年5月31日一部改訂、平成26年6月1日より施行する。
- 3 この規程は2025年3月15日一部改訂、2025年4月1日より施行する。

⑪ 中学生普及委員会規程

第1条（総則）

公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑪項の中学生普及委員会について定める。

第2条（目的）

本委員会は、卓球競技の一層の発展を願い、中学校の指導者の観点から本協会機関に対して意見や施策を具申し、全国各地域の指導者に対し情報提供活動を行う。

第3条（活動）

前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1) 全国加盟団体に対する情報提供
- 2) 競技者育成委員会への諮問と連携
- 3) 指導者養成委員会への諮問と連携
- 4) 中学生卓球界発展の施策立案

第4条（構成）

本委員会の委員構成は次の通りとする。

- 1) 委員長 1名
- 2) 副委員長 1～2名
- 3) 委員 10名以内

第5条（委員選出）

委員長は理事会の推挙により、会長が委嘱する。副委員長および委員は、各ブロックの中体連代表及び学識経験者から委員長が選出（女性委員含む）し、理事会の推挙により、会長が委嘱する。

第6条（活動費）

委員長は、活動にあたって年間活動計画および予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

- 2 委員会活動にあたっては、本協会の規程に従って旅費、日当が支給される。
- 3 講習会講師への謝礼などは別途定める。

第7条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則

この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

- 2 この規程は2025年3月15日一部改訂、2025年4月1日より施行する。

⑫ アンチ・ドーピング委員会規程

第1条（目的）

公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑫項のアンチ・ドーピング（以下ADという）委員会について定める。

第2条（職務）

AD委員会は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下、JADA）および国際卓球連盟（以下、ITTF）との連携の下に、日本卓球協会アンチ・ドーピング規程に基づき、以下の職務を行う。

- 1) 競技者を対象としたドーピング検査において、NF Representative（競技団体代表者）として JADA に協力する。
 - ① 年度計画（検査対象競技会の選定、検査日程、検体数等）の策定への協力
 - ② ドーピング検査の実務について、JADA への助言と協力
 - ③ その他、ドーピング検査実施における必要事項
- 2) ドーピングに関する調査、情報の収集及び管理
 - ① ドーピングの実態に関する調査
 - ② ドーピング検査結果に関する保存、統計評価
 - ③ その他、AD委員会が必要と認める調査と情報収集
- 3) 競技者、指導者へのアンチ・ドーピング教育、啓蒙活動の実施
- 4) その他、日本卓球協会アンチ・ドーピング規程の実施に関して必要と認める事項

第3条（委員選出）

AD委員会の委員長は本協会理事会が推挙し、本協会会長が委嘱する。

- 2 AD委員会の委員はAD委員長の推薦に基づき本協会理事会が推挙し本協会会長が委嘱任命する。

第4条（構成）

AD委員会は、医学、薬学の専門家を含む数名により構成される。

第5条（委員の任期）

委員の任期は2年とし、再委嘱することができる。

第6条（会議）

委員長は会議の議長となり、議事を処理する。

会議の議事は、出席委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 会議は非公開とする。

第7条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則

この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

- 2 この規程は平成26年5月31日一部改訂、平成26年6月1日より施行する。
- 3 この規程は平成27年12月13日一部改訂、平成27年12月13日より施行する。
- 4 この規程は平成30年9月22日一部改訂、平成30年9月22日より施行する。
- 5 この規程は2025年3月15日一部改訂、2025年4月1日より施行する。

⑬ 登録推進委員会規程

第1条（総則）

公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑬項の登録推進委員会について定める。

第2条（目的）

本委員会は、本協会事業の基盤である登録会員の増大を図るための諸施策を検討し、加盟団体が継続的に登録会員増大を実現できるよう支援をする。

第3条（活動）

前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1) 加盟団体の登録会員実態を調査。
- 2) 加盟団体の登録会員増大の具体的施策を検討し、加盟団体と共有。
- 3) 必要に応じて登録に関する規程の見直しについて検討し、理事会への提案。
- 4) 各都道府県の加盟団体と連絡を密にした登録推進活動

第4条（構成）

本委員会の委員構成は次の通りとする。

- 1) 委員長 1名
- 2) 副委員長 2～3名
- 3) 委員 10名以内

第5条（委員選出）

委員長は理事会の推挙により、会長が委嘱する。副委員長および委員は、本協会加盟団体及び学識経験者から委員長が選出（女性委員を含む）し、理事会の推挙により、会長が委嘱する。

第6条（活動費）

委員長は、活動にあたって年間活動計画および予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

- 2 委員会活動にあたっては、本協会の規程に従って旅費、日当が支給される。

第7条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則

この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

- 2 この規程は2025年3月15日一部改訂、2025年4月1日より施行する。

⑭ 環境委員会規程

第1条（総則）

公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑭項の環境委員会について定める。

第2条（目的）

本委員会は、公益財団法人日本オリンピック委員会が進める「スポーツ環境保全活動」を受けて、本協会が展開する卓球事業を通じて、環境保全を実現させ、本協会登録会員へ環境保全の意識高揚と実践活動を展開する。

第3条（活動）

前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1) 環境保全基本理念および行動指針の策定
- 2) 本協会が主催する事業・行事における環境保全活動を実践・指導
- 3) 加盟団体の環境保全活動の支援
- 4) 公益財団法人日本オリンピック委員会の環境保全活動の協力
- 5) 関連テーマに関するセミナーの促進
- 6) 各都道府県の加盟団体と連絡を密にし、環境保全の意識高揚と実践活動。

第4条（構成）

本委員会の委員構成は次の通りとする。

- 1) 委員長 1名
- 2) 副委員長 1～2名
- 3) 委員 10名以内

第5条（委員選出）

委員長は理事会の推挙により、会長が委嘱する。副委員長および委員は、本協会加盟団体及び学識経験者から委員長が選出（女性委員を含む）し、理事会の推挙により、会長が委嘱する。

第6条（活動費）

委員長は、活動にあたって年間活動計画および予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

- 2 委員会活動にあたっては、本協会の規程に従って旅費、日当が支給される。

第7条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則

この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

- 2 この規程は2025年3月15日一部改訂、2025年4月1日より施行する。

環 境 方 針

公益財団法人 日本卓球協会

環境保全基本理念

公益財団法人日本卓球協会（JTТА）は、公益財団法人日本オリンピック委員会が推進する「地球環境保全活動」に準じ、本協会の事業に関連して、各分野での活動において環境保全の啓蒙と実践を最重要課題の一つとして積極的に展開する。

行 動 指 針

「帰るときは、来たときよりも美しく」、「資源を有効に活用しよう」を２大テーマにして、本協会の活動が環境に与える影響を的確に把握し、環境保全のための継続可能な活動を推進する。そのために、本協会は次に掲げるテーマを環境保全の重点項目として取り組む。

1. 各競技会における紙の有効活用など省資源を推進する。
2. 郵便物を利用する連絡手段から、ファックス利用、更にＥメールの利用とペーパーレスを積極的に推進する。
3. 事務局内におけるゴミの分別収集を徹底する。
4. 競技会場と連絡を密にして、ゴミの分別収集の徹底に協力する。
5. 競技会場への交通手段は極力公共交通手段を利用するよう促す。
6. 選手・役員に環境保全の実践について啓発活動を推進し協力を呼びかける。
7. 本環境方針を全会員に周知するとともに、一般の人にも開示する。

⑮ ホープス委員会規程

第1条（総則）

公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑮項のホープス委員会について定める。

第2条（目的）

本委員会は、次の時代を担う小学生以下の選手およびその指導者の養成と小学生以下の普及を図るために諸施策を検討し、本協会機関に対して意見を具申する。

第3条（活動）

前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1) 小学生以下の選手育成のための競技者育成委員会との連携
- 2) 小学生以下の指導者養成のための指導者養成委員会との連携
- 3) 小学生以下の普及と登録者増のための施策の検討
- 4) 小学生以下の各種卓球大会の内容、運営に関する意見具申

第4条（構成）

本委員会の委員構成は、次の通りとする。

- 1) 委員長 1名
- 2) 副委員長 1～2名
- 3) 委員 10名以内

第5条（委員選出）

委員長は理事会の推挙により、会長が委嘱する。副委員長および委員は、本協会加盟団体及び学識経験者から委員長が選出（女性委員を含む）し、理事会の推挙により、会長が委嘱する。

第6条（活動費）

委員長は、活動にあたって年間活動計画および予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

- 2 委員会活動にあたっては、本協会の規程に従って旅費、日当が支給される。

第7条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則

この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

- 2 この規程は2025年3月15日一部改訂、2025年4月1日より施行する。

⑩ 用具委員会規程

第1条（総則）

公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑩項の用具委員会について定める。

第2条（目的）

本委員会は、卓球競技がルールに基づいて公正でかつ安全に行われ、卓球が広く普及するとともに、卓球用具関連業者の公正な競争を促し、ともに発展する施策を検討・実施し、関連制度の管理・運営を行う。

第3条（活動）

前条の目的達成のため、次の活動を行う

- 1) 第4条に定める公認用具の認定審査基準策定・認可
- 2) 日本卓球公認工業会、公認業者との折衝・指導
- 3) 日本卓球公認工業会との「普及懇談会」の開催協力
- 4) 日本卓球公認工業会関係業者の ITTF 公認申請手続きの援助
- 5) 新規加盟申請業者との折衝・許認可業務
- 6) ITTF 用具委員会との情報収集活動とルール・審判委員会との連携による日本卓球公認工業会関係業者への情報連絡

第4条（公認用具）

本協会の定める「卓球公認用具」は以下の通りとする。

- 1) ボール
- 2) 卓球台
- 3) サポート（ネット支柱）
- 4) ネット
- 5) ラケット本体
- 6) ラバー
- 7) 競技用服装（シャツ、スカート、短パン）
- 8) 接着剤
- 9) フロアマット
- 10) その他

第5条（構成）

本委員会の委員構成は次の通りとする。

- | | |
|-----------|-----|
| 1) 委員長 | 1 名 |
| 2) 副委員長 | 1 名 |
| 3) 委員 | 若干名 |
| 4) アドバイザー | 若干名 |

第6条（委員選出）

委員長は理事会の推挙により、会長が委嘱する。

- 2 委員は、委員長が推薦した用具に関わる学識経験者若干名とし、用具公認制度運営で利害なく公平が保たれる立場の者とする。

第7条（活動費）

委員長は、年間活動を行うにあたって、年間活動計画および活動予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

- 2 委員会活動にあたって、委員には本協会の規程にしたがって旅費、日当が支給される。

第8条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則

この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

- 2 この規程は2025年3月15日一部改訂、2025年4月1日より施行する。

⑪ 指導者養成委員会規程

第1条（総則）

公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑪項の指導者養成委員会について定める。

第2条（目的）

本委員会は、卓球競技の強化・普及と地域の技術レベル向上の指導者としての日本スポーツ協会が定める「公認スポーツ指導者」の活動が充実し、その成果を一層高めるための講習会開催・運営・支援・研究活動を行う。

第3条（公認スポーツ指導者）

本委員会に関わる「公認スポーツ指導者」とは次の資格者をいう。

- 1) スタートコーチ
- 2) コーチ1
- 3) コーチ2
- 4) コーチ3
- 5) コーチ4

第4条（活動）

前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1) 公認スポーツ指導者の活動実態の調査・把握
- 2) 公認スポーツ指導者の養成とその管理
- 3) 公認スポーツ指導者の活動範囲についての検討
- 4) 本協会独自の公認スポーツ指導者資格取得の研究・立案
- 5) 公認スポーツ指導者・更新研修会及び講習会の実施指導者講習会の実施
- 6) 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者養成講習会の専門科目のカリキュラムや研修方法を改善し、より全国指導者のレベルを上げていく。
- 7) JTТА ホームページに情報提供を行い、全国の指導者と情報の共有化を図る

第5条（構成）

本委員会の委員構成は次の通りとする。

- 1) 委員長 1名
- 2) 副委員長 1～2名
- 3) 委員 15名以内

第6条（委員選出）

委員長は理事会の推挙により、会長が委嘱する。副委員長および委員は、本協会加盟団体及び学識経験者から委員長が選出（女性委員を含む）し、理事会の推挙により、会長が委嘱する。

第7条（活動費）

委員長は、年間活動を行うにあたって、年間活動計画および活動予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

- 2 委員会活動にあたって、委員には本協会の規程にしたがって旅費、日当が支給される。

第8条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則

この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

2 この規程は平成27年3月14日一部改訂、平成27年3月14日より施行する。

3 この規程は2025年3月15日一部改訂、2025年4月1日より施行する。

10 公認審判員審査規程

第1条（総則）

公益財団法人日本卓球協会の上級公認審判員、公認審判員および公認レフェリー（以下「公認審判員等」という）の審査は、ルール・審判委員会（以下委員会という）規程によるほか、本審査規程によって行うものとする。

第2条（講習会及びテスト）

委員会は、審査のため、講習会およびテストを実施する。

- 1) テストは筆記、実技および面接により行われる
- 2) 公認審判員は筆記試験および実技で判定し、上級公認審判員は筆記試験により判定する。また公認レフェリーのテストは、筆記試験および面接により判定する。

第3条

公認審判員の講習およびテストは、必要により、各加盟団体長（以下加盟団体長という）が実施することができる。但し、この場合は、本委員会宛て、次の各項について、加盟団体長名により、連絡および報告を行わなくてはならない。

- 1) 実施前の連絡事項
 - （イ）講習会の実施予定日時および会場
 - （ロ）受講者の範囲および予定人員
 - （ハ）講師の氏名・公認資格
- 2) 実施結果の報告事項
 - （イ）講習会の実施日時および会場
 - （ロ）受講者名簿および筆記・実技試験の採点結果
 - （ハ）筆記試験の問題
 - （ニ）講師および採点者の氏名

第4条

上級公認審判員講習会およびテストは、全国各ブロックが日程・開催地を定めて、本委員会が担当者を派遣して原則として年1回実施することができる。

第5条（書類審査）

公認レフェリーは、つぎの各項を標準とし、所属団体長から申請のあった者について書類審査する。

- （イ）加盟団体または加盟団体支部の役員として実績があり卓球競技会の運営にあたり責任者としての経験を有する者。
- （ロ）上級公認審判員の資格を有する者で、3年以上の任期を経過し、更新手続きの済んでいる者。

第6条

上級公認審判員は、つぎの各項を標準とし、所属加盟団体長から申請のあった者について書類審査する。

- （イ）公認審判員の資格を有する者で、3年以上の任期を経過し、更新手続きの済んでいる者。

- (ロ) 加盟団体の主催する競技会で審判員としての活動実績が顕著であり、他の範となる優れた審判技術を有すると認められる者。
- (ハ) 年齢 20 歳以上の者。

第 7 条

公認審判員は、つぎの各項を標準とし、審査決定する。

- (イ) 中学校卒業者
- (ロ) 所定の講習会を終了し、テストの成績が良好であると所属加盟団体長が認めた者。

第 8 条

本規程第 5 条および 6 条に定める書類審査において適格と認められた者については、講習会に出席して、それぞれに該当する資格試験を受けることができる。

また、上級公認審判員資格取得者は、国際審判員の資格試験を受けることができる。

第 9 条（格付基準）

名誉レフェリーの理事会における推薦基準はつぎのとおりとする。

- (イ) 永年にわたり、豊富な審判活動の実務経験を有するとともに、高潔な人格と卓球に対する豊富な見識を具備しているものであること。
- (ロ) 本会定款、卓球ルールなど、卓球全般に精通し、真に各都道府県における最高の審判員のリーダーと目される者であること。
- (ハ) 全国大会または国際大会にて審判長として顕著な経験を有する者。

第 10 条

公認レフェリーの、テスト結果における審査基準をつぎのとおりとする。

- (イ) 本会が主催し、または各都道府県が主催する最も権威ある競技会の正副委員長あるいは審判長として、競技運営の全責任を負い、その円滑な施行に十分な能力を有すると認められる者。
- (ロ) 卓球審判実務に関する指導経験を有し、かつその指導内容において、本会あるいは各都道府県において施行する審判講習会の講師、またはこれと同程度の指導能力があると認められる者。
- (ハ) 本会定款ならびに卓球ルールに精通し、上級公認審判員、公認審判員を指導養成する見識と実力を有するものと認められる者。

第 11 条

上級公認審判員のテスト結果における審査基準をつぎのとおりとする。

- (イ) 各都道府県の選手権大会または同等の選手権大会において、豊富な審判員の実務経験を有する者で、全国大会の競技管理にあたっても臨機応変の適切な措置ができ、競技の円滑な施行の責任を全うし得る実力を有すると認められる者。
- (ロ) 公認審判員に対する審判実務講習会講師としての実力を有すると認められる者。

第 12 条（任期及び更新）

公認審判員等の任期は、つぎの通りとする。

- (イ) 名誉レフェリーは永久とする。
- (ロ) 公認レフェリー、上級公認審判員および公認審判員の任期は、取得年度あるいは更新年度を含めて 3 年（年度）とする。ただし、公認レフェリー、上級公認審判員は本委員会が行う所

定の研修会を終了した者のみについて、任期更新の資格が与えられる。

公認審判員については、加盟団体長が行う所定の講習会を終了した者について、任期更新の資格が与えられる。

第13条（講習会費）

任期更新にあたっては、所定の更新手続きを完了しなければならない。講習会およびテストの実施に際し、必要な資料および会場等の費用を支払うため、受講者から会費を徴収することがある。会費は実情に応じ、その都度定める。

第14条（規程の変更）

本規程の変更は、理事会の議決を経るものとする。

第15条

競技会運営にあたり、所定の講習を受けた者に対し「審判補助員」を委嘱することができる。

附 則

この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

2 この規程は平成29年12月16日一部改訂、平成30年4月1日より施行する。

新規登録料および更新料

資 格	新規登録料	更新料
名誉レフェリー	50,000円	—
公認レフェリー	10,000円	10,000円
上級公認審判員	8,000円	6,000円
公認審判員（一般・大学）	4,000円	2,000円
公認審判員（高校生以下）	2,000円	—

上記手続きに伴う加盟団体への交付金は、1件につき

資 格	新規登録時	更新時
名誉レフェリー	10,000円	—
公認レフェリー 上級公認審判員	2,000円	2,000円
公認審判員（一般・大学）	2,000円	1,000円
公認審判員（高校生以下）	1,000円	—
国際審判員情報通信料 その他の登録・更新手続き	2,000円	2,000円

その他

国際審判員情報通信料：3年毎（更新時に）	5,000円
再発行・交付手数料　：手　帳	1,500円
バッジ	1,500円
その他	
公認レフェリー腕章	2,000円
公認審判員ワッペン	各2,000円
公認審判員名札	1,300円
イエロー／レッドカード	500円
ホワイトカード	300円
トス用コイン	500円

1 1 段級制規程

第1条（総則）

この規程は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）定款第33条に基づき専門委員会組織規程第1条第6号の専門委員会として段位の審査認定施行について定める。

- 2 本協会で公認する段位は戦績段位と名誉段位の2種類とする。
- 3 本協会で公認する戦績段位は初段から10段までの10段階とし、10段を最高位とする。戦績段位は第6条で指定する大会の成績により取得するものとする。
- 4 本協会で公認する名誉段位は初段から10段までの10段階とし、10段を最高位とする。名誉段位は第6条2項に基づき卓球競技の普及、発展に顕著な功績のあった者に対し表彰及び感謝の意をもって贈られるべきものとする。

第2条（資格）

段位を受審するものは本協会登録会員であること。

第3条（審査および認定方法）

初段から3段までは本協会登録会員の申請に基づき、都道府県加盟団体長が審査し本協会が認定する。

- 2 4段から10段までは都道府県加盟団体長の申請に基づき、本協会段級制委員会が審査し本協会が認定する。
- 3 審査認定基準は第6条に基づき戦績段位、名誉段位とし併用も認める。

第4条（登録料）

登録料は1段10,000円とし、既に段位を取得している者は、差額の登録料を納める。

- 2 基本規程第5章第40条に定める登録会員の種別、第2種、第3種、第4種、第5種については特例の登録料を納める。
- 3 本協会の発展に貢献し日本卓球の名声を高めた者に対し登録料を免除する場合がある。

種別 登録会員の 等級	第1種、第6種、第7種、第8種	< 特例 > 第2種	< 特例 > 第3種、第4種、第5種
初段	10,000円	6,000円	4,000円
2段	20,000円 (初段→2段=10,000円)	16,000円 (初段→2段=10,000円)	10,000円 (初段→2段=6,000円)
3段	30,000円 (2段→3段=10,000円)	26,000円 (2段→3段=10,000円)	20,000円 (2段→3段=10,000円)

※4 段以降の登録料に特例は発生しない。

※かっこ内は差額

※登録料には加盟団体への交付金を含む。

第5条（公認手続）

本協会は、認定証とバッジを送付する。段位者はすべて本協会に登録される。

※2024 年度以降、新規の級認定は行わない。

第6条（審査認定基準）

戦績段位の審査認定基準は以下の通りとする。

初段 (A)全日本選手権大会（一般の部、ジュニアの部、団体の部、マスターズの部）、(B)全日本社会人選手権大会、(C)全日本実業団選手権大会、(D)国民スポーツ大会、(E)全日本クラブ選手権大会（一般の部のみ）県代表又はこれに相応する戦歴を有する者

2 段 上記(A)、(B)、(C)、(D)各大会該当年度2回勝った者、都道府県大会優勝者はこの資格を得ることができる。

上記(A)、(B)、(C)各大会(平成元年度以降の同一大会ごとに計算)計3回出場者はこの資格を得ることができる。

3 段 上記(A)、(B)、(C)、(D)各大会該当年度3回勝った者、ブロック大会優勝者はこの資格を得ることができる。

上記(A)、(B)、(C)各大会(平成元年度以降の同一大会ごとに計算)計5回出場者はこの資格を得ることができる。

4 段 上記(A)、(B)、(C)、(D)各大会ベスト8入賞者又はこれに準ずる成績をあげた者はこの資格を得ることができる。

5 段 上記(A)、(B)、(C)、(D)各大会ベスト4入賞者および国際試合日本代表者はこの資格を得ることができる。

6 段 上記(A)、(B)、(C)、(D)各大会優勝者および国際試合日本代表者はこの資格を得ることができる。

7 段 全日本選手権大会（一般）個人戦優勝者

8 段 アジア競技大会及びアジア選手権大会個人戦優勝者

9 段 世界選手権大会個人戦優勝者

10 段 オリンピック競技大会個人戦優勝者

※なお団体戦に於ける勝利回数は、チームの勝利回数をカウントするものとする。

7段以上については平成17年4月1日以降の実績に基づき贈呈段位とする

※大会出場について

上記(A)、(B)、(C)各大会出場者は段位を取得しなければならず、最初に取得した段位のまま以降の大会に出場することが出来る。

2 名誉段位の審査認定基準は以下の通りとする。

初段 ① 役員歴（都道府県市区町村(協会連盟)）（1年～2年）

② 加盟団体区都市町村グループ等の指導者として活躍

③ 公認審判員資格取得者

- 2 段 ① 役員歴（都道府県区都市町村(協会連盟)）（3 年～4 年）
② 加盟団体区都市町村グループ等の指導者として活躍
③ 上級公認審判員資格取得
④ 国際審判員資格取得者
- 3 段 ① 役員歴（都道府県区都市町村(協会連盟)）（5 年～6 年）
② 加盟団体区都市町村グループ等の指導者として活躍
③ 区都市町村理事長、副理事長
④ 公認レフェリー資格取得者
- 4 段 ① 役員歴（都道府県区都市町村(協会連盟)）（7 年～8 年）
② 加盟団体理事長、副理事長
③ 町村会長、副会長
- 5 段 ① 役員歴（都道府県区都市町村(協会連盟)）（9 年～10 年）
② 区郡市長、副会長
③ 国際試合監督、コーチ
- 6 段 ① 役員歴（都道府県区都市町村(協会連盟)）（11 年～14 年）
② 都道府県会長、副会長
- 7 段 都道府県会長、副会長および経験者で役員歴 15 年以上で本協会の運営発展に貢献のあったもの（45 才以上）
- 8 段 ① 本協会役員として本協会の運営発展に貢献のあったもの
② 本協会加盟団体の会長、副会長および経験者で本協会の運営発展に貢献のあったもの（50 才以上）
- 9 段 本協会会長、副会長および経験者で本協会の運営発展に貢献のあったもの（55 才以上）
- 10 段 本協会会長、副会長および経験者で本協会の運営発展に貢献のあったもの（60 才以上）

附 則

この規程は平成 24 年 3 月 10 日制定、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

- 2 この規程は平成 25 年 6 月 8 日一部改訂、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
- 3 この規程は平成 31 年 3 月 9 日一部改訂、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
- 4 この規程は 2023 年 3 月 18 日一部改訂、2024 年 4 月 1 日より施行する。
- 5 この規程は 2024 年 3 月 16 日一部改訂、2024 年 4 月 1 日より施行する。
- 6 この規程は 2025 年 12 月 13 日一部改訂、2026 年 4 月 1 日より施行する。

12 アンチ・ドーピング規程

第1条（目的）

本規定は、日本卓球協会のアンチ・ドーピング活動についての事項を定めることを目的とする。

第2条（適用対象者）

本規定は、以下に対して適用される。

- (1) 日本卓球協会及びその役職員並びに委員会委員等の関係者
- (2) 競技者
- (3) サポートスタッフ
- (4) 日本卓球協会の権限下にあるその他の人
- (5) 加盟団体（その下部組織を含む）

第3条（JADA との連携・協力）

日本卓球協会は、日本アンチ・ドーピング機構（以下、「JADA」という。）が行うアンチ・ドーピング活動について連携、協力、支援するとともに、日本アンチ・ドーピング規程（以下、「日本規程」という。）、世界アンチ・ドーピング規程（以下、「世界規程」という。）、国際基準（以下、「国際基準」という。）に基づく義務を履行する責任を負う。

第4条（日本スポーツフェアネス機構との連携・協力）

日本規程に基づく日本スポーツフェアネス推進機構（以下、「J-Fairness」という。）の権限と責務を尊重し、J-Fairness及びJADAと連携、協力しドーピング検査体制の中立性と独立性の確保を確実なものとする。

第5条（日本卓球協会の役割と責務）

日本卓球協会は、日本規程第22条に定める役割と責務を負う。

- 2 日本卓球協会は、加盟する国際卓球連盟から世界規程第20.3項に基づき求められた事項を履行する責任を負う。
- 3 日本卓球協会は、教育に関する国際基準に基づき、競技者及びサポートスタッフらへの教育の実施のため、教育計画策定、実施、モニタリング、評価を行うものとする。

第6条（競技者の役割と責務）

競技者は、日本規程第24条に定める役割と責務を負う。

第7条（サポートスタッフの役割と責務）

サポートスタッフは、日本規程第25条に定める役割と責務を負う。

第8条（結果管理手続き、決定の効力）

アンチ・ドーピング規則違反が問われるすべての事案は、当該事案を管轄する結果管理管轄機関の手続きにより処理され、その決定はすべての日本卓球協会（その加盟組織および下部組織を含む）を拘束する。

第9条（活動評価）

日本卓球協会は、JADA が行う日本卓球協会の活動についての評価を応諾し、資料提供等を行うものとする。

- 2 日本卓球協会は、前項の活動評価の結果において改善が必要とされた事項について、JADAと連携し、その改善に努めるものとする。

第10条（不服申立て）

日本規程第12条に基づいて JADA が日本卓球協会に課す制裁処分については、同規程第13.2.3.5項に定める通り日本卓球協会は日本スポーツ仲裁機構に対して不服申立てをすることができる。

第11条（他の署名当事者等の決定の拘束力）

署名当事者であるアンチ・ドーピング機関、不服申立機関、スポーツ仲裁裁判所（CAS）の行った決定は、JADA 及び日本卓球協会に対して自動的に拘束力を有する。

第12条（解釈）

本規程において使用される用語は、世界規程及び日本規程並びに国際基準に従って解釈されるものとする。解釈における矛盾が生じた場合は、世界規程及び日本規程並びに国際基準が優先されるものとする。

附 則

この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

- 2 この規程は平成27年12月13日一部改訂、平成27年12月13日より施行する。
- 3 この規程は2022年3月19日一部改訂、2022年3月19日から施行する。

1 3 個人情報保護法関連

個人情報保護方針

公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）は、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護法に基づく以下の方針により個人情報の保護に努めます。

1. 個人情報の取得について

本協会は、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用について

本協会は、個人情報を取得の際に示した利用目的の範囲内で利用します。

3. 個人情報の第三者提供について

本協会は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく第三者に提供しません。

4. 個人情報の管理について

本協会は、個人情報を正確かつ安全に管理します。

本協会は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどを防止するため、適正な情報セキュリティ対策を講じます。

5. 個人情報の開示・訂正・追加・利用停止・消去について

本協会は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・利用停止・消去等を求める権利を有していることを確認し、これらの要求がある場合は速やかに対応します。

6. 個人情報保護コンプライアンス・プログラムの策定・実施・維持・改善について

本協会は、この方針を実行するため、個人情報保護コンプライアンス・プログラム（本協会が保有する個人情報を保護するための方針、組織、計画、実施、監査、及び見直しを含む本協会内のしくみのすべて）を策定し、これを本協会役員、委員、事務局員、臨時職員その他関係者に周知徹底させて実施し、維持し、継続的に改善します。

平成24年4月1日

個人情報保護規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）が保有する個人情報につき、本協会個人情報保護方針に基づく基本規程であり、適正な保護を実現することを目的とする。

第2条（定義）

本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）

2) 本人

個人情報によって識別される特定の個人

3) 従業者

本協会の組織内で指揮監督を受け、個人情報の取扱いに従事する者（役員、委員、事務局員、派遣職員、パート職員、アルバイト等を含む）

4) 個人情報保護コンプライアンス・プログラム

本協会が保有する個人情報を保護するための方針、組織、計画、監査、及び見直しを含む本協会内のしくみのすべて

5) 個人情報保護管理者

会長より任命され、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの実施及び運用に関する責任と権限を有する者

6) 利用

本協会内において個人情報を処理すること

7) 提供

本協会以外の者に、本協会の保有する個人情報を利用可能にすること

第3条（適用範囲）

本規程は、本協会の従業者に対して適用する。

- 2 個人情報を取扱う業務を外部に委託する場合も、この規程の目的に従って、個人情報の適正な保護を図るものとする。

第2章 個人情報の取得

第4条（個人情報の取得の原則）

個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。

- 2 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法により行うものとする。

第5条（特定の機微な個人情報の取得・利用・第三者提供の禁止）

次の各号に掲げる特定の機微な個人情報については、これを取得し、利用又は第三者に提供しては

ならない。ただし、法令に基づく場合および本人の同意があり、かつ業務遂行上必要な範囲においてはこの限りではない。

- 1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- 2) 人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く）、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項
- 3) 勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項
- 4) 集団示威行為への参加、請願権の行使、及びその他の政治的権利の行使に関する事項
- 5) 保健医療及び性生活

第6条（取得の手続）

業務において新たに個人情報を取得する場合には、あらかじめ、個人情報保護管理者に利用目的及び実施方法を届け出、承認を得るものとする。

第7条（本人から直接に個人情報を取得する場合の措置）

本人から直接に個人情報を取得する場合は、本人に対して、次の各号に掲げる事項を書面またはこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。

- 1) 個人情報の取得及び利用の具体的な目的
- 2) 個人情報の提供を行うことが予定されている場合は、その具体的な目的、当該情報の受領者または受領者の組織の種類、属性
- 3) 個人情報の取扱いを委託することが予定されている場合
- 4) 個人情報を与えることは、本人の任意であること、及び当該情報を与えなかった場合に本人に生じる結果
- 5) 個人情報の開示を求める権利、及び開示の結果、当該情報が誤っている場合に訂正又は削除を要求する権利の存在、並びに当該権利を行使するための手続き

第8条（本人以外からの間接に個人情報を取得する場合の措置）

本人以外から間接に個人情報を取得する場合は、前条第1号ないし第3号及び第5号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- 1) 前条第2号に従って、本人の同意を得ている者から取得する場合
- 2) 個人情報の取扱いを委託される場合
- 3) 本人の保護に値する利益が侵害されるおそれのない場合

第3章 個人情報の移送・送信

第9条（個人情報の移送・送信の原則）

個人情報の移送・送信は、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出等の危険を防止するために必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいてなし得るものとする。

第4章 個人情報の利用

第10条（個人情報の利用の原則）

個人情報は、原則として、利用目的の範囲内で、具体的な権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。

第 11 条（個人情報の目的外利用）

利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、第7条第1号ないし第3号及び第5号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって本人に通知し、事前の本人の同意を得るものとする。

- 2 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用するために本人の同意を求める場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

第 12 条（個人情報の共同利用）

個人情報を第三者へ提供又は共同利用する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

第 13 条（個人情報の取扱いの委託）

個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

- 2 前項に基づき、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、「個人情報の取扱いに関する外部委託管理規程」に定める手続きに従う。

第 5 章 個人情報の第三者提供

第 14 条（個人情報の第三者提供の原則）

個人情報は、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供してはならない。

- 2 個人情報を第三者に提供する場合は、第7条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。
- 3 前項に基づき個人情報を第三者に提供する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

第 6 章 個人情報の管理

第 15 条（個人情報の管理の原則）

個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

第 16 条（個人情報の安全管理対策）

個人情報保護管理者は、個人情報に関するリスク（個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなど）に対して、必要かつ適切な安全管理対策を講じるものとする。

- 2 個人情報は、施錠の可能な場所に保管し、鍵は、個人情報保護管理者又は当該個人情報の利用を許された者が保管するものとする。
- 3 個人情報の保存されている端末には、生体認証、ID及びパスワード等適切なアクセス制限を施すものとする。
- 4 個人情報の保存されている情報システム、情報機器については、外部媒体の接続及びネットワークへの接続を制限するものとする。
- 5 個人情報の保存されている情報システムへのアクセス記録は、合理的な期間これを保存するものとする。

第 7 章 個人情報の開示・訂正・追加・利用停止・消去

第 17 条（自己情報に関する権利）

本人から自己の情報について開示を求められた場合は、合理的な期間内にこれに応じるものとする。

- 2 前項に基づく開示の結果、誤った情報があり、訂正、追加又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応ずるとともに、訂正、追加又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

第 18 条（自己情報の利用又は提供の拒否）

本人から自己の情報について利用又は第三者の提供を拒否された場合は、これに応じるものとする。
ただし、法令に基づく場合は、この限りでない。

第 8 章 個人情報の消去・廃棄

第 19 条（消去・廃棄の手続）

個人情報の消去及び廃棄は、当該個人情報の利用目的が終了した後、合理的な期間内に、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出等の危険を防止するため、記憶媒体を物理的に破壊するなど適切な方法により、なし得るものとする。

第 9 章 組織及び体制

第 20 条（個人情報保護管理者）

会長は、事務局長を個人情報保護管理者として任命し、本協会内における個人情報の管理業務を行わせるものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、会長の指示及び本規程に定めるところに基づき、個人情報保護に関する内部規程の整備、安全対策の実施、教育訓練等を推進するための個人情報保護コンプライアンス・プログラムを策定し、周知徹底等の措置を実践する責任を負うものとする。
- 3 個人情報保護管理者は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの策定及びその実施のために、補佐する者を任命することができるものとする。

第 21 条（教育）

個人情報保護管理者は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの重要性を理解させ、確実な実施を図るため、継続的かつ定期的に教育・訓練を行うものとする。

第 22 条（作業責任者）

個人情報保護管理者は、個人情報を取扱う作業が行われるに際し、当該作業に係る担当部署の所属長を作業責任者として任命する。

第 23 条（監査）

会長は、監査責任者を任命し、本協会内における個人情報の管理が個人情報保護コンプライアンス・プログラムに従い適正に実施されているかにつき定期的に監査を行わせるものとする。

- 2 監査責任者は、「個人情報の保護に関する監査規程」に従い、監査計画を作成し実施するものとする。
- 3 監査責任者は、監査の結果につき監査報告書を作成し、会長に対して報告を行うものとする。
- 4 会長は、本協会内における個人情報の管理につき個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する行為があった場合には、個人情報保護管理者及び関係者に対し、改善指示を行うものとする。
- 5 前項に基づき改善指示を受けた者は、速やかに適正な改善措置を講じ、その内容を監査責任者に報告するものとする。
- 6 監査責任者は、前項によりなされた改善措置を評価し、会長及び個人情報保護管理者に対して報告するものとする。

第 24 条（報告義務及び罰則）

個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する事実又は違反するおそれがあることを発見

した者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には、遅滞なく、会長に報告し、かつ、関係部門に適切な処置を行うよう指示するものとする。
- 3 個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反した従業者は、本協会寄附行為および服務規程の定めるところにより懲戒に処するものとする。

第 25 条（苦情及び相談）

個人情報保護管理者は、相談窓口を設置し、個人情報及び個人情報保護コンプライアンス・プログラムに関して本人からの苦情及び相談を受け付けて対応するものとする。

第 10 章 雑則

第 26 条（見直し）

会長は、監査報告書などに照らして、適切な個人情報の保護を維持するために、定期的に、本規程の改廃を含む個人情報保護コンプライアンス・プログラムの見直しを、個人情報保護管理者に指示するものとする。

第 27 条（運用細則）

個人情報保護管理者は、この規程に定めるもののほか、必要に応じて本規程の運用のために必要な細則等を定めるものとする。

附 則

この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

個人情報の取扱いに関する外部委託管理規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）が保有する個人情報の取扱いを第三者に委託する場合につき、本協会個人情報保護方針および個人情報保護規程に基づく基本規程であり、適正な保護を実現することを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、個人情報の取扱いを外部に委託する場合に適用する。

第2章 外部委託の手続

第3条（個人情報保護管理者の承認）

個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、委託作業責任者は、事前に委託先、個人情報の内容、利用目的等を記載のうえ、個人情報保護管理者の承認を得なければならない。

- 2 個人情報保護管理者は、前項の承認をするに際し、次の各号に定める事項その他委託先の個人情報の管理体制につき調査を行い、所定の水準に達していると認められなければ、個人情報の取扱いの委託を承認してはならない。
 - 1) 本協会個人情報保護コンプライアンス・プログラムの内容を実現する組織及び体制の有無
 - 2) プライバシーマークの取得、その他これに準ずる認証の有無

第4条（秘密保持契約の締結）

前条による個人情報保護管理者の承認に基づき、個人情報の取扱いを委託する場合には、事前に、秘密保持契約又はこれに準ずる契約を締結しなければならない。

- 2 委託先との契約の際に、本協会が指定する「秘密保持契約書」を用いない場合は、当該契約書には次の各号に定める事項を明確かつ具体的に定めなければならない。
 - 1) 委託する個人情報の内容、範囲、利用目的、委託先における利用態様及び委託処理期間
 - 2) 委託する個人情報に関する秘密保持義務の遵守に関する事項
 - 3) 委託する個人情報の安全管理体制に関する事項
 - 4) 委託する個人情報の複製及び複写に関する事項
 - 5) 委託する個人情報の取扱いの再委託に関する事項
 - 6) 委託終了時における個人情報の返還及び廃棄に関する事項
 - 7) 委託先における個人情報保護に関する教育・研修に関する事項
 - 8) 本協会からの監査の受入及び報告に関する事項
 - 9) 委託する個人情報の漏えい、その他事故が発生した場合における措置及び責任分担に関する事項
- 3 個人情報保護管理者は、本条に基づき作成された秘密保持契約その他の文書を、合理的な期間保管するものとする。

第3章 委託先に対する監督

第5条（委託先に対する監督）

個人情報保護管理者は、定期的に委託先について契約違反の有無を調査し、監督しなければならない。

- 2 個人情報保護管理者は、委託先において契約に違反し又は違反するおそれのあることを発見したときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。
- 3 委託作業責任者は、委託期間中、委託先における個人情報の取扱い状況を調査し、契約に違反し又は違反するおそれのあることを発見したときは、直ちに、その旨を個人情報保護管理者に通知しなければならない。
- 4 個人情報保護管理者は、前項の通知を受けた場合、直ちに必要な措置を講じなければならない。

第4章 雑則

第6条（見直し）

会長は、適切な個人情報の保護を維持するために、定期的に本規程の改廃を個人情報保護管理者に指示するものとする。

附 則

この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

マイナンバーの取り扱いにおける 特定個人情報基本方針

公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）は、以下のとおり特定個人情報保護方針を定め、安全管理措置の仕組みを構築し、全従業員に対し、特定個人情報保護の重要性の認識と取組みを徹底させることにより、特定個人情報の保護を推進いたします。

1. 取得等について

特定個人情報の取得は、業務上必要な範囲内で、かつ、法令に定める利用目的に限り適正かつ適法な手段により行います。また、法令に定める例外を除き、特定個人情報を、第三者に提供し、又は特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱うことはいたしません。

2. 法令、規範の遵守と見直し

本協会は、保有する個人情報に関して適用される我が国の法令その他規範を遵守するとともに、本基本方針の内容を適宜見直し、その改善に努めます。

3. 安全管理措置

- 1) 本協会は、特定個人情報を正確かつ最新の状態に保ち、特定個人情報への不正アクセス・紛失・破損・改ざん・漏洩などを防止するため、セキュリティシステムの維持・管理体制の整備・職員教育の徹底等の必要な措置を講じ、安全対策を実施し特定個人情報の厳重な管理を行ないます。
- 2) 本協会は、特定個人情報の取得、利用、保存、提供、削除・廃棄に際しては所定の規程・規則を遵守し、適正な取扱いを実施するために十分な措置を講じます。
- 3) 本協会は、業務の必要な範囲を超えて特定個人情報は保管することはせず、不要となった特定個人情報は、適切な方法により削除・廃棄することに万全を期します。

4. 個人番号の利用目的

本協会は、提供を受けた個人番号を以下の目的で利用いたします。なお、個人番号の取り扱いについては、以下の業務の範囲で、外部業者に委託することがあります。その場合においては、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

【職員等の個人番号】

- ・給与所得・退職所得の源泉徴収票等作成事務
- ・雇用保険届出事務（適用、給付及び助成金を含む）
- ・健康保険・厚生年金保険届出事務（適用、給付及び助成金を含む）
- ・労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
- ・財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄に関する事務
- ・国民年金第3号被保険者届出事務
- ・以上に付随して行う事務（特定個人情報取扱事務を含む。）

【取引先様等の個人番号】

- ・不動産取引に関する支払調書作成事務
- ・報酬、料金、契約金及び賞金に関する支払調書作成事務

5. 質問及び苦情処理の窓口

本協会は、特定個人情報の苦情や相談に関して、本協会事務局に窓口を設け、適切かつ迅速に対応し、問題の解決を図るよう努めます。

平成28年3月12日

特定個人情報取扱規程

第1章 総則

第1条 (目的)

本規程は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という。）が個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いを確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (定義)

本規程に掲げる用語の定義は、次に掲げるとおりとする。なお、本規程で使用する用語は、他に特段の定めのない限り行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めに従う。

項番	用語	定義等
1	個人情報	個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報であって、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名及び生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
2	個人番号	番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう（番号法第2条第6項及び第7項、第8条、第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項における個人番号）。
3	特定個人情報	個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条、第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。）をその内容に含む個人情報をいう。
4	特定個人情報等	個人番号及び特定個人情報を併せたものをいう。
5	個人情報ファイル	個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして「個人情報の保護に関する法律施行令」（平成15年政令第507号。以下「個人情報保護法施行令」という。）で定めるものをいう。
6	特定個人情報ファイル	個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
7	保有個人情報	個人情報取扱事業者（本条第12項）が、開示、内容の訂正若しくは追加又は削除、利用の停止又は消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する特定個人情報であって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護法施行令で定めるもの又は6か月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。
8	個人番号利用事務	行政機関、地方公共団体及び独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

9	個人番号関係事務	番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
10	個人番号利用事務実施者	個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
11	個人番号関係事務実施者	個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
12	個人情報取扱事業者	特定個人情報ファイルを事業の用に供している者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）であって、特定個人情報ファイルを構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（個人情報保護法施行令で定める者を除く。）の合計が過去6か月以内のいずれの日においても5,000を超えない者以外の者をいう。
13	従業者	本協会の組織内にあって直接又は間接に本協会の指揮監督を受けて本協会の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業者（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員及びアルバイト社員等）のみならず、本協会との間の雇用関係にない者（派遣社員等）を含む。
14	事務取扱担当者	本協会内において、個人番号を取り扱う事務に従事する者をいう。
15	事務取扱責任者	事務取扱部門の特定個人情報等の管理に関する責任を担うものをいう。
16	管理区域	特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域をいう。
17	取扱区域	特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域をいう。

第3条（適用範囲）

本規程は従業者に適用する。

- 2 本規程は、本協会が取り扱う特定個人情報等（その取扱いを委託されている特定個人情報等を含む）を対象とする。

第4条（本協会が個人番号を取扱う事務の範囲）

本協会が個人番号を取扱う事務の範囲は以下のとおりとし、付随して行う事務（特定個人情報取扱事務も含む）も含むものとする。

1. 職員に係る個人番号関係事務	1) 雇用保険届出事務（適用・給付・助成金を含む）
	2) 健康保険・厚生年金保険届出事務（適用・給付・助成金を含む）
	3) 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
	4) 給与所得・退職所得の源泉徴収票等作成事務
	5) 財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄に関する事務
2. 職員以外の個人に係る個人番号関係事務	1) 報酬・料金等の支払調書作成事務
	2) 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書作成事務
	3) 国民年金第3号被保険者届出事務
	4) 不動産の使用料等の支払調書作成事務
	5) 不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務

第5条（本協会が取扱う特定個人情報等の範囲）

前条において本協会が個人番号を取扱う事務において使用される個人番号及び個人番号と関連付けて管理される特定個人情報は以下のとおりとする。

- 1) 職員又は職員以外の個人から、番号法16条に基づく本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード、身元確認書類等）及びこれらの写し。
 - 2) 本協会が行政機関等に提出するために作成した届出書類及びこれらの控え。
 - 3) 本協会が法定調書を作成するうえで職員又は職員以外の個人から受領する個人番号が記載された申告書等。
 - 4) その他個人番号と関連づけて保存される情報。
- 2 第1項各号に該当するか否かが定かでない場合は、事務取扱責任者が判断する。

第2章 方針の周知

第6条（特定個人情報等保護方針の制定）

本協会は、次の事項を含む個人情報及び特定個人情報等の保護に関する方針を定め、これを従業者に周知する。また、個人情報及び特定個人情報等の保護に関する方針は、一般に公示する措置を講じる。

- 1) 本協会の名称
- 2) 安全管理措置に関する事項
- 3) 番号法関連法令の遵守
- 4) 質問及び苦情処理の窓口

第3章 組織体制

第7条（特定個人情報管理責任者）

本協会の事務局長は、特定個人情報等の取扱いに関して本協会の総括的な責任を有する特定個人情報管理責任者を兼務するものとする。

- 2 特定個人情報管理責任者は、次に掲げる事項その他本協会における特定個人情報等に関する全ての権限と責務を有するものとする。
 - 1) 本規程第6条に規定する基本方針の策定、従業者への周知及び一般への公表
 - 2) 本規程及び委託先の選定基準の策定並びに従業者への周知
 - 3) 本規程に基づき特定個人情報等の取扱いを管理する上で必要とされる細則の承認
 - 4) 特定個人情報等に関する安全対策の策定・実施
 - 5) 特定個人情報等の適正な取扱いの維持・推進等を目的とした諸施策の策定・実施
 - 6) 事故発生時の対応策の策定・実施
 - 7) 特定個人情報等の安全管理に関する教育・研修の企画
- 3 特定個人情報管理責任者は、定期的に自主点検を行い、特定個人情報管理体制の改善を行う。

第8条（事務取扱担当部門）

本協会は、次の部門ごとに特定個人情報等に関する事務を行うものとする。

- 1) 従業者等に係る個人番号関係事務に関する事務部門
- 2) 職員以外の個人に係る個人番号関係事務に関する事務部門

第9条（事務取扱責任者の責務）

事務取扱責任者は、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、事務取扱担当者にこれ

を理解させ、次に掲げる事項の権限と責務を有するものとする。

- 1) 特定個人情報等が本規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うこと
- 2) 特定個人情報等の利用申請の承認及び記録等の承認と管理を行うこと
- 3) 管理区域及び取扱区域を設定すること
- 4) 特定個人情報等の取扱区分及び権限についての設定及び変更の管理を行うこと
- 5) 特定個人情報等の取扱状況を把握すること
- 6) 委託先における特定個人情報等の取扱状況等を監督すること
- 7) 特定個人情報等の安全管理に関する教育・研修を実施すること
- 8) その他本協会における特定個人情報等の安全管理に関する事項について特定個人情報管理責任者の補佐をすること

第 10 条（事務取扱担当者の責務）

事務取扱担当者は、特定個人情報等の「取得」、「保管」、「利用」、「提供」、「開示、訂正、利用停止」、「廃棄」又は委託処理等、特定個人情報等を取扱う業務に従事する際、番号法及び個人情報保護法並びにその他の関連法令、本規程及びその他の社内規程並びに事務取扱責任者の指示した事項に従い、特定個人情報等の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

- 2 事務取扱担当者は、特定個人情報等の漏えい等、番号法若しくは個人情報保護法又はその他の関連法令、本規程又はその他の社内規程に違反している事実又は兆候を把握した場合、速やかに事務取扱責任者に報告するものとする。
- 3 各部門において個人番号が記載された書類等の受領をする事務取扱担当者は、個人番号の確認等の必要な事務を行った後は速やかに当該書類を受け渡すこととし、自己の手元に個人番号を転記したもの等を残してはならないものとする。

第 11 条（情報漏えい事故等への対応）

特定個人情報管理責任者は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損による事故（以下「漏えい事案等」という。）が発生したことを知った場合又はその可能性が高いと判断した場合は、本規程に基づき、適切に対処するものとする。

- 2 特定個人情報管理責任者は、漏えい事案等が発生したと判断した場合は、当該漏えい事案等の対象となった情報主体に対して、事実関係の通知、謝意の表明、原因関係の説明等を速やかに行うものとする。

第 12 条（情報漏えい事故等の公表）

特定個人情報管理責任者は、漏えい事案等が発生した場合、特定個人情報保護委員会及び所管官庁に必要な報告を速やかに行うものとする。

- 2 特定個人情報管理責任者は、漏えい事案等が発生したと判断した場合は、その事実を本人に通知するとともに、必要に応じて公表する。

第 13 条（情報漏えい事故等の再発防止）

特定個人情報管理責任者は、漏えい事案等が発生したと判断した場合は、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策を講じるものとする。

- 2 特定個人情報管理責任者は、他社における漏えい事故等を踏まえ、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行うものとする。

- 3 特定個人情報管理責任者は、漏えい事案等への対応状況の記録を（年に1回以上）の頻度にて分析するものとする。

第4章 点検

第14条（運用の確認、本規程に基づく運用状況の記録）

事務取扱担当者は、本規程に基づく運用状況を確認するため、以下の項目につき、システムログ及び利用実績を記録するものとする。

- 1) 特定個人情報等の取得及び特定個人情報ファイルへの入力状況
- 2) 特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録
- 3) 書類・媒体等の持出しの記録
- 4) 特定個人情報ファイルの削除・廃棄記録
- 5) 削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等
- 6) 特定個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合、事務取扱担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）の記録

第15条（取扱状況の確認手段）

事務取扱担当者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するための手段として、特定個人情報管理台帳に次に掲げる事項を記録するものとする。なお、特定個人情報管理台帳には、特定個人情報等は記載しないものとする。

- 1) 特定個人情報ファイルの種類、名称
- 2) 責任者、取扱部署
- 3) 利用目的
- 4) 削除・廃棄状況
- 5) アクセス権を有する者
- 6) 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを設置する「管理区域」の場所
- 7) 特定個人情報等を取り扱う事務を実施する「取扱区域」の場所

第16条（自主点検の実施）

特定個人情報管理責任者は、本協会における特定個人情報等の取扱いが法令、本規程その他の規範と合致していることを定期的に点検する。

第5章 特定個人情報等の取得

第17条（特定個人情報等の適正な取得）

本協会は、特定個人情報等の取得を適法かつ公正な手段によって行うものとする。

第18条（特定個人情報等の利用目的）

本協会が、従業者又は第三者から取得する特定個人情報等の利用目的は、第4条に掲げた個人番号を取り扱う事務の範囲内とする。

第19条（特定個人情報等の取得時の利用目的の通知等）

本協会は、特定個人情報等を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を情報主体に通知し、又は公表しなければならない。この場合において、

「通知」の方法については、原則として書面（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を電子機器等で表示する場合を含む。以下同じ。）によることとし、「公表」の方法については、本協会の掲示版への書面の掲示・備付け、インターネット上のホームページ等での公表等適切な方法によるものとする。また、本協会の従業者から特定個人情報等を取得する場合には、社内LANにおける通知、利用目的を記載した書類の提示、就業規則への明記等の方法を用いる。

- 2 本協会は、利用目的の変更を要する場合、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人への通知、公表又は明示を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で特定個人情報等を利用することができる。

第20条（個人番号の提供の要求）

本協会は、第4条に掲げる事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができるものとする。

第21条（個人番号の提供を求める時期）

本協会は、第4条に定める事務を処理するために必要があるときに個人番号の提供を求めることとする。

- 2 前項にかかわらず、本人との法律関係等に基づき、個人番号関係事務の発生が予測される場合には、契約を締結した時点等の当該事務の発生が予想できた時点で個人番号の提供を求めることが可能であるものとする。

第22条（特定個人情報等の提供の求めの制限）

特定個人情報等の「提供」とは、法的な人格を超える特定個人情報等の移動を意味するものであり、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報等の移動は「提供」ではなく「利用」に該当し、個人番号の利用制限（第20条）に従うものとする。

- 2 本協会は、番号法第19条各号のいずれかに該当し特定個人情報等の提供を受けることができる場合を除き、特定個人情報等の提供を求めてはならない。

第23条（特定個人情報等の収集制限）

本協会は第4条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報等を収集しないものとする。

第24条（本人確認）

本協会は番号法第16条に定める各方法により、従業者又は第三者の個人番号の確認及び当該人の身元確認を行うものとする。また、代理人については、同条に定める各方法により、当該代理人の身元確認、代理権の確認及び本人の個人番号の確認を行うものとする。

第6章 特定個人情報等の利用

第25条（個人番号の利用制限）

本協会は、第3条に掲げる利用目的の範囲内でのみ利用するものとする。

- 2 本協会は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合を除き、本人の同意があったとしても、利用目的を超えて特定個人情報等を利用してはならないものとする。

第 26 条（特定個人情報ファイル作成の制限）

本協会が特定個人情報ファイルを作成する場合は、第4条に定める事務を実施するために必要な範囲を除き、特定個人情報ファイルを作成しないものとする。

第 7 章 特定個人情報等の保管

第 27 条（特定個人情報等の正確性の確保）

事務取扱担当者は、特定個人情報等を、第3条に掲げる利用目的の範囲において、正確かつ最新の状態で管理するよう努めるものとする。

第 28 条（保有個人情報に関する事項の公表等）

本協会は、個人情報保護法第23条に基づき、特定個人情報等に係る保有個人情報に関する事項を本人の知り得る状態に置くものとする。

第 29 条（特定個人情報等の保管制限）

本協会は、第4条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報等を保管してはならない。

- 2 本協会は、所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間は、個人番号関係事務を行うために必要があると認められるため、当該書類だけでなく、届出書類を作成するシステム内においても保管することができる。
- 3 本協会は、番号法上の本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード及び身元確認書類等）の写し、本協会が行政機関等に提出する申告書の控え及び当該申告書を作成するうえで事業者が受領する個人番号が記載された申告書等を特定個人情報等として保管するものとする。これらの書類については、法定調書の再作成を行うなど個人番号関係事務の一環として利用する必要があると認められるため、関連する所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間保存することができる。

第 8 章 特定個人情報等の提供

第 30 条（特定個人情報等の提供制限）

本協会は、番号法第19条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報等を第三者（法的な人格を超える特定個人情報等の移動を意味し、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報等の移動は該当しないものとする。）に提供しないものとする。なお、本人の事前同意があっても特定個人情報等の第三者提供ができないことに留意するものとする。

第 9 章 特定個人情報等の廃棄・削除

第 31 条（特定個人情報等の廃棄・削除）

本協会は第4条に規定する事務を処理する必要がある範囲内に限り特定個人情報等を収集又は保管し続けるものとする。なお、書類等について所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものについては、これらの書類等に記載された個人番号については、その期間保管するものとし、それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除するものとする。

第 10 章 安全管理措置

第 1 節 物理的安全管理措置

第 32 条（特定個人情報等を取り扱う区域の管理）

本協会は管理区域及び取扱区域を明確にし、それぞれの区域に対し、次に掲げる方法に従い以下の措置を講じる。

1) 管理区域

入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器及び電子媒体等の制限を行うものとする。

2) 取扱区域

可能な限り壁又は間仕切り等の設置や、事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所への座席配置や、後ろから覗き見される可能性が低い場所への座席配置等をするなど座席配置を工夫するものとする。

第 33 条（機器及び電子媒体等の盗難等の防止）

本協会は管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、次に掲げる措置を講じる。

1) 特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体又は書籍等については、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。

2) 特定個人情報ファイルを取扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、セキュリティワイヤー等により固定する。

第 34 条（電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止）

本協会は特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等の持出しは、次に掲げる場合を除き禁止する。なお、「持出し」とは、特定個人情報等を、管理区域又は取扱区域の外へ移動させることをいい、事業所内での移動等も持出しに該当するものとする。

1) 個人番号関係事務に係る第 4 節により本協会が監督する外部委託先に、委託事務を実施する上で必要と認められる範囲内でデータを提供する場合

2) 行政機関等への届出書類の提出等、本協会が実施する個人番号関係事務に関して個人番号利用事務実施者に対しデータ又は書類を提出する場合

2 前項により特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等の持出しを行う場合には、以下の安全策を講じるものとする。ただし、行政機関等に法定調書等をデータで提出するに当たっては、行政機関等が指定する提出方法に従うものとする。

1) 特定個人情報等が記録された電子媒体を安全に持ち出す方法

①持出しデータの暗号化

②持出しデータのパスワードによる保護

③施錠できる搬送容器の使用

④追跡可能な移送手段の利用（源泉徴収票等を職員に交付するにあたっては、配達記録、書留郵便又は本人確認郵便で送付する。）

2) 特定個人情報等が記載された書類等を安全に持ち出す方法

①封緘又は目隠しシールの貼付

第 35 条（記録媒体等の廃棄・削除）

特定個人情報等の廃棄・削除段階における記録媒体等の管理は次のとおりとする。

1) 事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録された書類等を廃棄する場合、シュレッダー等による記載内容が復元不能までの裁断、自社又は外部の焼却場での焼却・溶解等の復元不可能な手段を用いるものとする。

- 2) 事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、専用データ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を用いるものとする。
 - 3) 事務取扱担当者は、特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報等を削除する場合、容易に復元できない手段を用いるものとする。
 - 4) 特定個人情報等を取り扱う情報システムにおいては、当該関連する届出書類等の法定保存期間経過後速やかに個人番号を削除するよう情報システムを構築するものとする。
 - 5) 個人番号が記載された書類等については、当該関連する届出書類等の法定保存期間経過後すみやかに廃棄をするものとする。
- 2 事務取扱担当者は、個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存するものとする。削除・廃棄の記録としては、特定個人情報ファイルの種類・名称、責任者・取扱部署、削除・廃棄状況を記録するものとし、個人番号自体は含めないものとする。

第2節 技術的安全管理措置

第36条（アクセス制御）

特定個人情報等へのアクセス制御は以下のとおりとする。

- 1) 個人番号と紐付けてアクセスできる情報の範囲をアクセス制御により限定する。
- 2) 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを、アクセス制御により限定する。
- 3) ユーザーIDに付与するアクセス権により、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定する。

第37条（アクセス者の識別と認証）

特定個人情報等を取り扱う情報システムにおいては、ユーザーID、パスワード、磁気・ICカード等の識別方法により、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証するものとする。

第38条（外部からの不正アクセス等の防止）

本協会は、次に掲げる方法により、情報システムを外部からの不正アクセス及び不正ソフトウェアから保護するものとする。

- 1) 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する方法
- 2) 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入する方法
- 3) 導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認する方法
- 4) 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする方法
- 5) ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する方法

第39条（情報漏えい等の防止）

本協会は、特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、次に掲げる方法により、通信経路における情報漏えい等及び情報システムに保存されている特定個人情報等の情報漏えい等を防止するものとする。

- 1) 通信経路における情報漏えい等の防止策
通信経路の暗号化
- 2) 情報システムに保存されている特定個人情報等の情報漏えい等の防止策
データの暗号化又はパスワードによる保護

第3節 従業員の監督

第40条（従業員の監督）

本協会は、従業員が特定個人情報等を取り扱うに当たり、必要かつ適切な監督を行う。

第4節 委託先の監督

第41条（委託先の監督）

本協会は、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部の委託する場合には、本協会自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、必要かつ適切な監督を行なうものとする。

- 2 前項の「必要かつ適切な監督」には次に掲げる事項が含まれる。
 - 1) 委託先の適切な選定
 - 2) 委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結
 - 3) 委託先における特定個人情報等の取扱状況の把握
- 3 前項第1号の「委託先の適切な選定」としては、次に掲げる事項について特定個人情報等の保護に関して本協会が定める水準を満たしているかについて、あらかじめ確認する。
 - 1) 設備
 - 2) 技術水準
 - 3) 従業員に対する監督・教育の状況
 - 4) 経営環境状況
 - 5) 特定個人情報等の安全管理の状況
 - 6) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という。）又は以下の①～⑤までのいずれにも該当しないこと
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する団体又は個人
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する団体又は個人
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的等をもって、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する団体又は個人
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難される程度に関係を有する団体又は個人
- 4 第2項第2号の「委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結」については、委託契約の内容として、次に掲げる規定等を盛り込むものとする。
 - 1) 秘密保持義務に関する規定
 - 2) 事業所内からの特定個人情報等の持出しの禁止
 - 3) 特定個人情報等の目的外利用の禁止
 - 4) 再委託における条件
 - 5) 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する規定

- 6) 委託契約終了後の特定個人情報等の返却又は廃棄に関する規定
 - 7) 従業者に対する監督・教育に関する規定
 - 8) 契約内容の遵守状況について報告を求める規定
 - 9) 特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化に関する規定
 - 10) 委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定
- 5 本協会は、委託先において特定個人情報等の安全管理が適切に行われていることについて、毎年定期的、及び必要に応じてヒヤリング等を実施するものとする。
- 6 本協会は、委託先において情報漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに本協会に報告される体制になっていることを確認するものとする。

第 42 条（再委託）

委託先は、本協会の許諾を得た場合に限り、委託を受けた個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部を再委託することができるものとする。再委託先が更に再委託する場合も同様とする。

- 2 本協会は、再委託先の適否の判断のみならず、委託先が再委託先に対しても必要かつ適切な監督を行っているか否かについても監督する。
- 3 本協会は、委託先が再委託をする場合、当該再委託契約の内容として、前条第4項と同等の規定等を盛り込ませるものとする。

第 11 章 特定個人情報等の開示、訂正等、利用停止等

第 43 条（特定個人情報等の開示）

本協会は、本人から当該本人が識別される特定個人情報等に係る保有個人情報について開示を求められた場合は、次条に規定する手続き及び方法により、遅滞なく、当該情報の情報主体であることを厳格に確認した上で、当該本人が開示を求めてきた範囲内でこれに応ずるものとする。なお、当該本人に法定調書の写しを送付する際、法定調書の写しに本人以外の個人番号が含まれている場合には、その部分についてはマスキング等をするものとする。

- 2 本協会は、次の事由に該当する場合には、当該開示請求の全部又は一部を不開示とすることができ、その場合には請求者に対してその旨及び理由（根拠とした個人情報保護法の条文及び判断の基準となる事実）を説明することとする。
 - 1) 本人又は第三者の生命、身体及び財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 2) 本協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 3) 他の法令に違反することとなる場合

第 44 条（保有個人情報の開示請求処理手順）

前条に基づき本人又はその代理人（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人、又は本人が委任した任意代理人をいう。以下同じ。）から当該本人が識別される特定個人情報等に係る保有個人情報について開示請求を受けた場合は、次の手順で応ずることとする。

- 1) 受付時に次に掲げる事項を確認する
 - ①所定の様式の書面（請求者の氏名・住所・電話番号、請求年月日、請求に係る個人情報の内容が記載されているもの）による請求であること。
 - ②予め定めた手数料の負担について請求者が応諾していること。
 - ③代理人による請求の場合は、所定の委任状によるものであること。
 - ④なお、郵送による本人確認資料の受領などの場合は、事務取扱責任者が適宜判断する。

2) 開示の可否の決定

特定個人情報管理者は、次に掲げる全てについて、検討の上、開示の可否を決定する。

①請求された個人情報が物理的に存在するか否か。

②前号に相当するものが、「保有個人情報」に該当するか否か。

③前条第2項各号に定める理由により、不開示事由に該当するか否か。

3) 不開示の場合の対応

①前項に基づき保有個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときはその旨を通知し、その理由についても説明をすることとする。

4) 請求者に対する通知時期

①開示請求に対する回答（不開示の場合の通知も含む。）は書面にて、遅滞なく郵送又はこれに代わる方法により通知する。

第45条（保有個人情報の訂正等）

本協会は、当該本人が識別される保有個人情報の内容が事実でないことを理由に当該本人から訂正、追加又は削除を求められた場合は、必要な調査を行い、その結果に基づき、遅滞なくこれに応ずることとする。かかる訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、当該本人に対し、遅滞なくその旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。なお、訂正等を行わない場合又は当該本人の求めと異なる措置をとる場合は、当該本人に対し、その判断の根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明することとする。

第46条（保有個人情報の訂正等処理手順）

前条に基づき、開示の結果、特定個人情報等に係る保有個人情報が事実ではないとして、訂正、追加又は削除（以下「訂正等」と総称する。）を求められた場合は、次の手順にて応ずることとする。

1) 当該請求者に対し、訂正等すべき内容が事実である旨を証明できる資料の提出を求める。

2) 特定個人情報管理責任者は、提出された資料に基づき、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく必要な調査を行い、訂正等の要否を決定する。

3) 検討した結果については、遅滞なく当該請求者に対して書面にて、郵送又はこれに代わる方法により通知する。また訂正等の措置をとらない場合は、当該請求者に対して判断の根拠及び根拠となる事実を示し、その理由についても説明をすることとする。

2 特定個人情報等に係る保有個人情報の訂正等は、次に掲げる各号に従って行わなければならない。

1) 特定個人情報管理責任者は、当該保有個人情報を取扱う事務取扱担当者を特定し、その者以外の者に訂正等の作業を行わせてはならない。

2) 事務取扱担当者は、訂正等の作業を事務取扱責任者の指示に従って行い、事務取扱責任者が作業結果を確認する。

3) 特定個人情報管理責任者は、更新理由、訂正等の申請者、訂正等の日付、管理責任者、事務取扱担当者及び訂正等の内容を記録し1年間保管する。

第47条（保有個人情報の利用停止等）

本協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報が、個人情報保護法第16条の規定に違反して取得されているという理由、同法第17条の規定に違反して取り扱われたものであるという理由又は番号法第19条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は第三者への提供の停止（以下、本条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、利用停止等に理由があることが判明したときは、違反を是正するため

に必要な限度で、遅滞なく、当該特定個人情報の利用停止等を行わなければならない。但し、利用停止等を行うことに多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、当該本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

- 2 前項の規定に基づき求められた利用停止等の全部又は一部を行ったとき若しくは行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（当該本人から求められた措置と異なる措置を行う場合にはその措置内容を含む。）を通知しなければならない。なお、利用停止等を行わない場合又は本人の求めと異なる措置をとる場合は、その判断の根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明することとする。

第 48 条（開示等を求める手続及び手数料）

本協会は、特定個人情報等に関して、個人情報保護法第29条第1項の開示等の求めを受け付ける方法を定めた場合には、「個人情報保護基本方針」と一体としてインターネットのホームページで常時掲載を行い、又は本協会の窓口等での掲示・備付け等を行うこととする。

- 2 開示等の求めをする者が本人又は代理人であることの確認の方法を定めるに当たっては、十分かつ適切な確認手続とするよう留意する。
- 3 個人情報保護法第30条に従い、手数料を徴収する場合には、同様の内容の開示等手続の平均的実費の予測に基づき、合理的な手数料額を算定する等の方法により、実費を勘案して合理的であると認められる範囲において手数料の額を定めなければならない。

第 12 章 教育

第 49 条（従業者の教育）

本協会は、従業者に対して本規程を遵守させるために、定期的な研修の実施及び情報提供等を行い、特定個人情報等の適正な取扱いを図るものとする。

第 13 章 苦情および相談

第 50 条（苦情等への対応）

本協会は、本協会における特定個人情報等の取扱いに関する苦情等に対する窓口を設け、適切に対応する。

- 2 特定個人情報保護責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行うものとする。

第 14 章 見直し

第 51 条（代表者による見直し）

本協会の代表者は、点検、外部監査の結果およびその他の経営環境等に照らして、適切な特定個人情報等の適切な管理を維持するために、定期的に特定個人情報等の取扱いに関する安全対策および諸施策について見直しを行い、改善を図るものとする。

第 15 章 その他

第 52 条（罰則）

本協会は、本規程に違反する行為を行った従業者は、本協会の就業規則に従い、懲戒解雇を含む処分、損害賠償請求の対象にすることがある。

附 則

この規定は平成28年3月12日制定、平成28年3月12日より施行する。

14 維持会員規程

第1条（目的）

本規程は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）定款第42条で定める維持会員について定める。

第2条（構成）

維持会員は、特別会員及び賛助会員をもって構成する。

- 2 特別会員は、本協会の公認用具指定業者とする。
- 3 賛助会員は、加盟団体の推薦を得て、理事会の承認を得た者とする。
- 4 賛助会員は、会賓と参与に区別され、以下の者とする。
（会 賓） 加盟団体の会長
（参 与） 本協会の運営に貢献した者で、加盟団体からの推薦を得た者

第3条（会費）

特別会員は別に定める特別会費、また賛助会員は以下に定める賛助会費を、毎年3月末日までに納入しなければならない。

【賛助会費】

- （会 賓） 金 30,000 円
（参 与） 金 10,000 円
- 2 一旦、納入された会費は、原則、返金しない。

第4条（会員の権利）

維持会員は、本協会の主催する各種大会の招待を受けることができる。

第5条（資格の喪失）

維持会員は、会費を納入しないとき、または会員として不適当な事情が生じたときは、その資格を失う。ただし、資格を失ったとしても、未納分の会費の支払いは免れない。

第6条（法人会計）

会費の50%以下を法人会計に充てるものとする。

附 則

この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

- 2 この規程は2019年9月7日一部改訂、2019年9月8日より施行する。

15 評議員候補者の選考等に関する規程

第1条（目的）

本規程は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）の定款に基づく評議員の選任にあたり、評議員候補者を選考する諸手続きについて定める。

第2条（評議員候補者選考委員会の設置及び任務）

本協会は、評議員の任期満了または辞任に伴う評議員候補者の選考にあたり、評議員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という）を設置する。

- 2 選考委員会は、本協会の評議員の選任の候補者を選考する事を任務とする。
- 3 選考委員会は、評議員を選任する評議員会の開催に先立ち設置する。
- 4 委員は5名とする。委員のうち評議員から1名、名誉役員を含む有識者から4名とし、5名のうち少なくとも2名は女性から選任する。
- 5 委員は、運営会議で推薦された者を、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 6 委員の互選により委員長を1名置く。

※事務局は、専務理事、総務部長、事務局長が務める。

第3条（選考委員会の開催）

評議員候補者を選考するために選考委員会を開催する。

- 2 選考委員会は、その発足後、速やかに開催するものとし、以後、理事会への答申を行うために必要に応じて適宜開催するものとする。
- 3 選考委員会は委員長が招集する。ただし、委員の任命後最初の会議は会長が招集し、また、他の委員が招集することを妨げない。
- 4 選考委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長に事故あるとき、またはやむを得ない事由により委員長が欠席する場合は、出席委員の互選によりこれを定める。
- 5 選考委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。
- 6 選考委員会への代理出席および書面による委任は、いずれも認めない。

第4条（選考委員の任期）

委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した選考委員が出た場合は、速やかに選考委員を選出する。
- 3 再任を妨げない。

第5条（評議員候補者の兼務制限）

評議員候補者の推薦にあたっては、当法人の理事及び監事並びに参事は選出することができない。

第6条（互選による評議員候補者の選出）

評議員候補者を互選により選出する場合は、次の各号に掲げる者の中から、それぞれ各号に定める人数の範囲内とする。

- 1) 加盟都道府県団体が互選により推薦する者 9名以内
- 2) 加盟競技団体が互選により推薦する者 4名以内
- 2 前項第1号の加盟都道府県団体が互選により推薦する場合、北海道、東北、関東、北信越、東海、近畿、中国、四国、九州の各ブロック（別表に定める地域ブロックをいう。）より各1名推薦する。
- 3 第1項第2号の加盟競技団体が互選により推薦する場合、日本学生卓球連盟、全国高等学校体育連盟卓球専門部、日本卓球リーグ実業団連盟より各1名、日本知的障害者卓球連盟、日本肢体不自由者卓球協会、日本ろうあ者卓球協会の3団体より1名推薦する。

第7条（理事会による評議員候補者の選出）

理事会は、評議員候補者として外部の学識経験者を5名以内選出することができる。

- 2 前項の場合、本協会加盟団体関係者（会長、副会長、理事長、主要役員等）を選出することはできない。

第8条（評議員候補者の選考基準）

評議員候補者は、改選前年度の3月31日現在において、その年齢が満80歳以下であること。

第9条（理事会への答申）

選考委員会は、選考した評議員候補者を、評議員を選任する評議員会に付議する議案を審議する理事会に答申する。

- 2 評議員候補者数は、15名以上18名以内とする。
- 3 評議員候補者の選考にあたっては、出席した委員の過半数の議決をもってこれを行う。
- 4 選考委員が評議員候補者となる場合には、当該委員は、当該評議員候補者に関する決議には参加できず、その場合、当該委員は当該議案に関する定足数から除かれるものとする。

第10条（留意事項）

評議員候補者を選考するにあたっては、次の各号に留意する。

- (1) 評議員候補者には、各加盟団体に属する者が含まれているものとする。
- (2) 評議員候補者には、外部有識者が評議員の25%以上・女性評議員が40%以上になるよう努力する。

第11条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

附 則

この規程は、2023年6月10日より施行する。

別表 地域ブロック

地域ブロック	都道府県
北海道ブロック	北海道
東北ブロック	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東ブロック	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
北信越ブロック	新潟、長野、富山、石川、福井
東海ブロック	静岡、愛知、三重、岐阜
近畿ブロック	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国ブロック	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国ブロック	香川、徳島、愛媛、高知
九州ブロック	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

16 役員候補者の選考等に関する規程

第1条（目的）

本規程は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）の定款に基づく役員（理事および監事）の選任にあたり、役員候補者を選考する諸手続きについて定める。

第2条（役員候補者選考委員会の設置及び任務）

本協会は、役員の任期満了または辞任に伴う役員候補者の選考にあたり、役員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という）を設置する。

- 2 選考委員会は、本協会の理事・監事の選任の候補者を選考する事を任務とする。
- 3 選考委員会は、役員を選任する評議員会の開催に先立ち設置する。
- 4 委員は7名とする。委員のうち評議員から2名、名誉役員を含む有識者から5名とし、7名のうち少なくとも3名は女性から選任する。
- 5 委員は、運営会議で推薦された者を、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 6 委員の互選により委員長を1名置く。

※事務局は、専務理事、総務部長、事務局長が務める。

第3条（選考委員会の開催）

役員候補者を選考するために選考委員会を開催する。

- 2 選考委員会は、その発足後、速やかに開催するものとし、以後、理事会への答申を行うために必要に応じて適宜開催するものとする。
- 3 選考委員会は委員長が招集する。ただし、委員の任命後最初の会議は会長が招集し、また、他の委員が招集することを妨げない。
- 4 選考委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長に事故あるとき、またはやむを得ない事由により委員長が欠席する場合は、出席委員の互選によりこれを定める。
- 5 選考委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。
- 6 選考委員会への代理出席および書面による委任は、いずれも認めない。

第4条（選考委員の任期）

委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、第2回定時理事会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した選考委員が出た場合は、速やかに選考委員を選出する。
- 3 再任を妨げない。

第5条（役員候補者の選考基準）

選考委員会は、次の各号の役員選考基準に基づき、役員候補者を選考する。

- (1) 役員候補者は、改選前年度の3月31日現在においてその年齢が満70歳以下であること。但し、会長、副会長候補者は、上記において満75歳以下であること。

- (2) 本協会の設立趣旨、理念および活動方針について深い見識を有し、それらの推進に相応しい人格を有すること。
- (3) 企業経営全般、法律、会計、財務、国際情勢、スポーツまたは卓球の分野において、専門的な知識または経験を有していること。
- (4) 健康であり、業務に支障がないこと。
- (5) 遵法精神に富んでいること。
- (6) 一年度内の理事会に概ね3分の2以上出席できる見通しがあること。
- (7) 推薦対象者は、上記(1)～(6)の中でいくつかの基準を満たしていること。
- (8) 役員の再任は、通算5期まで（期の途中に就任した場合はその期を含めない）であること。
- (9) 推薦対象者には、各加盟団体から幅広く（女性含む）推薦者を募ること。

2 役員候補者の選考にあたっては、前項の役員選考基準と併せ、次の各号の条件を考慮する。

- (1) 理事および監事は、相互に兼ねることはできない。
- (2) 監事は、本協会の職員または本協会の委員会その他の機関の構成員を兼ねることができない。
- (3) 各理事について、当該理事およびその配偶者または3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- (4) 他の（公益法人を除く）同一の団体の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超える者であってはならない。監事についても同様とする。

第6条（理事候補者の資質）

理事候補者として、本協会の目的を理解し、その達成に向け尽力するに十分な識見と能力を満たし、以下の各号のいずれかに該当すると判断された者を選考する。

- (1) 卓球団体の運営に精通している。
- (2) 卓球選手の強化育成に高い知識を有している。
- (3) 卓球選手としての経験を有し、アスリートの視点で意見を述べることができる。
- (4) 卓球の歴史、オリンピズムに関する高い知識を有している。
- (5) スポーツ政策に関する高い知識を有している。
- (6) 国内外の卓球界の動向に精通している。
- (7) スポーツ医科学及びアンチドーピングに関する高い知識を有している。
- (8) コンプライアンス、ガバナンスに高い知識を有している。
- (9) 財務、法務、広報又はマーケティングに高い知識を有している。
- (10) 中長期の施策に関する企画・発想力及び推進力を有している。

第7条（監事候補者の資質）

監事候補者として、本協会の業務運営に一定の知見を有し、法令に違反しないよう監査できる能力を備え、以下の各号のいずれかに該当すると判断された者を選考する。

- (1) 業務監査能力を備えている。
- (2) 会計業務に一定の知見を有し、計算書類の監査能力を備えている。

- (3) 関係法令に一定の知見を有し、理事の職務の執行等が法令に違反しないよう監視できる能力を備えている。

第8条（役員候補者の推薦と選考方法）

理事及び各加盟団体は、役員候補者を推薦することができる。

- 2 理事及び各加盟団体は、別紙の「役員候補者推薦書」により、第6条各号または第7条各号に規定する資質を有すると判断される者を推薦するものとする。
- 3 定員を超える役員候補者が推薦された場合、または選考委員会として第6条・第7条に規定する役員の資質の判断材料として、面談を行うことができる（外部有識者を除く）。

第9条（理事会への答申）

選考委員会は、選考した役員候補者を、役員を選任する評議員会に付議する議案を審議する理事会に答申する。

- 2 役員候補者数は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 理事候補者 13名以上 15名以内
 - (2) 監事候補者 2名以上 3名以内
- 3 役員候補者の選考にあたっては、出席した委員の過半数の議決をもってこれを行う。
- 4 選考委員が役員候補者となる場合には、当該委員は、当該役員候補者に関する決議には参加できず、その場合、当該委員は当該議案に関する定足数から除かれるものとする。

第10条（留意事項）

役員候補者を選考するにあたっては、次の各号に留意する。

- (1) 役員候補者には、各加盟団体に属する者が含まれているものとする。
- (2) 役員候補者には、外部有識者が理事の25%以上・女性理事が40%以上含まれているものとする。なお、外部有識者とは、最初の就任時点において、次の各項目のいずれにも該当しない者をいう。ただし、次の各項目のいずれかに該当する者であっても、当該対象者が法務、会計またはビジネス等の（卓球競技以外の分野の）専門的知見による貢献を期待して推薦された場合には、当該対象者を外部有識者とみなす。
 - ① 本協会と下記の緊密な関係がある者
 - ア 過去4年間の間に、本協会の役職員または評議員であった者
 - イ 都道府県卓球協会（連盟）、加盟団体の役職者である者
 - ウ 本協会の役員または幹部職員の親族（4親等以内）である者
 - ② 卓球競技における日本代表選手として国際競技会への出場経験がある、または強化指定を受けたことがあるなど、特に高い競技実績を有している者
 - ③ 指導するチームまたは個人が全国レベルの大会で入賞するなど、卓球競技の指導者として特に高い指導実績を有している者

第11条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の議決に基づきこれを行うものとする。

附 則

本規程は、2021 年 6 月 5 日から施行する。

- 2 本規程は、2021 年 9 月 11 日一部改訂、2021 年 9 月 11 日から施行する。
- 3 本規程は、2023 年 6 月 10 日一部改訂、2023 年 6 月 10 日から施行する。

17 執行代表者会規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）定款第33条に定める執行代表者会について定める。

第2条（執行代表者会）

執行代表者会は、本協会の実務協議機関とする。

- 1) 加盟都道府県団体及び加盟競技団体からの要望、意見等を寄せ、運営会議への提案事項を協議する。
- 2) 理事会との情報共有を図る。

第2章 構成

第3条（構成）

執行代表者会に次の人員を置き、該当する選出条項に則り選出する。

- 1) 理事会から選出された理事
- 2) 執行代表者
- 3) 監事
- 2 専門委員会委員長及び公認工業会会長は出席することができる。

第3章 選出方法等

第4条（互選による執行代表者の選出）

執行代表者を互選により選出する場合は、次の各号に掲げる者の中から、それぞれ各号に定める人数の範囲内とする。

- 1) 加盟都道府県団体が互選により推薦する者 10名以内
- 2) 加盟競技団体が互選により推薦する者 4名以内
- 2 前項第1号の加盟都道府県団体が互選により推薦する場合は、次に定める人数の範囲内とする。
 - 1) 北海道、東北、関東（東京都を除く）、北信越、東海、近畿、中国、四国及び九州の各ブロック（別表に定める地域ブロックをいう。以下同じ。）より各1名、東京都より1名（10名）
- 3 第1項第2号の加盟競技団体が互選により推薦する場合、日本学生卓球連盟、全国高等学校体育連盟卓球専門部及び日本卓球リーグ実業団連盟より各1名、日本知的障がい者卓球連盟、日本肢体不自由者卓球協会、日本ろうあ者卓球協会の3団体より1名推薦する。（4名）

第5条（理事会による執行代表者の選出）

執行代表者を理事会が選出する場合は、理事から13名以内とする。

第6条（選出基準）

執行代表者の選出基準は、改選前年度の3月31日現在において満75歳以下とする。

第7条（招集）

執行代表者会は会長が招集する。

第8条（会議要録）

執行代表者会を開催した場合は、その会議要録を作成保管する。

第9条（執行代表者の任期）

執行代表者の任期は2か年とし、選任2年以内に終了する定時評議員会後に行われる臨時理事会の終結の時までとし、再任は妨げない。

2 補充された執行代表者の任期は、前任者の残任期間（任期の満了する時まで）とする。

第10条（執行代表者の選任）

執行代表者は、理事会の推挙により、会長が委嘱する。

第4章 補則

第11条（規程の変更）

この規程は理事会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、2021年6月5日制定、2022年6月の定時評議員会の開催日より施行する。

2 この規程は、2023年3月18日一部改訂、2023年3月18日より施行する。

3 この規程は、2026年3月14日一部改訂、2026年3月14日より施行する。

別表 地域ブロック

地域ブロック	都道府県
北海道ブロック	北海道
東北ブロック	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東ブロック	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
北信越ブロック	新潟、長野、富山、石川、福井
東海ブロック	静岡、愛知、三重、岐阜
近畿ブロック	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国ブロック	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国ブロック	香川、徳島、愛媛、高知
九州ブロック	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

18 理事の職務権限規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）の定款第21条第2項の規定に基づき、理事の職務権限を定め、業務の適法、適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

第2条（法令の順守）

理事は、法令、定款及び本協会が定める規程等を順守し、誠実に職務を執行し、協力して、定款に定める本協会の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

第3条（理事）

理事は理事会を組織し、法令又は定款の定めるところにより、本協会の業務の執行の決定に参画する。

第4条（会長）

会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- 1) 代表理事として本協会を代表して、その業務を執行する。
- 2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- 3) 毎事業年度毎に4箇月を超える範囲で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第5条（副会長・専務理事・常務理事）

副会長・専務理事・常務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- 1) 業務執行理事として、会長を補佐し、本協会の業務を分担執行する。
- 2) 毎事業年度毎に4箇月を超える範囲で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第6条（代行順序の決定）

会長に事故あるとき又は欠けたときの代行順序については、役員改選後最初の理事会において決定するものとする。

第3章 補則

第7条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

この規程は平成24年6月3日制定、平成24年6月3日施行する。

- 2 この規程は2020年6月6日一部改訂、2020年6月6日より施行する。
- 3 この規程は2020年9月26日一部改訂、2020年9月26日より施行する。（別表常務理事）

別表 理事の職務権限

役 職	職 務 権 限
会 長	①法人運営の基本方針の作成に関する事 ②事業計画・予算案の作成に関する事 ③事業報告・決算案の作成に関する事 ④評議員会・理事会・加盟団体代表者会議の招集に関する事 ⑤契約、人事・給与に関する事
副 会 長	①会長の業務代行に関する事 ②会長から委嘱された特命事項に関する事
専務理事	①事務執行に関する事 ②会長から委嘱された特命事項に関する事
常務理事	①事務執行に関する事について専務理事を補佐する ②部会、専門委員会に関する事 ③会長から委嘱された特命事項に関する事

19 監事監査規程

第1条（目的）

この規程は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかはこの規程の定めによる。

第2条（基本理念）

監事は、本協会の機関として、理事と相互信頼のもとに、公正不偏の立場で監査を行うことにより、本協会の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

第3条（職務）

監事は、法令で定めるところにより、次に掲げる業務を行う。

- ①理事の職務の執行を監査し監査報告を作成すること。
- ②当法人の業務及び財産の状況を調査すること。
- ③理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- ④理事が不正行為を行い、若しくは当該行為を行うおそれがあると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
- ⑤前号場合において必要であると認めるときは、会長に対し理事会の招集を請求すること。その場合、請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内に理事会を開催する旨の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- ⑥理事が評議員会に提出しようとする議案や書類その他法務省令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不相当な事項が認められるときは、その調査結果を評議員会に報告すること。
- ⑦理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。
- ⑧その他監事に認められた法令上の権限を行為すること。

第4条（監事会）

監事は、監査に関する重要な事項について、報告・協議又は決定するために監事会を設置する。ただし、監事会の設置によって、監事の権限の行使を妨げることはできない。

- 2 監事会は、監事全員をもって構成し、その中から互選により代表を定める。
- 3 日時・会場・内容等は、代表が専務理事と相談の上決定し、通知する。

第5条（理事等の協力）

監事が職務を遂行する場合は、理事又は関係部署の責任者はこれに協力するものとする。

第6条（監査の種類）

定期監査と随時監査とする。

- 2 定期監査は、本協会定款第8条に規定する毎事業年度終了後に行う監査とする。
- 3 随時監査は、監事が必要と認めた理事の職務執行及びこの法人の業務・事業について随時行うものとする。

第7条（実施方法）

監事は、監査事項について、調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。

第8条（会議への出席）

監事は、理事会及び評議員会に全員出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

- 2 監事は、前項の会議以外の必要な会議に原則として1名が出席し、意見を述べることができる。

第9条（理事会に対する報告・意見陳述義務）

監事は、理事の職務の執行又はその他の者の業務上の行為が法令・定款に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、又は著しく不当であると認めたときは、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し理事会の招集を請求し、又は自ら理事会を招集することができる。
- 3 監事は、業務の執行にあたり本協会の業務の適正な運営・合理化等又は本協会の諸制度について意見を持つに至った時は、理事会に対し、意見を述べることができる。

第10条（差止請求）

監事は、理事が本協会の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をする恐れがある場合において、これにより本協会に著しい損害を生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為の差止を請求することができる。

第11条（理事の報告）

監事は、理事が本協会に著しい損害が発生するおそれのある事実を発見したときは、その事実の報告を受けるものとする。

第12条（会計方針等に関する意見）

監事は、理事が会計方針及び計算書類等の記載方法を変更する場合には、予め変更の理由について報告するよう求めることができる。

- 2 監事は、会計方針及び計算書類等の記載方法について疑義があるときは、理事に意見を述べることができる。

第13条（評議員会への報告）

監事は、評議員会に提出される議案及び書類について違法又は著しく不当な事項の有無を調査し、必要な場合には評議員会に報告する。

第 14 条（評議員会）

監事は、評議員会において評議員が質問した事項については、議長の議事運営に従い説明する。

第 15 条（監事の任免・報酬に関する評議員会における意見陳述）

監事は、その選任・解任及び報酬について、評議員会において意見を述べることができる。

第 16 条（計算書類等の監査）

監事は、会長から事業報告及び計算書類並びにこれらの付属明細書を受領し、これらの書類について監査事項を監査する。

第 17 条（監査報告書）

監事は、日常の監査を踏まえ、かつ前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告書を作成する。
監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。

- 2 前項の監査報告書には、作成年月日を付し、記名押印をするものとする。
- 3 監事は前項の監査報告書を、会長に提出する。

第 18 条（規程・規則の変更）

この規程の変更は、監事会における協議を経て、理事会の承認を受けるものとする。

附 則

この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

- 2 この規程は平成24年6月3日に一部改訂、平成24年6月3日より施行する。
- 3 この規程は2020年6月6日に一部改訂、2020年6月6日より施行する。
- 4 この規程は2020年12月19日に一部改訂、2020年12月19日より施行する。

20 評議員、役員の報酬等及び費用規程

第1条（目的及び意義）

この規程は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）定款第13条及び第25条の規定に基づき、評議員、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

第2条（定義等）

この規程において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

- 1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- 2) 常勤役員とは、理事のうち、本協会（事務所・ハイパフォーマンススポーツセンター内日本卓球協会事務所）に週3日（又は月に12日）以上勤務する者をいう。
- 3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- 4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- 5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

第3条（報酬等の支給）

本協会は、評議員及び役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員には、（別表1）常勤役員俸給表に基づき定例役員報酬を支給するものとし、非常勤役員、評議員には、本協会勤務の都度、（別表2）非常勤役員等手当表に基づき支給する。
- 3 評議員及び役員が会長よりセミナー、研修会若しくはシンポジウムなどの会合における講師を委嘱されたとき又は原稿執筆を委嘱されたときは、別に定める役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払いに関する規則に基づき講師謝金又は執筆謝金を支給する。
- 4 評議員及び役員には、賞与を支給しない。
- 5 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。

第4条（定例報酬の額の決定）

本協会の常勤役員の定例報酬月額、（別表1）常勤役員俸給表のとおりとし、各々の役員の報酬月額は俸給表のうちから、会長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

第5条（定例報酬の支給）

定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という）に準ずる。

第6条（退職慰労金）

退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 常勤役員に対する退職慰労金は、（別表 3）退職慰労金算出表に基づき常勤役員年数に応じ算出するものとし会長が理事会の承認を得て決定する。
- 3 懲戒規程第3条（違反行為）に抵触する行為が認められた場合、退職慰労金は支給しない。

第7条（費用）

本協会は、評議員及び役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

第8条（出張時の日当、食費）

本協会が評議員及び役員に対し出張を依頼するときは、別に定める規程に基づき、日当、食費を支給する。

第9条（公表）

本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第10条（改正）

この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

第11条（補則）

この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年6月23日制定、平成24年6月23日より施行する。

- 2 この規程は、平成25年7月1日に一部改訂する。
- 3 この規程は、平成28年11月13日に改訂する。
- 4 この規程は、2020年6月21日に一部改訂する。
- 5 この規程は、2022年6月19日に一部改訂する。
- 6 この規程は、2023年3月18日に一部改訂する。
- 7 この規程は、2025年9月20日に一部改訂する。

(別表 1) 常勤役員俸給表

号俸	月額	年額
1	¥300,000	¥3,600,000
2	¥400,000	¥4,800,000
3	¥500,000	¥6,000,000
4	¥600,000	¥7,200,000
5	¥700,000	¥8,400,000
6	¥800,000	¥9,600,000
7	¥900,000	¥10,800,000
8	¥1,000,000	¥12,000,000
9	¥1,100,000	¥13,200,000
10	¥1,200,000	¥14,400,000
11	¥1,300,000	¥15,600,000
12	¥1,400,000	¥16,800,000
13	¥1,500,000	¥18,000,000

(別表 2) 非常勤役員等手当表

号	日額	対象者
1	¥15,000	専務理事、常務理事、監事
2	¥20,000	評議員、会長、副会長

(別表 3) 退職慰労金算出表

役職	金額	
	普通退職	業務上傷痕疾病が原因の死亡及び退職
会長・副会長	40万円×常勤勤務年数	50万円×常勤勤務年数
専務理事	30万円×常勤勤務年数	40万円×常勤勤務年数
常務理事	20万円×常勤勤務年数	30万円×常勤勤務年数

※勤続年数が1年以上、かつ、12ヶ月に満たない勤続月数がある場合、その12ヶ月に満たない勤務月数分を加算するものとする。

2 1 評議員・役員等慶弔規程

第1条（目的）

本規程は、事務職員を除く、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）評議員、役員等及び加盟団体役員の慶弔にかかわる事項を定める。

第2条（範囲）

本規程の適用範囲は次のとおりである。尚、本人に限るものとする。

1) 本協会評議員、役員等

理事、監事、名誉顧問、顧問、名誉会長、名誉副会長、会賓、参与、参事、特別顧問

2) 加盟団体役員

会長、副会長、理事長

第3条（慶賀）

第2条に掲げる者（経験者を含む）が、卓球競技に関し次の各号のいずれかに該当した場合には、慶賀金または相当額の記念品の贈呈あるいは祝賀電報を打電する。金額についてはその都度専務理事が判断する。

1) 叙勲・褒章を受賞した場合－5万円程度

2) 文部科学大臣顕彰を受賞した場合－5万円程度

第4条（弔慰金）

第2条に掲げる者（現職）が死亡した場合には、弔慰金（電報・供花を含む）を送る。金額についてはその都度専務理事が判断する。

第5条（見舞金）

第2条に掲げる者（現職）が公式行事に参加中に発生した傷害には、会員お見舞い制度を準用する。

第6条（通知）

加盟団体事務局は、第2条第2号に掲げる者に関する慶弔について、事務局長に通知するものとする。事務局長は直ちに専務理事に報告し、速やかに処理しなければならない。

附 則

この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

2 この規程は2020年6月6日一部改訂、2020年6月6日より施行する。

2 2 事務局規程

第1章 事務局

第1節 総則

第1条（目的）

この章は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）定款第43条に基づき、本協会の事務処理の基準を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第2節 組織

第2条（事務局）

事務局に、総務、財務、事業、普及、強化、国際、マーケティング、広報の各担当を置く。

2 各担当は次の業務を司る。

総務担当：

財務担当：

事業担当：

普及担当：

強化担当：

国際担当：

マーケティング担当：

広報担当：

第3節 職制

第3条（職員等）

事務局に次に掲げる職員を置く。

1) 事務局長

2) 事務局次長

3) 課長

4) 係長

5) 主任

6) 事務員

2 会長は、前項以外の職位を定めることができる。

第4節 職責

第4条（職員の職務）

事務局長は、会長の命を受けて、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐するものとし、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局次長が職務を代行する。

3 課長は、事務局長又は事務局次長の命を受けて、各担当の事務を行う。

- 4 係長、主任及び事務員は、事務局長、事務局次長又は課長の命を受けて、各担当の事務に従事する。
- 5 職員は、専門委員会の委員になることはできない。

第5条（職員の任免）

事務局長以外の職員の任免は、定款第43条第4項に準拠する。

第5節 事務処理

第6条（処理の方法）

事務の処理は、文書または電磁的方法によって行うことを原則とする。

- 2 伝票、金銭出納簿、科目別収入・支出簿、収入及び支出の証拠書類を備え付けなければならない。会計処理にかかわる伝票、帳簿、支払証拠書類の保存は決算終了後10年間とする。

第7条（会長の決裁事案）

会長は、次のものを決裁する。

- 1) 理事会及び評議員会が決定した事項の執行で、特に重要なものに関する事案
- 2) 本協会運営に係る重要方針に関する事案
- 3) 予算の編成及び決算に関する事案
- 4) 理事会及び評議員会の運営に関する事案
- 5) 定款に関する事案
- 6) 特に重要な事項に関する報告、答申等に関する事案
- 7) 特に重要な公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事案
- 8) 事務局長の任命に関する事案
- 9) 3,000万円以上の収入及び支出に関する事案
- 10) 800万円以上の予算の流用に関する事案
- 11) その他特に重要な事項に関する事案

第8条（専務理事の決裁事案）

専務理事は次のものを決裁する。

- 1) 理事会及び評議員会が決定した事項の執行に関する事案
- 2) 重要な事項に係る報告、答申等に関する事案
- 3) 重要な申請、照会、諮問及び通知に関する事案
- 4) 職員の雇用、給与および永年勤続表彰に関する事案
- 5) 嘱託の雇用及び手当に関する事案
- 6) 事務局長の出張に関する事案
- 7) 100万円以上3,000万円未満の収入及び支出に関する事案
- 8) 800万円未満の予算の流用に関する事案
- 9) その他重要な事項に関する事案

第9条（事務局長の決裁事案）

事務局長は、次のものを決裁する。

- 1) 定例的な照会、回答及び通知並びに軽易な会議に関する事案
- 2) 一般的な事項に関する報告、答申等に関する事案
- 3) 一般的な申請、照会、回答及び通知に関する事案
- 4) 事務局職員の出張に関する事案
- 5) 事務局職員の勤務に関する事案
- 6) 100 万円未満の収入及び支出に関する事案
- 7) 臨時職員の雇用に関する事案
- 8) その他比較的重要な事項に関する事案

第 10 条（常務理事の承認）

第 7 条及び第 8 条に定める事案は、それぞれ決裁を受ける前に必要な常務理事の了解を得るものとする。

第 11 条（事案の代決）

次の各号の上に掲げる者が、休暇若しくはその他の事由により不在である場合は、当該各号の下に掲げる者がその事案を代決することができる。

- 1) 会長
副会長、副会長が欠員のときは専務理事
- 2) 専務理事
常務理事、専務理事又は常務理事があらかじめ指名する理事
- 3) 事務局長
事務局次長、事務局次長が欠員のときは総務担当常務理事

第 12 条（代決できる事案）

前条により代決できる事案は、至急に処理しなければならない事案に限るものとする。ただし、その事案が特に重要であり、また、異例に属するものについては、代決することができない。

- 2 重要な事案に関し代決した場合、代決者又は起案者は、事後速やかに決裁できる者に報告する。

第 13 条（規格外の対応）

第 7 条及び第 8 条の各号の規定にかかわらず、定款及び本規程以外の諸規程の定めに拘束される場合は、これに従う。

- 2 本規程以外の事務局に関する事項で、公印及び文書に関する事項は、別に「印章取扱規程」及び「文書管理規程」に定める。

第 14 条（雑則）

この規程に定めるもののほか、事務の処理に関して必要な事項は、事務局長が定める。

第2章 契約

第15条（目的）

この章は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）が締結する契約について、必要な事項を定め、事務の円滑化と適正かつ能率的な執行を図ることを目的とする。

第16条（契約の原則）

契約は、原則として競争入札、又は企画競争入札とする。ただし、本規程第18条第2項に定める基準に該当する場合、指名により契約を行うことができる（随意契約）。

- 2 競争入札とは、仕様書等において業務内容が定められており、契約金額のみが比較対象となる契約案件のことをいう。
- 3 企画競争入札とは、仕様書等において一部の業務が定められた中で、業務内容や契約金額等、複数の要素が比較対象となる契約案件のことをいう。

第17条（契約の責任者及び担当部署）

契約の責任者は、会長とする。ただし、内容・目的により、事務局規程に定める決裁権限者が契約責任者となることができる。

- 2 契約の署名者は、契約責任者とする。
- 3 契約の業務処理手続きは、総務財務部が行うものとする。なお、必要に応じて、当該業務を所管する部署により行うことができる。

第18条（契約の方法）

競争入札及び企画競争入札を行うときは、2者以上が参加し、別に定める契約基準要領に基づき、各契約基準を作成の上、実施するものとする。

- 2 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、指名により契約を行うことができる。
 - 1) 国、地方自治体、又は公益法人及びこれに準ずる者との契約
 - 2) 電気、ガス及び水道等の供給並びに電話加入契約
 - 3) 損害保険契約
 - 4) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき
 - 5) 緊急を要するため競争に付することができないとき
 - 6) 競争入札に付することが、不利と認められるとき
 - 7) 競争入札に付して入札者がいないとき、および落札者が契約を締結しないとき
 - 8) 前各号に規定するもののほか、契約の予定価格が500万円未満であるとき
 - 9) その他やむを得ない理由があるとき
- 3 業者との随意契約に際しては、当該業者以外の業者の見積もり等によって、契約内容が適正妥当であるかの確認に努めるものとする。

第19条（入札参加資格）

入札参加者については、あらかじめその業務内容及び財務内容等調査の上、事務局長の承認を得るものとする。

- 2 参加者は、以下の各号を全て満たすものとする。

- 1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者ではないこと
- 2) 第 1 号に定める暴力団及び暴力団員等の依頼を受けて応募に参加しようとする者でないこと
- 3) 第 1 号に定める暴力団及び暴力団員等と関係のある者、関係する企業、総会屋その他反社会的勢力に該当する者ではないこと

第 20 条（取引の中止）

契約の責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後、原則として 1 年間を基準に、契約の相手方としないことができる。

- 1) 契約の履行にあたり、故意に業務を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
- 3) 参加希望者が競争入札へ参加することを妨害した者、落札者が契約を締結することを妨げた者、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 4) 正当な理由がなく契約手続の履行をしない者
- 5) その他、本協会が不適當と認める者

第 21 条（契約期間）

契約期間は、原則として単年度契約とする。ただし、次に掲げるものは、この限りではない。

- 1) 電気、ガス及び水道等の供給、電話の加入又は官公署及びこれに準ずる者との契約
- 2) 損害保険契約
- 3) 翌年度開始後直ちに給付を必要とする契約
- 4) 次期夏季オリンピックまで 4 年間の継続が望ましいと考えられる契約
- 5) その他、特に必要と認められる契約

第 22 条（契約書）

契約を締結するときは、目的、金額、履行期限、支払方法、瑕疵担保責任、暴力団排除条項等その他必要事項を記載した契約書を作成するものとする。ただし、総務財務部長の判断に基づき、契約の性質により契約書を作成する必要がないと認められるとき又は契約金額 20 万円以下のときは、請書をもってこれに代えることができる。

- 2 契約を行おうとするものは、第 19 条第 2 項に定める暴力団等反社会的勢力に関する以下の各号の内容について、書面により自ら表明・確約しなければならない。
 - 1) 暴力団等反社会的勢力でないこと
 - 2) 暴力団等反社会的勢力との関係がないこと
 - 3) 暴力団等反社会的勢力に類する行為をしないこと
 - 4) 下請けや関連事業者に暴力団等反社会的勢力を用いないこと
 - 5) 前各号に定める内容の一つでも違背した場合又は虚偽の申請をした場合は無催告で解約に応じ、これにより生じた損害を自らの責任とすること

第 23 条（検収）

総務財務部長は、あらかじめ検収担当者を指名し、物品の購入契約について給付完了（給付完了前に代金の一部を支払う場合は、既済又は既納部分）の確認のため必要な検査をさせなければならない。

- 2 検収担当者は、検査完了後速やかに検収報告書を作成し、総務財務部長に提出するものとする。ただし、総務財務部長の判断に基づき、契約金額 50 万円以下の場合は、納品書に署名押印することをもって検収報告書に代えることができる。
- 3 給付の内容が契約に適合しないときは、検収担当者はその理由及び措置についての意見を検収報告書に記載するとともに、所属長の下承を得て、関係者と協議するものとする。

第 24 条（雑則）

この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、事務局長が定める。

契約基準要領

公益財団法人日本卓球協会「事務局規程」（以下、「本規程」という）第 18 条に基づく、競争入札及び企画競争入札にかかわる業務に関して、以下のとおり要領を定める。

I. 競争入札

第 1 条（競争入札の参加者）

日本卓球協会総務財務部は、本規程第 19 条に基づく入札参加資格を有する者のなかから、原則として 2 者以上の競争入札参加者を選定する。

第 2 条（参加者への通知）

総務財務部は、当該入札に参加させようとする者に対しては、次の各号に定める事項について通知しなければならない。

- 1) 入札に付する事項
- 2) 入札執行の日時及び場所
- 3) 入札の無効に関する事項
- 4) 前各号の他、入札について必要な事項

第 3 条（入札の延期又は中止）

総務財務部は、天災地変や公正な入札が妨げられる恐れがある場合、その他やむを得ない理由が生じた場合は、入札を延期、又は中止することができる。

第 4 条（落札者の決定）

総務財務部は、次の各号に定める方法で落札者を決定するものとする。

- 1) 最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 2) 最低の価格をもって入札した者の当該価格が著しく低価である場合には、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうか十分調査しなければならない。その結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある場合は、その者を落札者とせず、その者を除き最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができる。

第 5 条（入札結果の通知）

総務財務部は、競争入札の結果について、速やかに当該入札参加者に通知を行うものとする。

第 6 条（再度入札）

総務財務部は、落札となるべき同価格の入札者が 2 者以上いる場合には、当該入札者を参加者として、再度入札を行うことができる。

Ⅱ. 企画競争入札

第 7 条（企画競争入札の参加者）

総務財務部は、本規程第 19 条に基づく入札参加資格を有する者のなかから、原則として 2 者以上の企画競争入札参加者を選定する。

第 8 条（参加者への通知）

総務財務部は、当該企画競争入札に参加させようとする者に対しては、次の各号に定める事項について通知しなければならない。

- 1) 企画競争入札に付する事項
- 2) 企画競争入札執行の日時及び場所
- 3) 企画競争入札の無効に関する事項
- 4) 前各号のほか、企画競争入札について必要な事項

第 9 条（企画競争入札の延期又は中止）

総務財務部は、天災地変や公正な企画競争入札が妨げられる恐れがある場合、その他やむを得ない理由が生じた場合は、企画競争入札を延期、又は中止することができる。

第 10 条（企画競争入札の審査）

当該業務の所管部署は総務財務部と協議の上、当該企画競争入札を審査するにあたり、原則として次の各号に定める基準を満たす審査会を設けなければならない。ただし、契約責任者は実施予定金額又は業務内容により、当該審査会に役員を加えて審査することができる。

- 1) 総務財務部長、財務会計課長及びその業務の所管部署の課長を含む 5 名以上で構成する。
- 2) 公正かつ厳正な審査基準を作成することができる者で構成する。

第 11 条（受注者の決定）

企画競争入札により契約を締結する場合には、前条に定める審査会の審査において受注者を決定する。また、その審査方法は、原則として採点方式によるものとする。

第 12 条（審査結果の通知）

総務財務部は、企画競争入札における審査結果について、速やかに当該入札参加者に通知を行うものとする。

第 13 条（企画競争入札経過調書の作成）

業務を所管する課は、企画競争入札の経過を明らかにした経過調書を作成し、当該企画競争入札に係る資料、その他の書類とともに保存しなければならない。

附 則 この基準要領は平成 28 年 12 月 10 日制定、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

- 2 この基準要領は 2020 年 3 月 28 一部改訂、2020 年 4 月 1 日より施行する。

第3章 旅費

第1節 総則

第25条（目的）

この章は、評議員、役員、執行代表者、委員及び職員の旅費の支給について定める。

- 2 本協会より依頼を受けたものに対して支給する旅費に関しては、他に特別に定める場合を除きこの規程による。

第2節 国内旅費

第26条（旅費の区分）

旅費の区分は以下のとおりとする。

- 1) 交通費
- 2) 日当
- 3) 宿泊料
- 4) 食事手当

第27条

交通費・日当・宿泊料は別表に定める等級の料金を支給する。

第28条（交通費）

交通費は全て実際の経路により支給する。但し、その経路は最短時間且つ最も経済的な経路とする。
なお、営業用乗用車（ハイヤー、タクシー等）の利用は原則として認められない。

- 2 下級者が上級者に随行するとき、またこれに準ずる場合は、上級者の等級区分による交通費を支給する。
- 3 加盟団体代表者会議出席者には、各加盟団体登録所在地の都道府県庁所在地から会議開催地までの交通費1名分が支給される。
なお、都道府県以外の加盟団体については、出席者の居住する都道府県庁所在地からとする。
- 4 航空賃は、緊急用務又は会務のため必要があると専務理事が認める場合に、現に支払う航空運賃により支給する。

必要があると認める場合：

7時00分出発地最寄駅、22時00分帰着地最寄駅を基準に判断する。

本州・北海道・四国・九州・沖縄間の移動でおおむね800km以上を基準に判断する。

第29条（日当）

日当は用務の初日から最終日まで、日数に応じて支給する。但し、用務のない前泊後泊については日数に含まれない。

- 2 加盟団体代表者会議出席者には日当は支給されない。

第30条（宿泊料）

宿泊料は用務の初日から最終日まで、日数に応じて支給する。

- 2 出発地最寄駅を 7 時 00 分以前に出発もしくは目的地最寄駅 22 時 00 分以後に到着の場合、宿泊料（前泊・後泊）を支給することができる。
- 3 本協会専門委員会の宿泊料は、委員長が承認した場合のみ支給する。
- 4 加盟団体代表者会議出席者には宿泊料は支給されない。
- 5 宿泊料は別表に定める金額を上限とし、実費精算を原則として支給する。

第 31 条（食事手当）

食事手当は朝食、昼食、夕食の回数に応じ、支給することができる。

食事手当は、朝¥1,000、昼¥1,500、夜¥2,000（全て税込み）を支給する。

第 32 条（旅費を他より受けた場合の取り扱い）

本協会が旅費の全部又は一部を、招待その他の理由により他から費用の支払いを受けたときは、本規程に定める旅費を減額又は支給しないことがある。

第 3 節 海外旅費

第 33 条（適用）

本規程は、出張者が出張期間中これを適用する。

- 2 出張の期間は出張者が本国を離れる出発の日より帰国の日までとする。但し時差を考慮したうえ暦日計算とする。
- 3 本国を出発するまでの旅費及び帰着後に要する旅費は本規程第 2 章 国内旅費を適用する。

第 34 条（旅費の区分）

旅費の区分は以下のとおりとする。

- 1) 交通費
- 2) 日当
- 3) 宿泊料
- 4) 食事手当
- 5) 旅行雑費
- 6) 海外渡航手続費

第 35 条

交通費・日当・宿泊料は別表に定める等級の料金を支給する。

第 36 条（旅費の計算）

旅費の計算は、出発日ないしは滞在中の為替レートにより換算し計算する。

第 37 条（交通費）

交通費は出張者が本国を出発し、帰着するまでに要した交通費であって、現に支払った交通機関の運賃実費を支給する。

第 38 条（日当）

日当は別表に定める金額を支給する。

第 39 条（宿泊料）

宿泊料は別表に定める金額を概ねとするが、実費精算を原則として支給する。

- 2 やむを得ない理由で別表に定める上限を超える場合は、後日専務理事に報告し、承認を得ること。

第 40 条（食事手当）

食事手当は、朝食、昼食、夕食の回数に応じ、支給することが出来る。

食事手当は、朝¥1,000、昼¥1,500、夜¥2,000 を支給する。

- 2 やむを得ない理由で前項に定める金額を超える場合は、後日専務理事に報告し、承認を得ること。

第 41 条（旅行雑費）

旅行雑費は用務先滞在中における通信費、接待費、資料購入費及び研究費、その他業務上必要と認められる費用とし、用務期間中実際に使用した実費を支給する。

但し上記経費については、報告書及び領収書又はこれに代わる書面を添付して請求しなければならない。

第 42 条（海外渡航手続費）

海外渡航手続費として、出入国税、旅券交付手数料及び査証料、外貨交換手数料ならびに予防注射料、その他の実費はこれを支給する。

第 43 条（旅費を他より受けた場合の取り扱い）

招待その他の理由により他から費用の支払いを受けたときは、本規程に定める旅費を減額又は支給しないことがある。

第 44 条（出張中の病気、事故）

傷病、交通途絶その他やむを得ない事由が発生した場合には、事情審査のうえ、その期間の旅費を支給する。

第4章 出張

第1節 総則

第45条（目的）

この章は、評議員、役員、執行代表者、委員及び職員の出張について定める。

第2節 国内出張

第46条（国内出張の区分）

国内出張の区分は、次のとおりとする。

- 1) 普通出張
- 2) 日帰り出張

第47条（普通出張）

出張の目的が時間及び距離にかかわらず、宿泊（船車中泊を含む）を要する出張を普通出張とする。

第48条（日帰り出張）

以下全ての条件を満たす出張を日帰り出張とする。

- 1) 出発の当日帰着できる出張。7時00分出発地最寄駅、22時00分帰着最寄駅を基準とする。
- 2) 片道100km以上。【出発地（自宅・事務局など）～目的地】

第49条（出張の申請）

出張するときは、あらかじめ「出張申請書及び予定表」にそれぞれ必要事項を記入の上、事務局長および専務理事の承認を得なければならない。

第50条（旅費の仮払）

出張者が前条の承認を得たときは、出張に要する費用の仮払を受けることが出来る。

第51条（出張報告書）

出張者は出張終了後「出張報告書」を作成のうえ、原則として7日以内に専務理事宛に報告しなければならない。

第52条（旅費の精算）

出張者は出張終了後すみやかに「出張旅費精算書」を作成し、原則として7日以内に旅費の精算をしなければならない。

- 2 実費の支出を証明するため、前項の精算書に領収書を添付しなければならない。

第3節 海外出張

第53条（適用）

本章は、出張者が海外出張期間中これを適用する。

- 2 出張の期間は出張者が本国を離れる出発の日より帰国の日までとする。但し時差を考慮したうえ暦日計算とする。

第 54 条（出張の決裁）

海外出張は全て専務理事決裁とする。

第 55 条（出張の申請）

出張するときは、あらかじめ「出張申請書及び予定表」にそれぞれ必要事項を記入の上、専務理事の承認を受けなければならない。

第 56 条（旅費の仮払）

出張者が前条の承認を受けたときは、出張に要する費用の仮払を受けることが出来る。

第 57 条（保険）

出張者には出発の日を起点として、海外傷害保険を付保し、保険料は本協会がこれを負担する。但し、保険金の限度は、死亡 30,000 千円、疾病・傷害各 3,000 千円を原則とする。

- 2 出張中不慮の災害又は急病により多額の医療費を要し、前項の特約保険をもってもなお不足を生じたときは状況により専務理事の判断でその不足額を支給することが出来る。

第 58 条（出張報告書）

出張者が海外から帰国したときは、「出張報告書」を作成のうえ、原則として 7 日以内に専務理事宛に提出しなければならない。

第 59 条（旅費の精算）

出張者が海外から帰国したときは、すみやかに「出張精算書」を作成し、原則として 1 ヶ月以内に旅費の精算をしなければならない。

- 2 実費の支出を証明するため、前項の精算書に領収書を添付しなければならない。

第 60 条（突発事故による帰国）

出張者の都合により中途帰国をするときは、原則として自己負担とする。但し、やむを得ない理由がある場合は、専務理事の承認を経て、本協会が負担する。

別表

区 分		会長・副会長・専務理事	評議員・理事・監事、 執行代表者	委員・事務職員
鉄道 経路 片道 50Km 未満	鉄道	新幹線：不適用 特 急：不適用	新幹線：不適用 特 急：不適用	新幹線：不適用 特 急：不適用
	日当	¥4,000	¥3,500	¥3,000
	宿泊費	¥25,000 (上限)	¥18,000 (上限)	¥18,000 (上限)
鉄道 経路 片道 50km 以上 70km 未満	鉄道	新幹線：不適用 特 急：グリーン	新幹線：不適用 特 急：普 通	新幹線：不適用 特 急：普 通
	日当	¥4,000	¥3,500	¥3,000
	宿泊費	¥25,000 (上限)	¥18,000 (上限)	¥18,000 (上限)
鉄道 経路 片道 70km 以上	鉄道	新幹線：グリーン 特 急：グリーン	新幹線：普 通 特 急：普 通	新幹線：普 通 特 急：普 通
	日当	¥4,000	¥3,500	¥3,000
	宿泊費	¥25,000 (上限)	¥18,000 (上限)	¥18,000 (上限)
航空機		ビジネス	エコノミー	エコノミー

※鉄道経路の距離は自宅最寄駅から目的地までの距離をもとに区分する。

※宿泊料は実費精算を原則とする

※宿泊料には朝食を含む(¥1,000)。素泊まりの場合には、上限金額の枠内で朝食代(¥1,000)を支給することが出来る。

※上記金額は全て税込みとする。

第5章 備品管理

第61条（目的）

本章は、公益社団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）の備品の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

第62条（備品の定義）

備品とは、取得価額（税込）が5万円以上の物でかつ耐用年数が1年以上の物、また使用価値により専務理事が特に指定する物をいう。購入により取得した資産の取得価額は、公正な取引に基づく購入価額に付随費用を加算した額とする。

第63条（備品の購入）

備品の購入は、所定の購入申請書による申請を必要とし、専務理事の承認を受けた上で購入ができる。

第64条（備品の管理）

備品の管理は、専務理事が行うものとする。

なお、専務理事は、備品の管理に関する事務を事務局長に代決処理させることができる。

第65条（管理事務の委任）

備品の出納及び保管に関する事務は、事務局員に委任することができる。

また、備品台帳を備えて整理しなければならない。

第66条（備品台帳）

備品の管理に当たって、次の各号に掲げる事項を記載した備品台帳の管理を行う。

- 1) 管理番号
- 2) 属する種別及び保管場所
- 3) 品名
- 4) 取得日及び取得価格
- 5) 管理者および使用者
- 6) 固定資産扱いの有無

※1 単位 20 万円以上を固定資産として扱う。10 万円以上 20 万円未満の場合一括償却資産として扱う。

- 7) その他必要な事項

第67条（貸与・返却）

備品については、専務理事が認めた役員、事務局員、委員ほかには備品を貸与することができる。貸与された備品が不要となった場合、もしくは専務理事が不要と判断した場合には、すみやかに貸与された備品を事務局に返却するものとする。

また、リース物件についても同様に扱う。

第 68 条（棚卸）

備品の管理者は、1 年ごとに棚卸を行い、事務局長に報告をする。

報告は、資産の状況（良好、老朽化、非活動、廃棄予定）を含むものとする。

2 事務局長は、管轄部門内の棚卸状況を把握し、今後の使用計画も含めて財務部に報告する。

（不用品の廃棄）

第 69 条

不用となった備品は、備品廃棄願いを総務部に提出し、承認を得た後に廃棄して備品台帳にその旨記載するものとする。不用となった消耗品は、廃棄するものとする。

第 70 条

修繕を要する備品があるときは、必要な措置を講ずるものとする。

第 6 章 印章取扱

第 71 条（目的）

この章は、公益財団法人日本卓球協会において使用する印章の作成、管理及び押印について、必要な事項を定めるものとする。

第 72 条（定義及び種類）

この章の印章とは、業務上作成された文書及び金融機関等との取引等に使用される印で、その印を押すことにより当該文書等が真正なものであることを確認することを目的とし、印章の種類は次のとおりとする。

1) 会長丸印（実印；会長の「代表理事の印」として印鑑登録済の印）

法定の書類即ち役員登記、内閣府への提出書類、銀行・証券会社等との契約書類に使用する印。

2) 会長丸印（銀行印；銀行等金融機関届出の印）

内閣府への提出書類、銀行・証券会社等との契約書類に使用する印。

3) 会長角印

日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会、日本スポーツ振興センター、事業協賛企業及び団体等の補助金申請書類、賛助金契約書類、並びに表彰状、委嘱状に使用する印。

4) 協会角印

会議招集案内、日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会等への提出書類、協会名及び専務理事名による各種礼状・依頼状・事業関係書類・請求書類・領収証等に使用する印。A、B の 2 種を作成する。

5) 専務理事丸印

事務局規程に定める専務理事専決事項について使用できる印。

第 73 条（印影）

印章は、次のとおりとする。

1) 会長丸印(実印)	2) 会長丸印(銀行印)	3) 会長角印
4) 協会角印 A	5) 協会角印 B	6) 専務理事丸印

第 74 条（作成等）

印章の作成、改刻及び廃止の必要を生じた場合は、会長の承認を要するものとする。

第 75 条（管理）

会長は、必要に応じて第 72 条に規定する印章を管理する者（以下「印章管理責任者」という）を指名することができる。

- 2 印章管理責任者は、印章が不正に使用されることがないように、印章は常に堅固な容器に納め、執務時間外、勤務を要しない日及び休日にあつては、これを施錠しておかなければならない。
- 3 印章管理責任者は、必要であると認めるときは、職員のうちから印章取扱者を指定することができる。
- 4 前項の印章取扱者を指定したときは、印章管理責任者は速やかに、会長にその旨を報告しなければならない。

第 76 条（事故報告）

第 72 条に規定する印章について、盗難、紛失等の事故があつたときは、印章管理責任者は、直ちに、当該印章の種類、事故の内容、その他必要な事項を会長に報告しなければならない。当該印章について、偽造、不正使用等の事故があつたときも、同様とする。

第 77 条（使用）

印章の押印を受けようとする者は、当該文書に係る決裁書を添えて印章管理者又は印章取扱者に提出し、その押印を請求するものとする。

- 2 印章を押印するときは、印章使用簿に必要な事項を記入し、その使途を明瞭にしておかなければならない。

第 78 条（査閲）

第 72 条第 1 号に定める会長実印については、会長は月に 1 度、印章使用簿を査閲するものとする。

第 7 章 資産管理運用

第 79 条（目的）

この章は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）の定款第 5 条の規定に従い、本協会の基本財産及びその他の財産の維持管理、処分等に関する基本的事項を定め、もって本協会の適正な事業運営を図ることを目的とする。

第 80 条（基本財産）

基本財産は、定款第 5 条第 1 項をもって構成する。

- 2 基本財産は、定款第 4 条に定める事業目的を行うために保有する。

第 81 条（その他の財産）

その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

第 82 条（特定資産）

特定資産は、その他の財産の内、特定の目的のために保有する資産であり、使用・保有又は運用に関し、以下の制約が課されている財産をいう。

- 1) 寄付者から受け入れられた資産で、寄付者により資産の使途について制約が課されている資産
- 2) 理事会において特定の目的のために使途や保有・運用方法等に制約を設けることを決議した資産

第 83 条（財産管理責任者）

会長は、第 80 条及び 81 条に規定する財産の管理、運用の適正を期するため、総務財務担当常務理事を財産管理責任者に任命し、その管理、運用に当たらせるものとする。

- 2 財産管理責任者は、法令及び定款を遵守し、この規程及び財産管理台帳に基づき、当該財産を管理、運用しなければならない。

第 84 条（運用される財産）

適用される財産は、本協会の保有する財産のうち不動産、無休財産権並びに寄付者の意思若しくは理事会の決議により、財産保有形態が指定されている財産を除く、本協会の裁量により効率的に運用すべき財産をいう。

第 85 条（運用の基本原則）

本協会の財産運用について、役職員は、善良なる管理者の注意義務を払うとともに、本協会のために定款及び法令に従い、忠実に職務を執行しなければならない。

第 86 条（財産区分と運用方針）

財産運用は、下記各号の財産区分並びに運用方針により行うものとする。

- (1) 定款第 5 条第 1 項により理事会が基本財産とした財産

基本財産の目的に応じて資産価値の維持を図ることを旨として、最善と考えられる方法により運用するように努めるものとする。

(2) その他の財産

財産の積み立て目的、運用可能期間等その財産の特性を勘案し、適正な運用に努めるものとする。

第 87 条（財産運用の対象）

前条第 1 号及び第 2 号に規定する財産の運用対象は次のとおりとし、償還時に元本が確保されるものでなければならない。

(1) 円建て預貯金（信用金庫への出資金を含む）

(2) 国債、地方債、政府保証債

- 2 前項にかかわらず、理事会が第 86 条の原則に適合すると判断し、承認した場合、前項に掲げる資金運用対象以外のものを運用することができる。

第 88 条（債券等の信用格付け）

前条第 1 項第 2 号の債券は、格付け機関が A-以上と格付けしているものとする。なお、格付け機関は、原則として金融庁の信用格付業者登録機関とする。

第 89 条（運用状況の把握）

財産管理責任者は少なくとも半年に一回、次の点について債券等の運用経過のモニターを行う。

(1) 全運用資産から生じた利子、分配金、配当金等の合計

(2) すべての債券等の個別有価証券の時価

(3) すべての債券等の個別有価証券等の信用格付け

第 90 条（債券等の格付け低下による対策）

債券等の格付け等により、この規程第 88 条第 1 項に規定する格付け基準に抵触した場合には、この第 83 条に定める財産管理責任者は、その対策について会長と協議しなければならない。

第 91 条（基本財産及びその他の財産の維持管理）

財産管理責任者は、基本財産及びその他の財産について、善良な管理者の注意をもって、適正な維持管理に努めなければならない。

- 2 特定資産は、財産管理台帳において、使用している事業との関連性を明確にしておかなければならない。
- 3 財産管理責任者は、善良な管理者の証跡のため、会長及び専務理事に定期的に資産管理運用報告を行わなければならない。

第 92 条（基本財産及びその他の財産の処分等）

基本財産は、本協会の事業遂行上やむを得ない場合に限り、その一部を処分し、又は基本財産から除外することができる。

- 2 前項の場合には、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

- 3 特定資産を事業遂行上やむを得ない事由により、その一部又は全部を処分する場合には、理事会の承認を受けなければならない。

第8章 謝金

第93条（目的）

この章は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）の諸事業にて支払う謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

第94条（謝金対象者）

本協会の役員、専門委員会委員、限定プロジェクトチームメンバーおよび職員以外の者を、この規程による謝金対象者とする。

第95条（謝金の種類）

謝金の種類は別表1のとおりとする。

第96条（謝金の額）

謝金の額は、別表1の謝金単価基準表に定める額を基準とする。

- 2 専務理事は、必要に応じて、前項の謝金の単価を減額することができる。
- 3 理事の過半数の合意があった場合に限り、本条1項の謝金の単価を増額することができる。

第97条（領収書の収受）

謝金を支払った場合には、本協会は謝金の支払先から所定の領収書を収受しなければならない。
なお、インターネットバンキングによる支払の場合はこの限りではない。

第98条（所得税の源泉徴収及び納税）

謝金の支払いに際して、本協会は法令の定めるところにより、所得税の源泉徴収及び納税を行うものとする。

第99条（交通費及び宿泊費等の支給）

第94条に定める謝金対象者には、第96条に定める謝金に加えて、交通費及び宿泊費等を本協会事務局規程第3章旅費にもとづき支給する。

第93条（改廃）

この規程改廃は、理事会の議決によるものとする。但し、制度変更による語句の変更など、軽微な変更については、専務理事の判断で行うことができる。

附 則

この規程は 2020 年 3 月 28 日制定、2020 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この規程は 2021 年 3 月 6 日一部改訂、2021 年 3 月 6 日から施行する。
- 3 この規程は 2023 年 3 月 18 日一部改訂、2022 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は 2024 年 3 月 16 日一部改訂、2024 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は 2026 年 3 月 14 日一部改訂、2026 年 3 月 14 日から施行する。

別表 1 謝金支給基準表

労務の内容	支給対象者	単位	上限単位 (税込み)	備考
会議出席	会議出席者	回	10,000 円	
	会議出席者 (専門職)	回	30,000 円	弁護士、医師、公認会計士、 学識経験者など
原稿執筆	原稿作成者	400 字 原稿	2,000 円	
翻訳	翻訳者	A4 サイズ 1 枚	5,000 円	基本は 1,600 字 和訳・外国語訳共通 1,200 字以下 3,750 円 800 字以下 2,500 円 400 字以下 1,250 円
講師謝金	講演者	1 時間 未満	20,000 円	
		1 時間 以上	30,000 円	
強化部活動謝金	強化本部コーチ・ 医師・栄養士等	日	4,000 円	海外遠征時等において実務活 動がなく、移動のみとなる場 合は日当が支給される。 JOC コーチ及び本協会より報 酬を受けている者には支給し ない。
	臨時コーチ・ スポンサーパートナー	日	10,000 円	
		半日	5,000 円	
大会医療業務	看護師	日	10,000 円	
一般労務提供	労務提供者	日	8,000 円	
		時間	1,000 円	
専門知識に基づく 労務提供	専門知識を有する者	日	12,000 円	
		時間	1,500 円	

23 経理規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）の経理の基本となる事項を定め、財務及び会計の状況を正確かつ迅速に把握し、本協会の事業活動の計数的統制とその能率的運営を図ることとする。

第2条（適用の範囲）

この規程は、本協会の経理業務のすべてについて適用する。

第3条（経理の原則）

本協会の経理は、法令、定款及び本規程の定めによるほか、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に準拠して処理する。

第4条（会計区分）

法令の要請等により必要とされる場合は、会計区分を設けるものとする。

第5条（会計年度）

本協会の会計年度は、定款の定める事業年度に従い、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6条（経理責任者）

経理責任者は、事務局長とする。

第7条（帳簿書類の保存及び処分）

経理に関する帳簿、伝票及び書類の保存期間は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|------------|
| 1) 財務諸表及び附属明細書、財産目録、収支予算書 | 永久 |
| 2) 会計帳簿及び会計伝票 | 10年 |
| 3) 証票書類 | 10年 |
| 4) 委託事業・助成事業証憑書類等 | 各事業の規程に準ずる |
| 5) その他書類 | 5年 |

2 前項の保存期間は決算日の翌日から起算する。

3 証票書類等を焼却その他の処分については、事前に経理責任者の指示又は承認によって行う。

第8条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

第2章 勘定科目及び帳簿組織

第9条（勘定科目）

本協会の会計においては、財務及び会計の状況を的確に把握するため、必要な勘定科目を設ける。

2 勘定科目の名称は、別に定める勘定科目表による。

第 10 条（会計処理の原則）

会計処理を行うにあたっては、次の原則に留意する。

- 1) 財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明瞭に表示するものでなければならない。
- 2) 財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。
- 3) 会計処理の原則及び手続き並びに財務諸表の表示方法は、毎会計年度これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。
- 4) 重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続き並びに財務諸表の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができる。

第 11 条（会計帳簿）

会計帳簿は、次のとおりとする。

- 1) 主要簿
 - ① 仕訳帳
 - ② 総勘定元帳（会計伝票をもってこれに代える）
- 2) 補助簿
 - ① 現金出納帳
 - ② 固定資産台帳
 - ③ 基本財産台帳
 - ④ 特定資産台帳
 - ⑤ その他、必要と認められる台帳

第 12 条（会計伝票）

一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行う。

- 2 会計伝票は、次のとおりとする。
 - 1) 入金伝票
 - 2) 出金伝票
 - 3) 振替伝票
- 3 会計伝票は、取引ごと証憑に基づいて作成し、証憑は会計伝票との関係が明らかになるように保存しなければならない。
- 4 会計伝票には、勘定科目、取引年月日、数量、金額及び相手方等取引内容を簡潔明瞭に記載しなければならない。
- 5 会計伝票には、その取引に関する責任者の承認印を受けるものとする。
- 6 3 項の証憑とは、請求書、領収書、支払決済文書、契約書、覚書その他証書等会計伝票の正当性を立証する書類をいう。

第 13 条（記帳）

総勘定元帳及び補助簿は、すべての会計伝票に基づいて記帳する。

第 14 条（帳簿の更新）

帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

第 3 章 収支予算

第 15 条（収支予算の目的）

収支予算は、各会計年度の事業活動を計数をもって表示し、実績との比較検討を通じて事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第 16 条（収支予算書の作成）

収支予算書は、事業計画に基づき毎事業年度開始前に会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

第 17 条（収支予算の執行）

各事業年度における費用の支出は、収支予算書に基づいて行うものとする。

- 2 収支予算の執行者は、会長とする。

第 18 条（収支予算の流用）

予算の執行にあたり、各事業目的間において相互に流用してはならない。

ただし、執行者である会長が執行上必要であると認め、理事会が承認した時はその限りではない。

第 19 条（予備費）

予測困難な支出予算の不足に備え、支出予算に相当額の予備費を計上することができる。

第 20 条（収支予算の補正）

収支予算の補正を必要とする場合は、補正予算を作成し、理事会の承認を得なければならない。

第 4 章 金銭

第 21 条（金銭の範囲）

この規程において金銭とは、現金及び預貯金をいう。

- 2 現金とは、通貨、小切手、郵便為替証書、振替預金証書及び官公署の支払通知書をいう。
- 3 手形及びその他の有価証券は、金銭に準じて取り扱うものとする。

第 22 条（出納責任者）

金銭の出納、保管に関しては、出納責任者を置かなければならない。

- 2 出納責任者は、経理責任者が任命する。
- 3 出納責任者は、金銭の保管及び出納事務を取り扱わせるため、会計事務担当者を若干名置くことができる。

第 23 条（金銭の出納）

金銭の出納は、事務局規程に基づく決裁承認者の承認印のある会計伝票に基づいて行われなければならない。

第 24 条（金銭の収納）

金銭の収納は、入金通知書もしくはその他の証憑書類によりこれを行う。

- 2 金銭を収納したときは、領収書を発行するものとする。
- 3 領収書は、出納責任者が発行するものとする。ただし、やむを得ない場合は、出納責任者の了承を得て、出納責任者以外の者が領収書を発行できる。
- 4 事前に領収書を発行する必要がある場合は、経理責任者の承認を受けるものとする。

第 25 条（金銭の支払）

金銭を支払うときは、最終受領者からの請求書その他取引を証する書類に基づいて、担当部署で発行した出金伝票により、経理責任者の承認を得て行うものとする。

- 2 金銭の支払については、最終受領者の署名又は記名押印のある領収書を受領しなければならない。但し、所定の領収書を受け取ることができない場合は、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。また、金融機関での振込みにより支払う場合は、金融機関の振込み依頼書を領収書に代えることができる。

第 26 条（支払の期日）

金銭の支払は、原則として月の末日に締切り、翌月末日に行うものとする。ただし、やむを得ない支払いについてはこの限りではない。

第 27 条（支払の方法）

金銭の支払は、原則として金融機関での振込（インターネットバンキングを含む）によるものとする。ただし、職員に対する支払及び小口払等はこの限りではない。

第 28 条（現金管理）

出納責任者は、日々の現金支払に充てるため、手許現金を置くことができる。

- 2 手許現金の額は、通常の所要額を勘案し、必要最小限にとどめるものとする。
- 3 経理責任者が必要と認めた場合は、一定の責任者を置き、定額前渡法による小口現金制を設け、小口現金払を行うことができる。
- 4 小口現金は、毎月末日及び不足の都度、精算を行われなければならない。

第 29 条（残高の照合と報告）

出納責任者は、次により金銭の残高を照合し確認しなければならない。

- 1) 現金については、毎日その残高と現金出納帳とを照合する。
- 2) 預貯金については、毎月末日にその残高を証明できる書類と預貯金残高を照合し、差異がある場合は、速やかに経理責任者に報告しなければならない。
- 2 出納責任者は、前項の毎月末日の状況を経理責任者に報告しなければならない。

第 30 条（金銭の過不足）

金銭に過不足が生じたときは、出納責任者は遅滞なく経理責任者に報告し、その処置について経理責任者の指示を受けなければならない。

第 31 条（仮払金による資金の前渡）

国内又は海外出張の時、現地費用その他現金支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすと認められるものについては、経理責任者は特別の出納責任者を指名し、仮払金により当該出納責任者に資金を前渡しすることができる。

- 2 資金の前渡を受けた者は、用件終了後原則 1 か月以内に精算書を作成し、証憑を付して精算しなければならない。

第 5 章 財務

第 32 条（資金計画）

経理責任者は、必要に応じて年次資金計画を作成する。

第 33 条（資金の調達）

本協会の事業運営に要する資金は、基本財産等により生ずる利息、配当金、その他の運用収入並びに会費、寄付金収入、事業収入その他の収入によって調達するものとする。

第 34 条（資金の借入）

前条に定める収入により、なお資金が不足するときは、金融機関からの借入により調達することができる。

- 1) 短期借入については、借入の目的、理由、限度額、利率及び償還方法等を予算で定め、理事会で承認された借入限度額の範囲内で、経理責任者が行う。
- 2) 長期借入については、借入の目的、理由、限度額、利率及び償還方法等を予算で定め、理事会の決議を経て、経理責任者が行う。

第 35 条（資産の運用）

資産の運用については、別に定める事務局規程第 7 章「資産管理運用」による。

第 36 条（金融機関との取引）

金融機関との取引の開始又は廃止は、会長の承認を得て経理責任者が行う。

- 2 金融機関との取引は、会長名をもって行う。

第 37 条（特定資産）

定款に基づく基本財産のほか、別に定める事務局規程第 7 章「資産管理運用」に基づき、理事会の承認を経て、必要に応じて資産を積み立てることができる。

- 2 前項の特定資産は、予算に計上しなければならない。

第6章 固定資産及び物品

第38条（固定資産の範囲）

この規程において固定資産とは次の各号をいう。

1) 基本財産

定款第5条に定める財産。

2) 特定資産

退職給付引当資産、減価償却引当資産、その他使途が特定の目的に限定される資産。

3) その他固定資産

基本財産及び特定資産以外の資産で、耐用年数1年以上、かつ、取得価額が10万円以上の資産。

第39条（固定資産の取得価額）

購入により取得した資産の取得価額は、公正な取引に基づく購入価額に付随費用を加算した額。

2 交換により取得した資産の取得価額は、交換に対して提供した資産の帳簿価額。

3 贈与により取得した資産の取得価額は、取得時の公正な評価額。

第40条（固定資産の購入、改良、修繕、貸与、譲渡、処分）

固定資産を購入、改良、修繕、貸与、譲渡、処分する場合は、所定の手続きを経て行われなければならない。

第41条（固定資産の管理）

固定資産の管理責任者は、台帳を設けて、その記録及び管理を行う。

2 固定資産に移動、毀損又は滅失があった場合には、固定資産の管理責任者は、経理責任者に通知し、帳簿の整理を行われなければならない。

3 固定資産の管理責任者は、総務財務担当常務理事とする。

第42条（固定資産の登記、付保）

不動産登記を必要とする固定資産は、取得後速やかに登記しなければならない。また、火災等により損害を受けるおそれのある固定資産については、適正な価額の損害保険を付さなければならない。

第43条（減価償却）

固定資産の減価償却は、毎会計年度末に次の号の方法により行う。

1) 有形固定資産は、定額法による。

2) リース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

2 減価償却の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定めるところによる。

第44条（物品）

この規程で物品とは、消耗品及び第38条第3項により固定資産とされる物以外の物をいう。

第 45 条（物品の購入、管理）

物品の購入は、支出予算に基づいて経理責任者の決済を得て行う。

- 2 備品については、台帳を設け、その記録及び管理を行う。

第 7 章 決算

第 46 条（決算の目的）

決算は、一会計期間の会計記録を整理し、財務及び会計の状態を明らかにすることを目的とする。

第 47 条（決算の種類）

決算は、毎月末の月次決算と会計年度末の年度決算に区分して行う。

第 48 条（月次決算）

財務担当は、毎月末に会計記録の整理を行い、関係書類を経理責任者に提出する。

第 49 条（年度決算の整理事項）

年度決算においては、通常の整理業務のほか、次の事項について計算を行うものとする。

- 1) 減価償却費の計上
- 2) 棚卸資産の計上
- 3) 未収入金、未払金、立替金、前払費用、前受金、預り金、仮払金、仮受金の計上と残高の確認
- 4) 引当金の計上
- 5) 資産の実在性の確認と評価の適合
- 6) 負債の実在性と簿外負債がないことの確認
- 7) その他必要とされる事項の確認

第 50 条（重要な会計方針）

本協会の重要な会計方針は、次のとおりとする。

- 1) 有価証券の評価基準及び評価方法

○ 満期保有目的有価証券：償却原価法を採用する。

○ その他の有価証券：

時価のあるもの … 期末日の市場価額等に基づく時価法（売却原価は、移動平均法により算定）を採用する。

時価のないもの … 移動平均法による原価法を採用する。

- 2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品：最終仕入れ原価法を採用する。

- 3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産及び無形固定資産：定額法を採用する。

- 4) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス、リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

- 5) 引当金の計上基準

退職給付引当金：期末時における退職給与の要支給額に相当する金額を計上する。

6) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は、税込処理による。

第 51 条（財務諸表等の作成）

経理責任者は、年度決算に必要な手続きを行い、定款第 8 条に基づき、次に掲げる財務諸表等を作成しなければならない。

- 1) 貸借対照表
- 2) 正味財産増減計算書
- 3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 4) 財産目録

第 52 条（財務諸表等の確定）

会長は、前条の財務諸表等を、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、その内容を報告し、その承認決議をもって決算を確定する。

- 2 前項の財務諸表等は、確定後速やかに行政庁に提出しなければならない。

第 53 条（情報公開）

本協会の財務諸表等については、定款第 7 条 2 項に基づき、ホームページ等に掲載し、事務所に据え置かなければならない。

第 8 章 雑則

第 54 条（雑則）

この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、経理責任者が定める。

附 則

この規程は、2024 年 9 月 21 日制定、2024 年 10 月 1 日より施行する。

24 大会ランキング決定基準

第1条（目的）

本基準は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）における大会ランキングを決定する必要がある大会について、ランキングの決定に関する取り決めを定める。

第2条（大会ランキング決定会議）

本協会主催の全国大会の試合結果に基づいて、その大会毎の種目ランキングを決定するにあたって、大会期間中に「大会ランキング決定会議（以下「本会議」という）」を招集する。

第3条（組織構成）

本会議の構成は次のとおりとする。

- ①委員長 1名
- ②委員 若干名（4～5名程度）

第4条（選出）

委員長は、原則としてその大会の大会委員長がこの任にあたる。不在などの理由で、委員長が定められない場合は、本協会派遣の大会役員の中から互選される。

- 2 委員は、大会副委員長、競技委員長、競技副委員長、審判長、副審判長、及び委員長の指名した者で構成される。
- 3 各委員は、大会当日、委員長より指名・通達される。

第5条（委員会の開催）

各種目毎にそれぞれ3位以下のランキングが決定できる時点（通常は決勝が開始した直後で検討資料が揃った時点）で、可能な限り速やかに委員長が招集して開催する。なお決定会議は非公開とする。

第6条（ランキング）

ランキング1位は、その大会の優勝者とし、ランキング2位は準優勝者とする。以下の順位は戦績により、次条に従って決定する。

第7条（ランキングの決定方法）

ランキングの順位を何位まで定めるのかの目安は、以下のとおりとする。

1) 原則

出場選手・組・チーム数	ランキング順位数
1～4	1位～2位
5～16	1位～4位
17以上	1位～8位

- 2) 全日本選手権 一般男・女シングルス
1位～16位

第8条（ランキングの単位）

ランキングの単位は、それぞれ個人、組、チームとする。

第9条（参考データ）

参考とするデータの優先順位は以下のとおりとする。

1) ランキング決定直前の試合内容

①ゲームの得失比率（団体戦の場合はマッチの得失比率が最優先となる）

②ポイントの得失比率

2) ランキング決定の次前の試合内容

①ゲームの得失比率（団体戦の場合はマッチの得失比率が最優先となる）

②ポイントの得失比率

3) 前年度のランキング、シード順位

4) 今大会の他の試合内容：上位シード者との試合内容など

2 ランキングの決定

1) 原則として、前項 1) により決定するが、1) により明らかな差が認められない場合は、2)、3)、4) を順次適用して決定する。

2) 決定は、出席委員の合意（多数決）により行われるが、合意が得られない場合には委員長が決定する。

第10条（参考データの作成）

大会の記録担当係が、ランキング委員長の指示に従って、前条に定められた参考データを要領よくまとめ、遅滞なく、本会議に提出しなければならない。

第11条（結果の通知）

委員長は結果が得られ次第、直ちに表彰担当者など関係者に連絡しなければならない。

2 主管団体の責任者は、大会終了後にランキング結果を全試合結果と共に、本協会宛に速やかに送付しなければならない。

第12条（表彰）

表彰は原則として、ランキング証授与をもって行い、該当種目の入賞表彰と併せて実施する。

2 1～4位を除くランキング表彰は、該当選手からの要望があれば、前項とは別に実施することができる。

第13条（次回大会出場資格）

ランキング保持者は原則として、次回大会の該当種目に予選無しで推薦出場の資格が得られるものとする。ただし、ダブルスについては同一ペアに限る。

附 則

この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

2 この規程は2019年9月7日一部改訂、2019年9月8日より施行する。

【諸規程参考資料】

※以下は、公益財団法人移行以前（平成23年3月31日まで）の各規程の附則履歴ほか

3. 強化本部規程

- 1 この規程は平成11年2月23日に改定した。
- 2 この規程は平成11年6月19日に改定した。
- 3 この規程は平成12年4月20日に改定した。
- 4 この規程は平成12年5月18日に改定した。
- 5 この規程は平成13年12月17日に改定した。
- 6 この規程は平成16年6月26日に改定した。
- 7 この規程は平成17年3月5日に改定した。
- 8 この規程は平成20年3月15日に改定した。
- 9 この規程は平成20年12月20日に改定した。

6. 専門委員会組織規程

- 1 この規程は昭和22年4月1日以降実施する。
- 2 この規程は昭和47年12月7日一部改正
- 3 この規程は本会が財団法人になったことに伴い、一部改正を行い、昭和52年4月1日以降これを実施する。
- 4 この規程は平成6年4月1日一部改正
- 5 この規程は平成10年12月19日一部改正（各専門委員会の規程整備に伴う改正）
- 6 この規程は平成14年6月29日一部改正
- 7 この規程は平成16年6月26日一部改正（委員会改廃、謝礼金規程追加）
- 8 この規程は平成17年3月5日一部改正（委員会追加）
- 9 この規程は平成17年12月10日一部改正（委員会改廃と追加）
- 10 この規程は平成20年6月7日一部改正

6. - ①競技者育成委員会規程

- 1 この規程は平成14年9月21日から施行する。
- 2 この規程は平成16年4月26日に委員会名を変更した。

6. - ②広報委員会規程

- 1 この規程は平成16年9月18日から施行する。
- 2 この規程は平成18年6月3日、一部改訂した。

6. - ③ルール・審判委員会規程

- 1 この規程は昭和43年11月27日から施行する
- 2 この規程は昭和55年4月1日から施行する
- 3 この規程は昭和60年9月1日から施行する
- 4 この規程は平成10年4月1日から施行する
- 5 この規程は平成11年4月1日から施行する
- 6 この規程は平成18年6月3日から施行する

- 6. - ④アスリート委員会規程
 - 1 この規程は平成14年9月21日から施行する。
- 6. - ⑤組合せ委員会規程
 - 1 この規程は平成16年9月18日に改定実施される。
- 6. - ⑦クラブ委員会規程
 - 1 この規程は平成18年6月3日、一部改訂した。
- 6. - ⑫アンチ・ドーピング委員会規程（平成30年9月22日 ドーピングコントロール委員会から名称変更）
 - 1 この規程は平成17年4月1日から実施する。
- 6. - ⑬登録推進委員会規程
 - 1 この規程は平成17年6月18日から実施する。
 - 2 この規程は平成17年9月10日、一部改訂した。
- 6. - ⑭環境委員会規程
 - 1 この規程は平成17年6月18日から実施する。
- 6. - ⑮ホープス委員会規程
 - 1 この規程は平成18年6月3日から実施する。
- 6. - ⑰指導者養成委員会規程
 - 1 この規程は平成21年12月19日から実施する。
- 7. 公認審判員審査規程
 - 1 この規程は一部改訂し、平成4年4月1日から施行する。
 - 2 この規程は一部改訂し、平成10年4月1日から施行する。
 - 3 この規程は一部改訂し、平成11年4月1日から施行する。
 - 4 この規程は平成22年9月18日一部改定された。
- 8. 段級制規程
 - 1 この規程は昭和55年度制定。
 - 2 この規程は平成12年4月1日一部改訂した。
 - 3 この規程は平成15年3月22日一部改訂した。
 - 4 この規程は平成17年4月1日一部改訂した。
 - 5 この規程は平成19年4月1日一部改訂した。
 - 6 この規程は平成21年3月7日一部改定した。
- 9. アンチ・ドーピング規程
 - 1 この規程は平成20年3月26日から実施する。
- 15. 監事監査規程
 - 1 この規程は平成8年12月24日から実施する。

17. 役員慶弔規程（2020年6月6日から評議員・役員等慶弔規程に改訂）

- 1 この規程は平成12年4月1日から施行する。

19. 大会ランキング委員会規程（2019年9月8日から大会ランキング決定基準に移行）

（平成29年度をもって、全日本総合ランキングが廃止となり、全日本総合ランキング決定基準を本規程の附則から削除した。）

以下、基本規程へ統合（2019年9月8日から施行）

・役員・職員倫理規程

- 1 この規程は平成16年7月1日から施行する。

・競技者規程

- 1 この規程は昭和61年6月23日より施行する。
- 2 この規程は昭和61年6月22日までのアマチュア規程に代わるものとする。
- 3 この規程の第2条を、昭和62年9月27日に改定した。
- 4 この規程の第14条、第15条を平成元年6月25日に追加した。
- 5 この規程の第9条、第13条及び内規を平成12年10月1日に改定した。
- 6 この規程は、平成13年4月1日に全面的に改定された。
- 7 この規程は、平成17年3月5日に全面的に改定された。
- 8 この規程は、平成22年9月18日に一部改定された。

・登録規程

- 1 この規程は昭和53年6月24日制定
- 2 この規程は平成13年3月17日一部改訂
- 3 この規程は平成18年6月3日一部改訂
- 4 この規程は平成19年3月10日一部改訂、平成19年4月1日より施行する。
- 5 この規程は平成19年12月22日一部改訂、平成20年4月1日より施行する。
- 6 この規程は平成22年12月18日一部改訂、平成23年4月1日より施行する。

・外国籍選手登録規程

- 1 この規程は昭和60年6月1日から実施する。
- 2 この規程は平成9年4月1日一部改定した。
- 3 この規程は平成14年4月1日 第10条から全日本軟式卓球選手権大会を削除した。
- 4 この規程は平成19年12月22日一部改定、平成20年4月1日より施行する。

・名義使用規程

- 1 この規程は平成22年4月1日から実施する。

・大会役員派遣規程

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成22年4月12日一部改定された。
- 3 この規程は、平成23年4月2日一部改定された。

・冠大会、冠講習会実施規程

- 1 この規程は平成元年7月1日より施行する。
- 2 この規程は平成9年4月1日一部改訂した。

・天皇杯皇后杯授与保管規程

- 1 この規程は平成9年4月1日より改定実施される。

- ・競技役員海外派遣規程
 - 1 この規程は平成12年4月1日から施行する。
 - 2 この規程は平成22年9月18日一部改定された。
 - ・国際交流規程
 - 1 本会海外派遣規程を廃止し、本規程に包含する。
 - 2 この規程は平成元年4月1日より施行する。
 - 3 この規程は平成元年6月25日改定された。
 - 4 この規程は平成8年12月24日改定された。
 - ・褒賞規程（平成29年9月9日から表彰規程に名称変更）
 - 1 この規程の改廃は理事会においてこれを決定する。
 - 2 この規程は昭和61年10月1日から施行する。
 - 3 この規程は平成6年4月1日一部改訂
 - 4 この規程は平成8年12月24日改訂
 - 5 この規程は平成19年4月1日一部改訂
 - ・役員懲戒規程
 - 1 この規程の改廃は理事会および評議員会の議決を要する。
 - 2 この規程は平成14年4月1日から施行する。
- 役員懲戒審査委員会規程
- 1 この委員会規程の改廃は理事会において行う。
 - 2 この規程は平成14年4月1日から施行する。

以下、事務局規程へ統合（2020年4月1日から施行）

- ・事務局規程（平成29年4月1日から事務局処務規程と統合）
 - 1 この規程は平成11年9月18日より適用する。
 - 2 この規程は平成20年4月5日に改定した。
- ・旅費規程
 - 1 この規程は昭和57年9月13日より施行する。
 - 2 この規程は平成11年6月19日一部訂正
 - 3 この規程は平成15年3月22日一部訂正
 - 4 この規程は平成17年3月5日一部訂正
- ・財務規程
 - 1 この規程は平成12年6月24日より実施する。
 - 2 この規程の改廃は、理事会の承認を必要とする。

※以下は、規程の廃止に関わる事項

- ・指導者海外派遣規程

平成12年4月1日から施行 → 2019年9月8日 廃止
- ・役員等選出規程

平成24年4月1日から施行 → 2021年6月5日 廃止（役員候補者の選考等に関する規程に移行）
- ・評議員候補者選出規程

平成24年12月15日から施行 → 2023年6月10日 廃止（評議員候補者の選考等に関する規程に移行）

8 2026年度 事業計画

(2026年4月 ～ 2027年3月)

◎本会主催事業

★国際大会

2026年

4月 22～25日 シチズンカップ 第35回日本卓球リーグ選手権・ビッグトーナメント
熊本大会 (熊本県・菊陽町総合体育館)

28～5月10日 ★2026ITTF世界卓球選手権ファイナルズロンドン大会 (団体戦)
(英国・ロンドン)

6月 7日◎理事会 (東京都)

11～12日 パラIDジャパン・チャンピオンシップ卓球大会2026
(千葉県・パラドール浦安アリーナ)

24～28日 デンソー 前期日本卓球リーグ福島大会
(福島県・宝来屋 ボンズアリーナ(郡山総合体育館))

21日◎評議員会 (東京都)

28～7月 4日★第30回アジアユース卓球選手権大会 (タイ・バンコク)

7月 11～12日◎バタフライ 第49回全国レディース卓球大会
(滋賀県・滋賀トヨタアリーナ(くさつシティアリーナ))

15～18日 第95回全日本大学総合卓球選手権大会 (団体の部)
(神奈川県・横浜武道館)

17～19日◎第40回全国ホープス南日本ブロック卓球大会
(長崎県・長崎県立総合体育館)

24～26日◎全農杯 2026年全日本卓球選手権大会 (ホープス・カブ・バンビの部)
(兵庫県・グリーンアリーナ神戸)

30日～ 8月 2日◎第76回全日本実業団卓球選手権大会
(福井県・セーレン・ドリームアリーナ(福井県営体育館))

8月 4～ 9日★2026WTTチャンピオンズ横浜 (神奈川県・横浜BUNTAI)

7～ 9日◎第40回全国ホープス北日本ブロック卓球大会
(北海道・入江運動公園総合体育館(栗林商会アリーナ))

8～ 9日◎第40回全国ホープス東日本ブロック卓球大会
(新潟県・柏崎市総合体育館)

10～12日◎ロートカップ・第44回全国ホープス卓球大会 (東京都・東京体育館)

13～17日 第95回全国高等学校卓球選手権大会 (大阪府・Asueアリーナ大阪)

21～24日 第57回全国中学校卓球大会 (岡山県・きびじアリーナ)

22～23日◎第40回全国ホープス西日本ブロック卓球大会
(京都府・島津アリーナ京都)

9月 3～ 4日◎第29回全国レディース卓球フェスティバル(大阪府・Asueアリーナ大阪)

7～ 9日 第18回全日本パラ卓球選手権大会 (肢体の部)

- (東京都・ひがしんアリーナ)
 12日◎理事会 (東京都)
 20～28日★第20回アジア競技大会 卓球競技 (愛知県・スカイホール豊田)
- 10月 3～ 4日 パラIDジャパン・年代別オープン卓球大会2026(北海道・白石区体育館)
 11～15日 第80回国民スポーツ大会卓球競技
 (青森県・カクヒログループスーパーアリーナ(青森市総合体育館))
 19～25日★第29回ITTF-ATTUアジア卓球選手権大会2026 (ウズベキスタン)
 (ウズベキスタン・タシケント)
 23～25日◎2026年全日本卓球選手権大会 (マスターズの部)
 (三重県・日硝ハイウエアーアリーナ(津市産業・スポーツセンター))
 23～25日◎2026年全日本卓球選手権大会 (団体の部)
 (宮崎県・宮崎市総合体育館)
 29～11月 1日 第92回全日本大学総合卓球選手権大会 (個人の部)
 (鹿児島県・あいハウジングアリーナ松元(松元平野岡体育館))
 30～11月 1日◎百十四銀行 第60回全日本社会人卓球選手権大会
 (香川県・あなぶきアリーナ(香川県立アリーナ))
 31～11月 5日★ユースオリンピック競技大会 (卓球競技) (セネガル・ダカール)
- 11月 6～ 8日◎JOCジュニアオリンピックカップ 2026年全日本卓球選手権大会
 (カデットの部) (群馬県・高崎アリーナ)
 7～ 9日 第38回全国健康福祉祭埼玉大会 (ねんりんピック彩の国さいたま2026)
 (埼玉県・アイル・アリーナ ウイング・ハット春日部(春日部市総合体育館))
 11～15日 後期日本卓球リーグ広島大会 (広島県・広島サンプラザホール)
 14日◎加盟団体代表者会議 (東京都)
 20～22日 第22回全日本学生選抜卓球選手権大会
 (北海道・北ガスアリーナ札幌46(札幌中央体育館))
 20～23日◎バタフライ 第45回全日本クラブ卓球選手権大会
 (福島県・宝来屋 ボンズアリーナ(郡山総合体育館))
 21～23日◎第39回全国ラージボール卓球大会 (岡山県・シゲトーアリーナ岡山)
 21～28日★2026ITTF世界ユース卓球選手権大会 イスタンブール大会
 (トルコ・イスタンブール)
- 12月 4～ 6日◎第9回全日本ラージボール卓球選手権大会
 (熊本県・ナースパワーアリーナ(熊本市総合体育館))
 12日◎理事会 (東京都)
 12～13日 内閣総理大臣杯 日本卓球リーグプレーオフ JTTLファイナル4
 (高知県・高知県立県民体育館)
 19日 JTTL選抜・全国チャンピオン卓球大会 (神奈川県・横浜国際プール)
 25～28日 第70回全国教職員卓球選手権大会
 (愛知県・岡崎中央総合公園総合体育館)
 26～27日 パラID全日本卓球選手権大会202
 (神奈川県・トッケイセキュリティ平塚総合体育館)

2027年

1 月

15～17日◎全農杯 2027年全日本卓球選手権大会（ジュニアの部）
（兵庫県・グリーンアリーナ神戸）
19～24日◎天皇杯・皇后杯 2027年全日本卓球選手権大会（一般の部）
（東京都・東京体育館）

2 月

5～ 6日 第49回全国ろうあ者卓球選手権大会（神奈川県・横浜ラポール）
5～ 7日◎第36回東アジアホープス卓球大会 日本代表選手選考会
（京都府・島津アリーナ京都）

3 月

13日◎理事会（東京都）
23～25日 第54回全国高等学校選抜卓球大会
（福島県・宝来屋 ボンズアリーナ(郡山総合体育館)）
27～28日◎第24回全国ホープス選抜卓球大会（京都府・島津アリーナ京都）
27～28日◎第28回全国中学選抜卓球大会（島根県・松江市総合体育館）
27～28月 第47回全日本オープンパラ卓球選手権大会（肢体の部）
（兵庫県・グリーンアリーナ神戸）

9 所在地・会長・理事長・事務局長・加盟団体代表者

(2026年6月30日現在)

北海道卓球連盟 〒062-0905 札幌市豊平区豊平5条11-1-1 北海道立総合体育センター内
011-823-2651(除月曜) 会 長：平 公夫
(FAX)823-2652 理 事 長：相下 博
代 表 者：相下 博
e-mail: doutaku@sea.plala.or.jp
U R L: <http://www.htta.jp/>

青森県卓球連盟 〒030-0123 青森市大字大矢沢字里見111-1 スチューデントプラザ内
017-728-7800 会 長：河野 満
(FAX)728-3977 理 事 長：藤田 暁
事務局長：太田 宣幸
代 表 者：藤田 暁
e-mail: aotakuren@aomori-u.ac.jp
U R L: <http://www.aomori-tta.com/>

一般社団法人
岩手県卓球協会 〒020-0122 盛岡市みたけ三丁目38-20 フラップいわて内
019-681-8600 会 長：柏山 徹郎
(FAX)903-0355 理 事 長：小田桐憲仁
事務局長：徳田 靖
代 表 者：小田桐憲仁
e-mail: ikentaku@cc.wakwak.com
U R L: <https://iwate-tta.com>

宮城県卓球協会 〒981-0901 仙台市青葉区北根黒松2-10 1階
022-233-8364 会 長：高橋 仁
(FAX)233-8364 理 事 長：熊谷 武浩
事務局長：山下 哲哉
代 表 者：熊谷 武浩
e-mail: miyagikentaku@gmail.com
U R L: <http://www.miyagi-tta.com>

秋田県卓球協会 〒010-0918 秋田市泉南3-13-10
018-824-2166 会 長：千田 博幸
(FAX)824-2166 理 事 長：石川 康之
事務局長：三浦 州
代 表 者：千田 博幸
e-mail: contact@atta.sakura.ne.jp
U R L: <http://www.atta.sakura.ne.jp/>

- 山形県卓球協会 〒990-0861 山形市江俣 1-5-2 松田裕次様気付
090-9032-3196
会 長：奥山 淳一
理 事 長：大場 賢二
事務局長：松田 裕次
代 表 者：大場 賢二
e-mail: yamagata-tta@outlook.jp
U R L: <http://www.ytta.net/>
- 一般社団法人
福島県卓球協会 〒966-0073 喜多方市字中町 2892 喜多方卓球ランド内
090-2277-2613
(FAX) 0241-23-9123
会 長：斉藤 一美
理 事 長：五十嵐修二
事務局長：落合伸一郎
代 表 者：五十嵐修二
e-mail: fukushima.tta-01@fukushima-tta.jp
U R L: <https://fukushima.ltta.jp/>
- 一般社団法人
茨城県卓球連盟 〒309-1712 笠間市長兎路 696 野口文男様気付
090-3516-0014
(FAX) 0296-77-3381
会 長：小林 博史
理 事 長：野口 文男
事務局長：島根 久
代 表 者：野口 文男
e-mail: n.230@outlook.jp
U R L: <http://takkyu.ibaraki.jp/>
- 一般社団法人
栃木県卓球連盟 〒320-0056 宇都宮市戸祭 1-12-1 久保井圭子様気付
028-634-6469 (除水曜)
(FAX) 634-6468
会 長：相良 健治
理 事 長：久保井圭子
事務局長：臼井 伸一
代 表 者：久保井圭子
e-mail: h8555keiko@yahoo.co.jp
U R L: <https://tochigi.ltta.jp>
- 一般社団法人
群馬県卓球協会 〒376-0011 桐生市相生町 1-303-1 グントービル 4F
0277-32-4191
(FAX) 32-4192
会 長：茂木 暁至
理 事 長：金井 肇
事務局長：西巻 茂雄
代 表 者：金井 肇
e-mail: gtta@seagreen.ocn.ne.jp
U R L: <https://gtta.jp/>

一般社団法人

埼玉県卓球協会
048-871-6561
(FAX) 871-6560

〒362-0031 上尾市東町 3-1679 スポーツ総合センター内
会 長：濱野加代子
理 事 長：高橋 正郎
事務局長：渡辺信一郎
代 表 者：高橋 正郎
e-mail: saitaku@pearl.ocn.ne.jp
U R L: <http://s-tta.jp/>

一般社団法人

千葉県卓球連盟
047-448-7311
(FAX) 448-7154

〒273-0853 船橋市金杉 8-7-10 大家仁様気付
会 長：鶴澤 久朗
理 事 長：大家 仁
事務局長：安西弥一郎
代 表 者：大家 仁
e-mail: cttf@amail.plala.or.jp
U R L: <https://www.cttf.or.jp>

一般社団法人

東京都卓球連盟
03-5389-2965
(FAX) 5389-2987

〒160-0023 新宿区西新宿 7-18-5 VORT西新宿 402
会 長：宮崎 義仁
理 事 長：斎藤 信夫
事務局長：福島 佑希
代 表 者：斎藤 信夫
U R L: <http://tttf.jp/>

一般社団法人

神奈川県卓球協会 〒231-0032 横浜市中区不老町 2-11-5 栄ビル 2F
045-662-5061 (月火木金 10～15 時)
(FAX) 662-5061

会 長：河原 智
理 事 長：長谷部 攝
事務局長：平岡可奈之
代 表 者：河原 智
e-mail: kanagawa-tta@outlook.jp
U R L: <https://www.ktta.or.jp/>

一般社団法人

山梨県卓球協会
0551-88-0035
(FAX) 88-0035

〒407-0001 韮崎市藤井町駒井 2841 宮澤和彦様気付
会 長：山田かづき
理 事 長：宮澤 和彦
事務局長：中沢 雄次
代 表 者：宮澤 和彦
e-mail: ytta-jimu@blue.ocn.ne.jp
U R L: <http://ytta.sakura.ne.jp/>

一般社団法人

新潟県卓球連盟 〒950-0994 新潟市中央区上所 3-6-20-5 ロイヤルステージ I 103 号室
070-4499-9175 会 長：本間 敏博
(FAX) 025-383-8045 理 事 長：清野 勝彦
事務局長：星野 透
代 表 者：本間 敏博
e-mail: niigatakentakuren@outlook.com
U R L: <http://niigatakentaku.com/>

長野県卓球連盟 〒399-0745 塩尻市大門桔梗町 15-3 レザン桔梗 B 棟 105 号室
0263-31-5597 会 長：今井 竜五
(FAX) 31-5598 理 事 長：塚田 博文
事務局長：井岡 雅彦
代 表 者：井岡 雅彦
e-mail: kentaku2018@violet.plala.or.jp
U R L: <http://nttf.jp/>

富山県卓球協会 〒936-0018 滑川市坪川 368 森敏之様気付
090-8263-7001 会 長：田畑 裕明
(FAX) 076-475-8817 理 事 長：森 敏之
事務局長：斉藤 秀史
代 表 者：森 敏之
e-mail: saitou_hideshi@outlook.jp
U R L: <https://www.toyamatabletennis.com/>

一般社団法人

石川県卓球連盟 〒920-0215 金沢市弓取町 101 稲垣裕様気付
090-2839-1156 会 長：加藤 真一
(FAX) 076-237-5157 理 事 長：稲垣 裕
事務局長：宮前 正陽
代 表 者：宮前 正陽
e-mail: kentaku1@ishikawa-tt.com
U R L: <http://www.ishikawa-tt.com/kentaku/>

福井県卓球協会 〒919-0412 坂井市春江町江留中 25-15-6 玉崎真理子様気付
0776-51-0525 会 長：今村 邦昭
(FAX) 51-0525 理 事 長：朝倉 剛司
事務局長：玉崎真理子
代 表 者：八尾 正博
e-mail: fukui_tta@ybb.ne.jp
U R L: <https://ftta-jtta.jp/>

- 静岡県卓球協会 〒437-1101 袋井市浅羽 2236-7 中嶋英明様気付
 090-9925-3471 会 長：下田一十四
 (FAX) 0538-74-5881 理 事 長：土屋 明
 事務局長：中嶋 英明
 代 表 者：土屋 明
 e-mail: kentaku-nakajima@tg.commufa.jp
 U R L: <https://shizuoka-tta.com/>
- 愛知県卓球協会 〒464-8540 名古屋市千種区若水 3-2-12 愛知工業大学名電高校内
 052-722-3355 会 長：後藤 泰之
 (FAX) 722-3788 理 事 長：大元 司
 事務局長：水野 良彦
 代 表 者：大元 司
 e-mail: akentaku@alpha.ocn.ne.jp
 U R L: <http://attf.jp/>
- 三重県卓球協会 〒514-0823 津市半田 142 津工会館内
 059-264-7571 会 長：杉本 熊野
 (FAX) 264-7572 理 事 長：松生 純明
 事務局長：清水 信夫
 代 表 者：松生 純明
 e-mail: mietakkyu@globe.ocn.ne.jp
 U R L: <https://miettg.com/>
- 一般社団法人
 岐阜県卓球協会 〒501-0634 揖斐郡揖斐川町上野 424-1 宮島潔様気付
 080-6315-3204 会 長：大平 満
 理 事 長：山本 志郎
 事務局長：宮島 潔
 代 表 者：山本 志郎
 e-mail: table.tennis.gifu.association@gmail.com
 U R L: <http://www.toukai.gr.jp/takkyu-gifu/>
- 一般社団法人
 滋賀県卓球協会 〒521-0312 米原市上野 686 堀内安宏様気付
 080-1476-5396 会 長：横江 政則
 (FAX) 0749-50-2521 理 事 長：堀内 安宏
 事務局長：堀内 安宏
 代 表 者：堀内 安宏
 e-mail: shiga2024shiga@yahoo.co.jp
 U R L: <http://www.shiga-tta.net/>

一般社団法人

京都府卓球協会 〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町 70 京都府スポーツセンター内
080-2467-4871 会 長：初田 泰宏
(FAX) 075-692-3482 理 事 長：村上 博巳
事務局長：今西 法子
代 表 者：村上 博巳
e-mail: kyototta@gmail.com
U R L: <https://kyotopingpong.jimdoweb.com/>

NPO 法人

大阪卓球協会 〒550-0012 大阪市西区立売堀 1-2-14 本町産金ビル 5F
090-8321-4363 会 長：平尾 信次
(FAX) 050-3116-3578 理 事 長：谷口 史子
事務局長：太田 晴美
代 表 者：谷口 史子
e-mail: otta@apricot.ocn.ne.jp
U R L: <http://otta-osaka.jp/>

兵庫県卓球協会

〒651-0076 神戸市中央区吾妻通 4-1-6 コミスタこうべ 4 階
078-222-8333 卓球協会事務室
(FAX) 222-8333 会 長：新田 耕造
理 事 長：柳谷 茂昭
事務局長：柳谷 茂昭
代 表 者：新田 耕造
e-mail: hyogotta@gmail.com
U R L: <https://www.htta-official.com>

一般社団法人

奈良県卓球協会 〒631-0827 奈良市西大寺小坊町 1-6 西大寺ビル 3 階
0742-31-4092 会 長：小林 茂樹
(FAX) 31-4092 理 事 長：岩崎 俊哉
事務局長：藤本 圭造
代 表 者：岩崎 俊哉
e-mail: nara-ktta@iris.eonet.ne.jp
U R L: <http://www.nara-ktta.com/>

一般社団法人

和歌山県卓球協会 〒640-8155 和歌山市九番丁 4-1 ラウムズ和歌山九番丁 205 号室
073-432-6939 会 長：茂原 治
(FAX) 432-6939 理 事 長：北畑 光俊
代 表 者：北畑 光俊
e-mail: watakukyo@jupiter.ocn.ne.jp
U R L: <https://www.watakukyo.com/>

一般社団法人
鳥取県卓球連盟
0858-28-0092
(FAX) 28-0092

〒682-0946 倉吉市横田 671 松本秀樹様気付
会 長：依藤 典篤
理 事 長：松本 秀樹
事務局長：藤井嘉津宏
代 表 者：松本 秀樹
e-mail:hideki@ncn-k.net
U R L: <http://www.tottori-ttf.jp>

一般社団法人
島根県卓球協会
090-7898-4699

〒699-0624 出雲市斐川町上直江 424-4 石倉祐介様気付
会 長：山本 祥二
理 事 長：持田 俊司
事務局長：石倉 祐介
代 表 者：持田 俊司
U R L: <https://www.shimane-kentaku.org/>

岡山県卓球協会
086-420-2121
(FAX) 420-2122

〒710-1102 倉敷市茶屋町早沖 548-3 河本充昭様気付
会 長：大森 広志
理 事 長：加藤 慎一
事務局長：上原 明恵
代 表 者：加藤 慎一
U R L: <http://www.okayama-tta.net>

一般社団法人
広島県卓球協会
082-228-7020
(FAX) 228-7022

〒732-0066 広島市東区牛田本町 4-6-14-201
会 長：溝岡 克司
専務理事：仁井田勇二
事務局長：永吉美紀子
代 表 者：末廣 智
e-mail:hiroshima-jimukyoku@car.ocn.ne.jp
U R L: <http://hiroshima-kentaku.com/>

山口県卓球協会
090-3889-6608

〒755-0024 宇部市野原 1-12-26 102 号
会 長：田中 康男
理 事 長：松岡 俊志
事務局長：藤村 茂樹
代 表 者：松岡 俊志
e-mail:yamaguchiken.tta@gmail.com
U R L: <https://sites.google.com/view/yamaguchiken-tta>

一般社団法人

香川県卓球協会
0877-45-6348
(FAX) 46-2698

〒762-0006 坂出市旭町 3-3-26 蓮井和智様気付
会 長：野崎 保夫
理 事 長：片岡 雅浩
事務局長：蓮井 和智
代 表 者：片岡 雅浩
e-mail: hasui-kagawatt@ma.pikara.ne.jp
U R L: <http://kagawa-tta.sub.jp/wordpress/>

一般社団法人

徳島県卓球協会
090-9555-5314
(FAX) 088-625-3128

〒770-0942 徳島市昭和町 7-25
会 長：吉岡 宏美
理 事 長：榎並 正人
事務局長：榎並 正人
代 表 者：榎並 正人
e-mail: enamike61@yahoo.co.jp
U R L: <http://www.tokushima-takkyu.tanuki.jp/>

一般社団法人

愛媛県卓球協会
089-994-6756
(FAX) 994-6756

〒791-3142 伊予郡松前町上高柳 399-1
会 長：遠藤 美武
理 事 長：福原 淳二
事務局長：近藤 健一
代 表 者：福原 淳二
e-mail: contact@ehime-tta.net
U R L: <http://ehime-tta.net/>

一般社団法人

高知県卓球協会
088-872-5669
(FAX) 872-5669

〒780-0043 高知市寿町 7-6
会 長：岡林美津夫
理 事 長：久保 博嗣
事務局長：中平 圭介
代 表 者：久保 博嗣
e-mail: kochi-takkyu@forest.ocn.ne.jp
U R L: <https://www.kochi-tta.jp/>

一般社団法人

福岡県卓球協会
093-616-7653
(FAX) 616-7654

〒806-0048 北九州市八幡西区樋口町 5-10 オフィスビル S A T O 202
会 長：井上 順吾
理 事 長：佐藤 哲也
事務局長：御座岡充子
代 表 者：佐藤 哲也
e-mail: fukutakukyo-ftta@energy.ocn.ne.jp
U R L: <http://www.fukuoka-tta.jp/>

- 佐賀県卓球協会 〒849-0923 佐賀市日の出 1-19-49
 0952-97-8077 会 長：伊藤 正
 (FAX) 97-8078 理 事 長：鈴木健一郎
 代 表 者：鈴木健一郎
 e-mail: saga.kentaku@peace.ocn.ne.jp
 U R L: <http://saga-tta.jp>
- 長崎県卓球連盟 〒852-8155 長崎市中園町 13-4 マンション政 101 号
 095-894-4502 会 長：村 博愛
 (FAX) 894-4503 理 事 長：朝長 靖彦
 事務局長：榎 智嗣
 代 表 者：村 博愛
 e-mail: nagasaki.t.t.f@gmail.com
 U R L: <https://nagasaki-ttf.jp/>
- 熊本県卓球協会 〒862-0950 熊本市中央区水前寺 1-15-4 ダイコー水前寺駅通り 3(1F)
 096-387-2299 会 長：高木 珠江
 (FAX) 387-2301 理 事 長：堀川 好実
 代 表 者：堀川 好実
 e-mail: tta-kumamoto@crest.ocn.ne.jp
 U R L: <http://ken-taku.jp>
- 大分県卓球連盟 〒870-0114 大分市小中島 2-517 豊和卓球センター内
 097-576-9775 会 長：中村 和好
 (FAX) 576-9776 理 事 長：佐藤 公隆
 事務局長：大石憲一郎
 代 表 者：中村 和好
 e-mail: oitakenntaku@wing.ocn.ne.jp
 U R L: <http://www.oita-takkyu.com>
- 宮崎県卓球協会 〒880-0879 宮崎市宮崎駅東 3-2-5 都成商事ビル 203 号室
 0985-71-0692 (毎月・金 13～17 時)※祝祭日は除く
 (FAX) 71-0701 会 長：丸田 哲生
 理 事 長：吉蘭 孝雄
 事務局長：戸高九州男
 代 表 者：吉蘭 孝雄
 e-mail: mtta@miyazakitta.sakura.ne.jp
 U R L: <http://miyazakitta.sakura.ne.jp>

鹿児島県卓球連盟 〒899-2703 鹿児島市上谷口町 2877 ボヌール F 103 号室
099-248-7091 会 長：具志堅 隆
(FAX) 248-7092 理 事 長：新留るり子
事務局長：門園 和男
代 表 者：具志堅 隆
e-mail: kagoshimakentaku@ia9.itkeeper.ne.jp
U R L: <http://kttl.jp>

沖縄県卓球協会 〒904-0023 沖縄市久保田 1-4-15 外間スポーツ店 2F
098-932-9198 会 長：豊里 勝
(FAX) 932-9198 理 事 長：外間 政克
事務局長：東 政仁
代 表 者：豊里 勝
e-mail: okitaku2019@gmail.com
U R L: <http://www.tta.okinawa>

一般社団法人

日本学生卓球連盟 〒150-0041 渋谷区神南 1-4-2 神南ハイム 402
03-3496-9688 会 長：中村 守孝
(FAX) 3496-9668 理 事 長：板垣 賢一
幹 事 長：山崎 響己
代 表 者：高島 規郎
e-mail: japan_kanto_sttf@yahoo.co.jp
U R L: <http://www.jsttf-takkyu.com/>

公益財団法人

全国高体連卓球専門部 〒464-8540 名古屋市千種区若水 3-2-12 愛知工業大学名電高校内
090-2559-9461 部 長：後藤 泰之
(FAX) 052-722-3788 理 事 長：宗片 信一
事務局長：塚田 博文
代 表 者：長瀬 直樹
e-mail: tsukappp@m.nagano-c.ed.jp
U R L: <http://www.koutairen-tt.net/>

全国教職員卓球連盟 〒445-0084 西尾市志貴野町中山 25-1 坂部忠彦様気付
0563-56-5022 会 長：後藤 泰之
(FAX) 56-5022 理 事 長：坂部 忠彦
事務局長：水野 恭彦
代 表 者：坂部 忠彦
U R L: <https://www.zenkokutcttf.com/>

一般社団法人

日本卓球リーグ実業団連盟 〒101-0025 千代田区神田佐久間町 3-38 第5東ビル 205号室

03-5833-2382

(FAX) 5833-2384

会 長：山下 良則

専務理事：佐藤 真二

事務局長：小畑 幸生

代 表 者：小畑 幸生

e-mail: info@jttl.gr.jp

U R L: <http://www.jttl.gr.jp/>

一般社団法人

日本知的障がい者卓球連盟 〒107-0052 港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル 4階

03-6229-5428

(FAX) 6229-5420

会 長：広浦 幸一

理 事 長：山本 健児

事務局長：野村 春衣

代 表 者：広浦 幸一

e-mail: idtt.info@gmail.com

U R L: <https://jttf-fid.org/>

一般社団法人

日本肢体不自由者卓球協会 〒107-0052 港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル 4階

03-6229-5427

(FAX) 6229-5420

会 長：坂井 一也

理 事 長：富岡 勇人

事務局長：時耕佐知子

代 表 者：富岡 勇人

e-mail: jptta-jimukyoku@outlook.jp

U R L: <https://jptta.or.jp/>

一般社団法人

日本ろうあ者卓球協会 〒339-0008 さいたま市岩槻区表慈恩寺 1420-59 旅川正人様気付

理 事 長：今西 伸行

事務局長：藤川 太郎

代 表 者：今西 伸行

e-mail: jdtta@jdtta.com

U R L: <http://www.jdtta.com/>

10 会員お見舞い制度

本協会は、本協会登録会員が、国内で開催される本協会又は加盟団体あるいはその傘下の団体が主催または主管する公式行事（大会、研修会など）に参加中に傷害が発生した場合に、見舞金を支払う。

1. 対象とする期間

- イ. 居住地または宿泊場所から出て、通常のルートを経て行事会場に至る区間で発生した傷害
- ロ. 行事開催中に発生した傷害
- ハ. 行事会場から居住地または宿泊場所に至る帰路で発生した傷害
- ニ. 宿泊を伴う行事の場合、居住地から宿泊場所に至る区間で発生した傷害

2. 見舞金の額（診断書補助金込み）

- ・本協会が主催または主管する行事
- ・加盟団体またはその傘下団体が主催または主管する行事
 - イ. 死亡（事故発生 30 日以内） 100,000 円
 - ロ. 入院治療 60,000 円 以下
 - ハ. 通院治療 20,000 円 以下

3. 申請方法

各都道府県卓球協会（連盟）は、本制度の対象となる傷害が発生した場合、発生後 30 日以内に別紙「見舞金申請書（事故報告書）」及び「診断書」に必要事項を記入し、本協会事務局まで提出をする。

4. 支払い方法

本協会は、申請を受け次第、遅滞なく規定の見舞金を、各都道府県卓球協会（連盟）を通じて、本人に支払う。

5. 本協会は、本お見舞い制度を実施するにあたり、当該年度会費収入の 0.5%程度 の予算計上を行う。

6. 本制度は、平成 10 年 4 月 1 日より実施する。

本制度は、平成 16 年 12 月 18 日に改定し、平成 17 年 4 月 1 日より実施する。

本制度は、平成 22 年 6 月 19 日に改定し、平成 22 年 7 月 1 日より実施する。

見舞金申請書（事故報告書）

公益財団法人 日本卓球協会 御中

年 月 日（記入日）

下記のとおり別紙診断書（または医療機関所定の診断書）を添えて申請いたします。

受 傷 者	氏 名		
	生年月日（西暦）： 年 月 日生		
	現住所 〒		
	電話番号		
所属チーム名			
受 傷 日	年 月 日	午前・午後	時頃
参加行事	名称		
	行事期間 年 月 日 ～ 年 月 日迄		
	場所		
医療機関名			

※事故発生の際はすみやかにご通知下さい。事故の日より 30 日以内に申請（報告）がない場合には、見舞金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

申請者（会員） → 各都道府県卓球協会（連盟） → 日本卓球協会

..... 以下、各都道府県卓球協会（連盟）記入欄

都 道 府 県 名	責 任 者 名	連 絡 先
	印	TEL

..... 以下、日本卓球協会記入欄

日卓協受付日	支払金額	支払日	担当者印	責任者印

診断書（医療機関利用証明書）

受 傷 者	氏 名					生年月日(西暦)： 年 月 日生				
傷害発生日	年 月 日					午前・午後 時頃				
	事故場所： 都／道／府／県					市・区				
傷 害 名										
傷害の原因										
治療状況	初 診 日 年 月 日 ～									
	入院開始日 年 月 日 ～									
前医 又は紹介医	医 師 名：									
	医療機関名：									
受傷から初診までの経過										
初診時の所見及び経過（医療内容・経過等）										
上記のとおり証明します。 年 月 日										
所在地										
医療機関の	名称									
	科名									
	電話番号									
	医師名 印									

※訂正の場合は必ず証明印による捺印をお願いします。

※別紙の申請書と併せて各都道府県を通し、本協会へ提出（郵送）をお願いします。

申請者（会員） → 各都道府県卓球協会（連盟） → 日本卓球協会
 以下、各都道府県卓球協会（連盟）記入欄

都 道 府 県 名	責 任 者 名	連 絡 先
	印	TEL

..... 以下、日本卓球協会記入欄

日卓協受付日	支払金額	支払日	担当者印	責任者印

日本卓球協会 公認品目一覧

2026年7月6日

NO.	公認指定業者名 ※五十音順	基本ブランド	競技用服装 (ユニフォーム)	ラケット	ラバー	テーブル	ボール		ネットアセンブリ		フロア マット	接着剤
							40mm	44mm (ラージ)	ネット	サポート		
1	アームストロング株式会社	Armstrong		○	○							
2	株式会社アンドロジャパン	andro	○	○	○		○					○
3	株式会社アンビション	WRM	○	○								
		銀河		○								
		OSP		○								
4	イルマソフト株式会社	DONIC	○	○								○
		akkadi		○								
		THE WORLD CONNECT	○	○			○	○				○
5	ウイングスパン合同会社	WINGSPAN		○								
6	株式会社エバニュー	EVERNEW				○						
7	株式会社小川長春館	ogawa				○						
8	小川貿易株式会社	BUZZING	○									
9	株式会社河合楽器製作所	KAWAI				○						
10	株式会社コクタク	KOKUTAKU		○	○							
11	株式会社三英	SAN-EI		○		○			○	○	○	
12	株式会社サンケイ技研	SANKEI			○							
13	株式会社サンラッキー	Sun Lucky		○	○							
14	株式会社ジュウイック	JUIC	○	○	○							
		Dr. Neubauer		○	○							
		cornilleau										
15	新サム株式会社	T. MIRACLE	○									
16	株式会社シンビージャパン	TIZOO	○									
17	スティガススポーツジャパン株式会社	STIGA	○	○	○							○
18	スマイル株式会社	Smile		○								
19	東リ株式会社	TOLI									○	
20	豊通ファッションエクスプレス株式会社	Admiral	○									
21	センターフィールド株式会社	RALLY ACE		○								
22	多衣夢工房	UeA	○									
23	株式会社ダーカー	DARKER	○	○								
24	株式会社卓永	XIOM	○	○	○	○						○
25	株式会社タマス	Butterfly	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		フロイライン	○									
26	TIBHAR JAPAN 株式会社	TIBHAR	○	○	○							○
27	デジックスアンドリンク株式会社	Killerspin	○									
		BMD-HS	○									
28	トーエイライト株式会社	TOEI LIGHT				○						
29	株式会社ドクターヤン	the egg	○	○								
		Blütenkirsche		○								
		Dr. YANG		○								
		SANWEI		○								
30	西尾レントオール株式会社	Sport Court									○	
31	日本卓球株式会社	Nittaku	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		双喜		○	○		○					
32	株式会社ASKスポーツ (旧 ASP)	NEW HEDGE	○	○								
33	株式会社VICTAS	TSP	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		VICTAS	○	○		○	○	○	○	○		○
34	有限会社ブラウド	NevaGiva	※13	○	○							
		TMOUNT KTS		○								
35	ミズノ株式会社	Mizuno	○	○	○	○			○	○		
36	株式会社ミライジュ	RHIDA		○								
37	株式会社ムーブ	ムーブ	○									
38	株式会社 ヤサカ	YASAKA	○	○	○	○	○		○	○		○
39	株式会社ユニバー	UNIVER				○						
40	株式会社YOTSUMOTO	FINALWINNER	○									
41	ヨーラ・ジャパン 株式会社	JOOLA	○	○	○	※9	※7	※8	※10	※11		○
42	株式会社ラリーズ	Rallys	○	○								
43	株式会社ルーセント	LUCENT	○									
	LAマイスター株式会社	Tinsue									※12	
	株式会社啓文社	Nozomi			※14							
		TIZOO	※15									
	アシックスジャパン株式会社	asics	※16									
	Wizard株式会社	Wizard		※1								

※7・8・9・10・11 ヨーラブランドのボール・テーブル・ネット・サポートの有効使用期限は2026年10月1日です。

※12 LAマイスターのTinsue ブランドのフロアマットの使用有効期限は2026年10月1日です。

※13 ブラウドのNevaGivaブランドの競技用服装の使用有効期限は2027年3月末日です。

※14・15 啓文社のNozomiブランドのラバーの使用有効期限は2027年8月末日です。

※16 アシックスasicsブランドの競技用服装の使用有効期限は2027年10月15日です。

※1 WizardのWizardブランドのラケットの使用有効期限は2028年3月末日です。

★消耗品である「ボール・ラバー・競技用服装・ラケット」は公認期間を外れてから使用有効期間は2年間ですが、恒久品である「テーブル・ネット・サポート・フロアマット」はそれ以降でもJTTA主催の全国大会では使用できませんが、体育施設などで『規格品』としてそのまま使用可能です。

JTTA 公認ラケット・登録刻印

2026年7月6日現在

No.	会社名	基本ブランド	刻印	
1	アームストロング株式会社	Armstrong	アームJTTAA	JTTAA
2	株式会社アンビション	WRM	WRM-JTTAA	
		銀河	G-JTTAA	
		OSP	OSP-JTTAA	
3	株式会社ASKスポーツ（旧 ASP）	NEW-HEDGE	JTTAA	
4	イルマソフト株式会社	DONIC	D - JTTAA	
		akkadi	A - JTTAA	
		The World Connect	T - JTTAA	
5	ウイングスパン合同会社	WINGSPAN	JTTAA	WIN-JTTAA
6	センターフィールド株式会社	TOP FIELDER	C-JTTAA	JTTAA
		RALLY ACE		
7	株式会社小川長春館	Ogawa	OG-JTTAA	
8	株式会社コクタク	KOKUTAKU	K-JTTAA	
9	株式会社三英	SAN-EI	J.T.T.A.A.	
10	サンラッキー株式会社	Sun Lucky	JTTAA	
11	株式会社ジュウイック	JUIC Dr.Neubauer	JTTAA	
12	スティガ・スポーツ・ジャパン株式会社	STIGA	J.T.T.A.A.	ST-J.T.T.A.A.
			U-J.T.T.A.A.	
13	スマイル株式会社	Smile	S-JTTAA	
14	株式会社ダーカー	DARKER	JTTAA	
15	株式会社 卓永	XIOM	JTTAA	
16	株式会社タマス	Butterfly	タマスJTTAA	JTTAA
17	TIBHAR JAPAN 株式会社	TIBHAR	TI-JTTAA	J.T.T.A.A.
18	株式会社ドクターヤン	the egg	DY-JTTAA	
		BLütenkirsche		
		Dr.YANG		
		SANWEI		
19	日本卓球株式会社	Nittaku	N-JTTAA	
		双喜		
20	デジックスアンドリンク株式会社	Killerspin	JTTAA	
21	有限会社ブラウド	NevaGiva	JTTAA	P-JTTAA
22	株式会社アンドロジャパン	andro	an-JTTAA	JTTAA
23	ミズノ株式会社	Mizuno	JTTAA	
24	株式会社 ミライジュ	RHIDA	JTTAA	
25	株式会社ヤサカ	Yasaka	JTTAA	
26	株式会社VICTAS	TSP VICTAS	JTTAA	
27	ヨーラ・ジャパン 株式会社	JOOLA	JTTAA	ヨーラJTTAA
28	株式会社 ラリーズ	Rallys	J.T.T.A.A.	

※1 WizardのWizardブランドのラケットは2026年3月末日をもちまして取り下げとなりました。
使用有効期限は2028年3月末日です。

※2 スティガブランドのラケットに関しては、ヤサカのプレートがついている場合でも公式戦にて
使用できます。（ヤサカ様の取り扱い時期もありましたので）

日本卓球協会 公認用具指定業者 一覧

2026年7月6日

	会社名	住所	TEL	FAX
1	アームストロング(株)	〒116-0012 荒川区東尾久1-3-2	03-3819-2701	03-3819-2703
2	(株)アンドロジャパン	〒171-0032 豊島区雑司が谷2-3-3-2F	03-5904-9114	03-5994-9115
3	(株)アンビション	〒290-0024 市原市根田2-3-31	0436-24-4275	0436-23-1990
4	イルマソフト (株)	〒358-0041 入間市下谷ヶ貫874-1	04-2936-1240	04-2936-1425
5	ウイングスパン (同)	〒252-0141 相模原市緑区相原6-10-6	042-703-4189	
6	(株)エバニュー	〒136-0075 江東区新砂1-6-3 JMFビル東陽町02 6F	03-3649-3052	03-5683-5946
7	(株)小川長春館	〒721-0942 福山市引野町5-4-23	084-941-0230	0849-41-3099
8	小川貿易(株)	〒215-0021 川崎市麻生区上麻生4-57-21-206	090-5205-3781	
9	(株)河合楽器製作所	〒430-8665 浜松市中区寺島町200	053-457-1281	053-457-1304
10	(株)コクタク	〒263-0001 千葉市稲毛区長沼原町483-31	043-257-6785	043-257-0305
11	(株)三英	〒270-0119 流山市おおたかの森北1-8-6	047-153-1511	047-153-3627
12	(株)サンケイ技研	〒334-0061 川口市新堀1024-10	048-290-1291	048-295-9461
13	(株)サンラッキー	〒537-0012 大阪市東成区大今里3-12-23	06-6981-4626	06-6981-6740
14	(株)ジュウイック	〒352-0011 新座市野火止4-6-1	048-479-2011	048-479-2013
15	新サム(株)	〒930-0985 富山市田中町5-4-10	076-491-1689	076-413-5050
16	(株)シンビジャパン	〒157-0061 世田谷区北烏山9-2-1	03-6424-5304	03-6424-5309
17	スティガススポーツジャパン(株)	〒342-0027 吉川市大字三輪野江2023番地の2	048-967-5151	048-940-9952
18	スマイル(株)	〒569-0007 高槻市神内2-9-28 ネスタジア 1 階	072-669-8682	072-669-8683
19	豊通ファッションエクスプレス (株)	〒102-0083 千代田区麹町2-4 麹町鶴屋八幡ビル 8F	03-5657-7100	03-5657-7095
20	センターフィールド (株)	〒390-0851 長野県松本市大字島内5188-1	0263-47-7214	0263-47-7767
21	多衣夢工房	〒963-4603 田村市常葉町西向字下川原82-3	0247-73-8088	0247-73-8078
22	(株)ダーカー	〒162-0041 新宿区早稲田鶴巻町540	03-3202-9236	03-3202-9188
23	(株)卓永	〒162-0843 新宿区市谷田町1-10 プライム市ヶ谷ビル 4F	03-6206-0995	03-6206-0996
24	(株)タマス	〒166-0004 杉並区阿佐谷南1-7-1	03-3314-2111	03-3314-2124
25	TIBHAR JAPAN (株)	〒162-0041 新宿区早稲田鶴巻町534 川尻ビルB1F	03-6233-7506	03-6233-7506
26	デジックスアンドリンク(株)	〒501-6330 羽島市掘津町2151	058-397-0565	058-397-0564
27	トーエイライト(株)	〒340-0022 草加市瀬崎町5-24-11	048-921-1211	048-921-1311
28	(株)ドクターヤン	〒490-1104 愛知県あま市西今宿平割三29-1	090-1781-7557	
29	東リ(株)	〒664-8610 兵庫県伊丹市東有岡5-125	06-6494-6626	06-6494-5545
30	西尾レントオール(株)	〒108-0022 港区海岸3-21-32 安田芝浦7号ビル2階	03-3455-4500	03-6809-6595
31	日本卓球(株)	〒101-0024 千代田区神田和泉町1-2-8	03-3862-0911	03-3862-2784
32	(株)ASKスポーツ(旧 ASP)	〒351-0036 朝霞市北原2-13-8-B101	048-423-6804	048-423-6804
33	(株)VICTAS	〒135-0034 江東区永代2-31-1 いちご永代ビル 8F	03-5639-9811	03-3641-9977
34	(有)ブラウド	〒652-0815 神戸市兵庫区三川口町3-3-3	078-578-8036	078-578-8037
35	ミズノ(株)	〒559-8510 大阪市住之江区南港北1-12-35	06-6614-8263	06-6614-8378
36	(株)ミライジュ	〒221-0021 横浜市神奈川区子安通1-66	045-273-6565	045-273-6565
37	(株)ムーブ	〒651-0084 神戸市中央区磯辺通4-1-38-601	078-230-2577	078-230-2588
38	(株)ヤサカ	〒130-0021 墨田区緑3-7-21	03-3634-5158	03-3634-5159
39	(株)ユニバー	〒431-3101 浜松市中央区豊町750-1	053-433-5611	053-433-7140
40	(株)YOTSUMOTO	〒354-0043 入間郡三芳町竹間沢317-15	049-259-5131	049-259-5131
41	ヨーラ・ジャパン (株)	〒180-0004 武蔵野市吉祥寺本町2-4-18コレスタ吉祥寺II-9F	0422-29-3804	0422-29-3805
42	(株)ラリーズ	〒112-0003 文京区春日1-5-3 春日タウンホーム 1 階-C	03-6822-5024	03-6822-5024
43	(株)ルーセント	〒277-0872 柏市十余二348	04-7131-0187	04-7131-9262